

太郎(吉田)其の外日常の同志へ悉く御見せ、是非書附を以て御聞かせ下さるべく候。日下(久坂玄瑞)も多分此の書達せぬ内に東下ならん。同前。書成る時丑の鐘耳に徹し候。一人の奸猾さへ付し候へば、天下の事は定まり申すべく候。癡(シラ)其巨魁(シラ)脅從(シラ)無治(シラ)。此の八字變に處するの大活術なり。僕目指す所の奸物一向恐るるに足らず。都合江戸の一邸のみ。且つ新宮(和州の水野)の人心甚だ服せず、是れを以ても奸物の奸たるを知るべし。入鹿を誅した事實を覚えて居る人は一人もなきか。水戸には立派な大日本史がある、出して見給へ。營中で打捨てるは上策、一邸を襲ふは中策、坐視觀望は言ふに足らざるなり。此の事越前より行はれ候はば妙々。此の一條は同志へも秘密、山田(吉田東篤)へ御謀り然るべく候。此の外策なし、嗚呼嗚呼。一夕は入鹿を誅し、直足にて登營、入鹿の罪を明白に書き立て將軍へ呈し、前の八字の意味を合せ天下へ大令を發すべし。天下は一夕に定まるに。然る後 天朝尊く幕府重し。藤氏の尊榮乃ち越氏に歸するなり。(普全九)

此の計畫は、在江戸の同志だけで出来る事ではない。それだから先づ越前の連中に謀つて見よと云ふのであるが、何れにしても主に同志をして實行せしめんとしたものに相違ない。若しこれが實行された日には、幕府にとりては實に容易ならざる問題である。この手紙を受取つて、松洞始め同志一同はどう決心して返事したか、その邊一向に分つて居ない。その後何の實行も噂に上らなかつたらしいから、多分乘氣にならなかつたのでそれきりにしてしまつたのであらう。

此の事件は、從來一般に松陰の事蹟を傳ふるものが、特筆して居ないが、松陰の事蹟の上では、間部要撃事件に匹敵すべき重大事件である。それ故に、最後の審判に於いて、間部事件が極刑に該當したとすれば、これも亦

それに劣らぬ事件と見做される筈であつたと思ふ。

二、皇城守護策より間部要撃策

安政五年六月七日に、萩を發して京都に行き、天下の形勢を探索しつつあつた中谷正亮からの通報によれば、井伊大老が、密に 天皇を彦根に遷し奉らんとするとの風説があつたので、恰もよし、この頃長州藩が兵庫警衛を命ぜられた時であつたから、取敢へずその警衛を名として軍隊を東上せしめ、いざと云ふ場合に應ぜしめんとしたのである。尤も其の外に、特別任務のもの二十人許りを京都・大阪地方に遣はし置き、兒島高德の故智に倣はしめんとした。七月下旬附藩府の役人清水圖書に與ふる書に、

別紙中谷正亮書翰の趣、京阪御留守居役其の他よりも連々申し参り候に之れあるべく候所、何とも切迫に相見え候。當月末迄に彦根(井伊大老)上洛 天子を擁去し候計策、兒島高德に先だち候も今日と存じ奉り候。右に付き早速御同勢差出され、然るべき事に存じ奉り候へども、只今右の御手當と申し候ても、如何にも過激なると申す説も之れあるべきに付き、兵庫御警衛人數と號し、急々差出され度く候。且つ又外に文武修行に名を託し、二十人程も精忠の士を差越され度く、尤も此の面々恐れながら御前に召出され御直(直)に、彦根の事、其の外上國甚だ不穩の風説も之れあり、旁々 天朝誠に御氣遣敷く思召し候。之れに依り、修行中居所彼れ是れ京都御留守居へ申出で置き、京攝邊に忍び居り、彦根の風説相違も之れなき事に候はば、場合を見計ひ兒島高德に先だち候へよ、と仰せ聞けられ差登さるべく候。(戊午圖 室文稿)

と、これがこの一件を物語つて居る。次に松陰が七月廿四日に書いた覺書なるものがある。

「御意の旨、御文中に云ふ、今日を異變の始めと心得、無二の覺悟を極むるに於いては本懐たるべし。

(註) 御意の旨とは、藩主毛利敬親兵庫警衛の幕命を受け、その地京師に近く特に任務の重大なるに鑑み、七月二十三日老臣を會して諭書を授け藩士に示す。

右に付き戊午七月二十四日、松下塾に於いて申し談じの件々左の如し。

- 一、同隊同伍は勿論、朋友知音志を合せ、御意に相叶ひ候様、相互に氣を附け合ひ申すべく候事。
 - 一、兵具並びに軍用金腰兵糧等の詮議の事。
 - 一、家内無用の雜具賣拂ひ黄金に代ふる事。
 - 一、飲食居所の費を省く事。
 - 一、文武の諸藝出精の事。
- 右の外にも心附き次第、追々書入れ仕るべく候事。

寅次郎書

これで見ると、松下村塾の連中が、一隊を作つて急に應じようとして居るやうである。以ていかに緊張して居つたか、又いかに眞劍になつて居つたかが分る。恰もよし八月の一日には、戸田村の壯士二十六人が松下村塾にやつて来て練兵に加はつた。この練兵は松下村塾附近だけではうまく行かないと見えて、十八日には近所の大井濱に行つてやつて居る。このことを説明する文書は、第一に松陰から藩府宛の願書である。

覺(舊全七)
(ノ四〇)

來る十五日、若し雨天の節は廿日、當島宰判(萩一體の地方を云ふ) 大井濱に於いて、山鹿流備立訓練仕り、金鼓貝小銃等相用ひ度存じ奉り候。尤も大砲等取扱ひ候儀は之れなく、小銃も玉なしにて諸事往來地下人等へ相支り申さざる様仕るべく候間、何卒差免され下され候様願ひ奉り候。此の段宜しく御沙汰下さるべく候以上。

次は此の訓練の打合せ會をやつた時の回章案である。
回文を以て御意を得候。然れば、來る十五日……仕るべき段願ひ出候。右に付き十三日明倫館において諸事申談し備立て打合せをも致し候間、御練合せを以て御出で成さるべく候以上(同上)。

これによれば所謂打合せ會を明倫館でやつて居る。然し松陰は果して明倫館に行つたかどうか、思ふに松陰は塾居中であるから、公然と外出はすまい。只だ松本村に於いて兵學門下生の相談にのり、門下生を使つて畫策したものであらう。然しそれは極内々にして置くわけには行かず、これが主なる動機となつて、兵學門弟の妻木・藤井・諫早などから、家學教授許可願となつたのであらう。それが七月十九日に出願して、同廿日に許されて居る所を以て見れば、この問題は七月中旬頃から急に持ち上つて居たらしい。

この大井濱の訓練が如何なる都合でか八月十八日に行はれて居る。多分雨天順延でもあつたのであらう。八月十九日松陰より江戸にある松浦・吉田宛の手紙に、

今日十八日は流儀の練習にて、大井濱へ皆々出發、銃陣短兵隊等之れあるなり。此の起りは堅田(周防國戸田村に采邑を有する藩の老臣)家來河内紀令大いに奮發、二十六人位壯士を知行所より召出し、練兵を頼み、當月朔日より松下塾に於いて日操致し候よりの事なり。亦一盛事。飯田正伯も旗役となる、亦一奇に非ずや(舊全九ノ八一)。

と。尙ほ致に参考となるべき史料は、門人小野正朝(五位)の自筆履歴書に、小野が火工術に巧みで、地雷を製造し、扇の芝・劍先と云ふ處に装置して實驗した時に、潜に先師(松陰)を背に負ひて該處に至りとあるから、或は松陰が松本村を出たかもしれぬ。

(註) 一般には松陰が絶對に杉家又は松下塾を去つたことがないやうに聞えて居るが、隣家の吉田榮太郎に赴いたことは確かに記録に残つて居る(佐世八十)。又養母の里方、黒川村の森田家には夜間屢々訪づれたことが同家の語り傳へである。養母は未亡人になつてからはずつと里方に居つたので、母を訪づれることは人情の然らしむるところでもある。

なほ松下隊の實際の準備計畫が如何なるものであつたか、十一月六日に、松陰から藩の役人前田孫右衛門に宛てた手紙の内に、

別紙願事近日發し候様同志中追々盟約仕り置き候。右に付き左の件々御周旋願ひ奉り候。

一、クトボール三門(輕便な連射)、百目玉筒五門、三貫目鐵空彈二十、百目鐵玉百、合藥五貫目貸下げの手段の事。

一、京師へ傳之輔(伊藤)・悦之助(惣)兩人早々御遣はし下され度く頼み奉り候事。但し梅田一件の手都合のため甚だ差急ぎ申し候事。

一、長崎へ組の者一人、肥後へ組の者一人御遣はし相成り候様頼み奉り候事。肥後人愛敬左司馬先日(佐世八十)によれば、愛敬は十一月二日松下村邊に來る來り候に付き、一通りの事申し約し置き候。是れへ一書注進遣はし度く候(普全九ノ)。この準備は頗る大掛りなものである。これに要する人員は少くも五十人又は百人は必要であらう。然らば所謂松

下隊だけではどうであらう。而して又この隊は何に使用するつもりか、始めは名を兵庫警衛に假りて 皇城守護のつもりに相違ない。然るに天下の形勢は益々險惡になつて來た。十月の末には松陰の友人即ち赤川淡水が來て、尾・水・薩・越の有志が井伊大老を打果す計畫があり、長藩にも相談があつた。長人が加はるか否か未だ決せず、山縣半藏が江戸より歸ればことが判然すると云ふのであつた。松陰はこれを知き、苟も古來勤皇藩を以て名ある我が毛利藩が、尾・水・薩・越の四藩に隨從するのは面目ない。故に此の際参加は斷つて、別に京都の勤皇黨を壓迫して横暴を極めて居る間部下總守を打果さんと決心した(松陰の文書には、間部と共に内)。山縣は十一月五日に歸つて來て四藩に参加は斷つた旨を傳へたらしい。そこで松陰は十一月六日斷然間部要撃の策を決して血盟團を募り、十七名の加盟を得た(永訣書・殿囚紀)。右の大砲の準備は同じく十一月六日附になつて居る。故にこの準備はこの要撃策に使用するものらしい。頗る大袈裟なものであるが、表向きは兵庫警衛を名として上京するものであらうから差支はあるまい。即ちこの際は始めは 皇城守護策の爲に出來たものであるが、後には間部要撃策にも轉用し得ることになつた。

三、大原下向策の内容

大原下向策は、安政五年九月廿八日、松陰より「大原卿に寄する書」(戊午函)と、同年十二月廿一日の大原三位宛書簡並に殿囚紀事(室文稿)等により一通りは分る。而してこの策は始め大原三位から持ちかけたものである。即ち

御高議(三)に云はく、此の上は吾が輩(大原)一命を投げ候ても、身を奴隷に致し候ても、諸侯の國に往き其の

大臣に相對致し、一藩の國是聞き糺すの外之れなく候。汝が藩の大臣能く我れに面するや。若し能く我れに面せば、我れ即ち策を決して西下せんとの御事(普全五ノ二五四)。

とは、松陰が大原に宛てた書面の一部である。これに就いて自分の見込みを述べ、

公卿間より親しく御下向御説破遊ばされ候はば、四五藩位は立所に應ずる者も之れあるべきか。一旦義旗舉がり候上は、雲霞の如く天關に拜趨仕り候段疑之れなく候云々(普全五ノ二五五)。

私共同志の者計り募り候とも三十人五十人は得べくに付き、是れを率ゐて天下に横行し奸賊の頭二つ三つも獲候上にて戦死仕り候も、勤王の先鞭にて天下の首唱には相成り申すべく、私儀本望之れに過ぎず候(同前二五七)

と云つて居る。然しそれが簡單容易には運ばないうちに、その後又開部要撃策が飛出したので、一時中止となつた。ところが生憎要撃策の方が破れたので、再び下向策が現はれて來たらしく、愈々本腰になつて詳しい具體案を作つたのは、早くも安政五年の十二月以後らしい。次に掲ぐるものは即ちそれである。

覺悟(普全一二一三二)

一、君公御諫め仕り勤王致すべく候事。成れば榮寵を今日に辱うし、成らずば聲名を萬世に傳ふべし。

一、當御發駕之れあり候ては、來る御歸國までは先づ勤王攘夷は申し難き勢なり。其の内に天朝幕府の事片付き候時は、御當家何の面目あらん。吾が輩何の面目あらん。されば御發駕迄に是非身命差上ぐべき事。尤も同志中一統皆打死仕り候とも、忠義の種は盡き申さざるに付き、御當家の御間缺けには相成り申さず候へども、若し後を氣遣ひ候人々は從駕東行もすべし、草野潜伏もすべし。

處置

一、大原策成就の手段、早々同志中三人程上京、神速に事を決すべし。三人の心當りの事、各々工夫すべし。大抵なれば亡命は好まず候。無名の勇士尤も妙。

一、大原(三)着(森着)、町宿にても可なり。小田村・久保・暴徒八人(近頃暴徒と目されし人々、岡部佐世・福原有吉・作間・入江・吉田榮太郎・品川)其の他同志の面々用達のため入込むべし。心當りの人物仙吉(岡)・傳之助(藤伊)・和作(野村)・松助(山杉)・小助(山縣)・直八(山時)・徳民(野増)・佐世彦七・來島又兵衛・桂小五郎・前田孫右衛門・尖戸九郎兵衛・中村道太郎・兼重護藏。

一、大原居所は鞆負(浦)殿謁見相濟みの上にて謀るべし。

一、彈正殿(田益)・主殿殿(世佐)・鞆負殿相對急務たるべし。相對の上、京師へ飛脚

一、君公御相對の取計ひ方評議。御相對の上、同斷君側の面々へ得と趣吞込ますべし。

一、大原世子へ急に宥志の土兩三人附け遣はすべし。是れは公儀へ召捕らるる覺悟にてゆくべし。召捕られば、長門浪人と唱へ然るべきか。

一、京邸留守人物選ひの事。

一、京師手入れの一條、大原へ託すべし。

一、筑前・肥前・肥後・薩摩・久留米・柳川等へ達しの事。是れは一人物を長崎へ遣はし、來原同伴然るべく候。

一、御末家(清末・長府・徳山) 岩國は大臣呼出し然るべく候。

一、藝・備・因・作等へ使者。

一、四國へ使者。九州・四國・中國の三使者いづれもむざとは遣はすべからず。假令ば肥後長岡監物など、柳川立花壹岐などへ便るべし。

一、久坂・半井・高杉・松浦・中谷・尾寺・飯正(飯田正伯)

一、秋良・赤根父子・白井・大賀・森田(忠助)

一、小國・萩野・大谷

一、生田

一、大原卿下向の事に付き、幕府より嚴命之れあり、訊問致し候はば、公武合體、徳川扶助の爲なりと有體に申立つべく候。

大原下向の事、全く不良を謀るに非ず。コンシユル申立の條々、神國の御汚れと相成り候儀、殊に徳川家御不利の事に付き、朝廷にても深く、睿慮を憫ませられ候處、其の所詮も之れなく、條約調印等も之れあり候事に付き、外様家よりも重ねて赤心申立て然るべしとの事にて下向致され候譯に御座候。若し又幕府より理不盡に人數差越し、召捕り候はば、無法ものに付き一戰に及ぶとも苦しからず候。

此の方案の年代は早くも安政五年十二月以後であらう。と云ふのは先づ文中に暴徒八人云々とあるにより、十二月六日以後なることがわかる。又來島又兵衛・桂小五郎・傳之助・和作などを大原接待員附の中に數へて居るが、桂は十二月十七日に、傳之助・和作は十二月廿八日に萩に歸つたのである。而して久坂や松浦等が又役割がきまつて居ないのは、この兩人の歸らぬ以前であらう。久坂は二月十五日に萩に歸り、松浦は二月十三日に野山

獄に松陰を訪うて居る。故にこの書の起案は十二月廿八日以後、二月十五日以前と見ればよい譯である。ところが後に述ぶる如く、一月九日以前といふことになるのである。兎に角松陰はこの方案を以て村塾の同志に相談したらしい。當時の村塾主宰者は無論小田村伊之助である。その模様は次の手紙によつて分る。

(小田村伊之助より松陰宛)

京都潛行大原を伴ひ歸り候貴案合議仕り候處、是れは炎火に投じ候迄にて塾中の志渠の卿へ未だ通ぜず候内、早く執捕を受け申すべくや。京師近日細索尤も緊し。先に井上與四郎、繼いで周布、後に北條、皆細索を主とし、志士の舉事に途を塞ぎ候爲に參り、多分は事成り申す間敷く候。始計を詳審に仕らず候て輕舉仕り候はば、徒らに禍敗を媒する斗りなり。尤も志士事を爲す、吉凶禍福は預め計る所に非ずとも、(一)看々炎火に投じ候様の策は然るべからずや。此の事子遠にも謀り、彼れも粗ぼ其の意を領し申し候。貴案如何(普全九ノ一八七)。

正月初九日

(松陰より小田村へ返書、同紙に書す)

三好在京にては鳴程手出し六ヶ敷く之れあるべし。尤も周・井は東下仕らずや。北條のみに候はば亦手も出で申すべきかとも存じ奉り候。尤も好物巧みに廻り、大原へ一人の間諜を入れ置き候へば、最早致方絶え果て申し候。

(一)此の論固より然り。(二)子遠へ一策漫りに申し遣はし置き候。亦投炎の類か。

これでこの問題は打切りになり、次は水戸密使や清末策や大高・平島の問題即ち要視策に移つて行つたのである。

第十四章 松陰と素行との關係

自分は松陰の精神を徹底的に了解するには、素行を徹底的に研究しなければならぬと考ふるものである。何となれば、幼少より山鹿流兵學師範の家を繼いだ松陰が、學統の先祖素行を崇拝することは寧ろ當然のことであるが、その崇拜がいかにも眞剣で、宗教信者が敬祖に對するものと殆ど變りがないからである。故に自分は、松陰より素行へと、從來多少調べてゐるもので、從來所々に述べたところでもあるが、いま試に兩者の關係を纏めて述べて見ようと思ふ。多少重複あるは諒とせられ度い。

一、山鹿家と吉田家の關係

松陰は杉百合之助の次男であるが、六歳の時に仲父吉田大助の家を繼いだ。この吉田家は代々長州藩の山鹿流兵學師範を職とするもので、これが松陰と素行との關係を生ずるに至つた因縁である。吉田大助は吉田家の第七代に當つて居る。その第一代が吉田友之允である。尤も吉田姓の始めは、尙ほ二代以前であるが、吉田家では友之允を第一代としてゐる。この人はもとは出雲の人で三島姓であつたが、吉田家に養子となつて家を繼いだのである。この吉田友之允は、素行の嫡男高基の弟子で山鹿流の免許皆傳を得て居る。その免許目録は侍用武功祕事四條・城築祕事七條・大星傳・三重傳で、その外に吉田家には武教全書・武教要録・配所殘筆・山鹿語類・中朝事實等數十冊の素行の著書が残つて居る。

右の内で大星傳・三重傳の目録だけは高基の署名があり、友之允の宛名がある。他の二つの祕傳には、高基か

ら傳へられた目録は残つてゐない。以上が吉田家に現存する兩家のつながりを示す文書である。山鹿家の方に何か關係文書がないかと思つて搜索して見たところ、高基から友之允に與へた自筆文書の控一片がある。その文に、

「下治

身を利する者は、^{みづか}自の知を以て知と爲し、自の行を以て正と爲し、下問を好まず、學を好まず、人の之れを稱譽するを以て實と爲し、専ら利口に趨り、國家の財用を聚め以て自ら率するなり。

意行者は先例を問はず、自の知を以て事を處し、久遠の法を思はず、唯意の發するところに従つて事を決し、政務悉く利口に涉り、篤敬の實なし。

情に任ずる者は、人を用ゐる職に任ずるに、自情に合ふを以てして選ぶこと精しからず、審かに問はず、専ら人の毀譽を以て之れを擧げ、之れを措む。故に人皆伴りて外を飾り、情を矯めて人の意に合せんとす。

夫れ下治は俗日に偷く、互に相毀譽して黨あるものは進み、黨無きものは退き、君子は世を避け賢人は遠く隱れ、亂必ず近きに在り。

凡そ學聖教を窮めざれば、知性心を致め盡すに至らず、徳義に通ぜざれば學及び知共に實道を塞ぎ、或は利口辯佞に趨り、或は矜伐驕慢に至る。故に學知却つて害を爲す。是れ治の下なる所以なり。

亡治

竊かに……………」

以上は治平要録第四卷の一部を抜き取つて作り換へたものである。その爲に文章が本物より不味くなつて居

る。治平要録は、素行晩年の作で、國家學又は政治學を述べた名著である。これを見ても當時傳授の山鹿流兵學なるものがただの兵法ではなかつたことがわかる。この記念すべき一片の隅に

「寶永三戌四月十一日吉田友之允にこれを遺る」

と書いてある。この年月は、高基から友之允宛に大星傳を與へた年月に當つてゐる。

吉田家にある秘傳目錄の第一は次の通りである。

侍用武功四箇條

- 一、母衣武者討ちたる時軍禮の事。
- 一、母衣を臺に揚ぐる事。
- 一、母衣武者七手の掛はづしの事。
- 一、軍中書禮品々の事。

城築篇七箇條

- 一、堺目の城敵の攻るには責にくく、自然敵に責取られたる時、取返すに手間をとらざる事。
- 一、小勢籠る城に大勢籠りても狭からず、大軍籠りたる城に小勢籠りても廣からぬ取様の事。
- 一、千切の曲尺の事。 一、卍の曲尺の事。
- 一、重々の曲尺の事。 一、本有の曲尺の事。
- 一、神心の曲尺の事。

右武教全書所秘也、故妄不許傳之、慎而勿忽焉（舊全九、五三九）

要するに、前者は全く軍中の儀禮に關し、後者は築城に關する技術で、主に城郭計畫の方式である。但し最後の二箇條は土地の状況により適宜變化すべき事と、妙處に到れば方式に拘泥する必要のない事を示すものである。

次に大星傳の目錄とは次の如きものである。

山本勘介晴幸兵法大星目錄

- 一、大星大事、晝三時定、巳午未 夜三時定、亥子丑
- 一、北辰北斗傳、破軍尾返
- 一、日之四季、隨影習



- 一、眞破軍傳、本地虚空藏
- 一、眞大星傳、三氣朝晝暮

右山本道鬼以來之目錄、山鹿高祐所謂「潤色」之也、今依「深志」而附與焉云、

寶永三丙戌年孟夏吉辰

山鹿藤助高基 (華押)

吉田友之允殿

大星傳は甲州流兵法の秘傳で、素行は尾畑景憲及び北條氏長から傳授され、これを又後々に傳へて居る。それ故に目錄の始めに「山本勘介晴幸兵法……」とあるのである。然し素行はこれを傳ふる時に甲州流の秘傳目錄その儘ではなく、多少變へてゐる。「山鹿高祐(行)素」之れを潤色するところなり」とはこのことである。右大星傳の内容は詳説するの餘裕がないが、大體のところは、大星とは太陽のことであり、戦争にはこの太陽の光線を利用することが重要である事を示したものである。尙ほまた太陽は天象を支配するものであるから、太陽の理を推してあらゆる天象を利用することを含んでゐるのである。

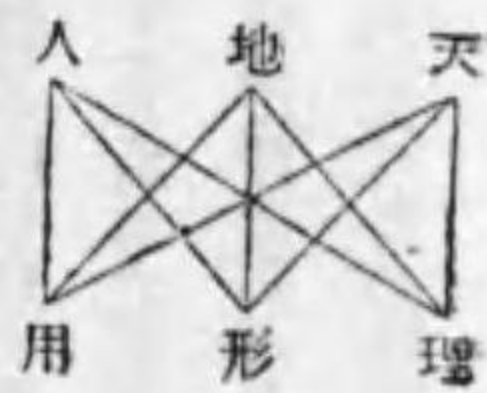
尙ほこの秘傳は日本神道と結びつけて解釋する流派もあるが(北條流)、素行は寧ろ物理的に考へてゐたらしく、國體又は神道に關しては大星傳以外の兵書、殊に主として文學の方で大々的に研究して居る。

次に三重傳は、大星傳の上に山鹿流に限つて傳へる秘傳の一種である。故に結局これが山鹿流の山鹿流たる所以の一つでもある。その目錄は、

三重傳

理形用

一曰理、二曰形、三曰用、三重序位而後其業全也、



理者本于天也、形者本于地也、用者本于人也、故理發而形次之、形成而用次之、用亨而萬變盡也、

三重數、重而人事大成矣、

其目曰、

- 天 陰陽 圓全 四時
- 地 五行 方平 住運
- 人 性心 五體 常變

中庸曰、王天下有三重焉、其寡過矣乎、

右三重者道本也、能格致而行得者、雖不中不違、後世俟聖人不至不惑乎、慎而思勿怠云、

正徳四甲午年三月吉辰

山鹿藤介高基

吉田友之允殿

三重とは、ここにあるやうに戦争の現象を知り、これに處する方法として則るべき原則である。即ち戦争を天・人あるは理・形・用の三方面から考へ、又その三方面から處理を施す。さうすれば決して手ぬかりがない

といふのである。これは昔から事物を観察するのに時・處・位とか體・相・用とか云ふ方面からする方法と全く同じである。かう云ふ見方又は考へ方は、獨り東洋だけに限らず、西洋でも Time, Space, Energy などと云つて居る。

素行はこの原則を、支那哲學の中庸からとつて説明してゐる。故にこの秘傳をよく理解する爲には、先づ素行の支那哲學を理解しなければならぬ。

尙ほこの三重傳の上に、六物傳・八機傳といふものがある。何れも三重傳の趣旨と同じであるが、考へ方並に實行方法に一層精密確實を要求してゐる點が異なつて居る。吉田友之允はこの六物・八機傳は受けて居らぬ。従つて吉田家にはこの秘傳はないのである。然し松陰の親友宮部鼎藏には傳はつてゐたのであるから、内容は既に聞き知つて居たかと思ふ。

二、山鹿兵學の修行

六歳の時から山鹿兵學の師範たるべく運命づけられた松陰は、その後日夜同兵學の修業に力めたので、生來天才的早熟者で學業日に進み、十歳の時には藩命により兵學師範として藩校明倫館に出勤して教授を始めたのである。さうして翌年十一歳の時には、藩主の前で山鹿流兵學の講義をした。その時の講義案が残つてゐるが、普全一書講章 内容のしつかりした實に立派なもので、到底十一歳の少年の作つたものとは思はれない程である。武教全 文章中には子供らしい俗語などがあつて、聰明なるうちに可愛いところがあり、それで却つて他人に作つて貰つたのでないことがわかる。この時藩主は非常に驚き且つ喜んだといふことである。その後も度々御前講演をや

つて特別賞などを貰つたことがある。昔素行も十一歳の時に詩を作り、十五歳の時に大學の講義をした程の早熟であつたが、この點は兩者共誠によく似てゐる。この頃は勿論後見人もあつたが、始終一貫して教育に當つたのが叔父の玉木文之進である。この人は松下村塾の開祖であり、さうして又山鹿流兵學の免許を得た吉田家の高弟で、後に乃木將軍が教はつた人でもある。それ故に乃木將軍は松陰の直弟子ではないが、師匠が同じであり、時代を異にした松下村塾出身と云つてよい。

かくて松陰は、十八歳の時に高足の門人から大星傳の免許を受け、十九歳の時には後見人を廢して獨立の師範となり、二十二歳の時に最高の秘傳三重傳の免許皆傳を受けたのである。右は山鹿流のみの事であるが、尙ほこの間に、十七歳の時には長沼流兵學のみならず、西洋兵學の免許をも得て居る。何故にかく他流の兵學を兼修するかといへば、山鹿流の方針を以て、兵學の内容を充實する爲には、いかなる兵學でも採り入れなければならぬと云ふのが、松陰の意見である。さて然らば何を山鹿流の方針と云ふかとならば、彼の有名な中朝事實の内に、「凡そ天下の間詳に知り並び蓄へて短を校べ長を考へ、用を待つて遺すことなく、事に従つてこれ適ふは量の大なるものなり。内外相持して人物以て成る。短を護り外を拒ぐがときは君子の爲すところにあらず……」とあるものこれである。故に松陰は十九歳の時に山鹿流兵學教育の綱領を上申してゐるところによると、

一、始めは傳書即ち武教全書其の他を基礎として山鹿兵學を致へる。

二、次には博く和漢洋古今の兵學を致へる。

三、最後にまた傳書に歸る。

と云つて居る。これを松陰は自ら實行して居るのである。

三、九州旅行

この旅行の目的は、平戸に赴いて山鹿流兵學を正し、並に長崎に赴いて西洋事情を見聞し、且つ西洋兵學に就いて學ぶところあらんと云ふのである。

當時平戸には山鹿家の直系山鹿萬助高紹たかのぶが居た。然し俄かに入門も叶はぬものと考へ、先づ山鹿家の高弟葉山佐内をたより、その紹介によりて萬助先生に入門したのである。平戸滞在五十餘日の間に、十數回程山鹿家に通つて講義を聽いてゐる。その他は主に葉山家に或は又他の名士を訪うて、諮問研究をした。葉山佐内から松陰に贈つた詩に、

善年邁志比倫少く、

遠く平門ひらどに向つて夙因しゆくいんを尋ぬ。

素行の遺教まさに重ねて熾さかなるべく、
また英才卓眼しやくがんの人出でん(舊全七ノ一五七)

と。以て當時松陰が平戸に於ける評判の一端を察し得る。只今山鹿家に残つてゐる松陰關係のものは總て四點ある。内松陰より萬助先生宛の手紙一通は、入門の願書で自筆、他の一通は歸國後の御禮で寫してある。但しこれには自筆の葉山宛手紙が添うてゐる。次に血判の起請文一通。外に松陰が萩から持参した土産物の萩焼茶碗がある。

四、西洋兵學研究

前にも既に述べた通り、松陰の考では、山鹿流兵學の大方針は、何處迄も進歩的包容的なもので、いかなる學問も皆取り入れて以てこれを利用すべきだといふのである。故に和漢洋古今東西の兵學を研究するにつとめた。

就中、當時の西洋兵學は獨佛戰爭から引つづき實戰の經驗を有してゐる兵學である。所謂座上の空論ではない。故に松陰は、「西洋砲銃の事は一言にて斷すべく、故は、彼れは各國實驗を経たる實事、吾れは太平以來一二の名家座上の空言、此の二つを以て比較致し候へば、其の黑白判然に御座候……」(舊全八ノ二〇六)とか、あるひは、西洋兵學を誘ふものがあれば、「西洋流を毀るも知つてから毀るがよし。實て三兵タクチキ(步騎砲三兵の職務書、元蘭文、高野長英譯)か兵學小識にても研窮致して上の事なり……」(舊全八ノ二〇〇)とか云つて居る。かやうな考へで西洋兵學を研究したのである。特に、九州旅行から萩に歸り、また江戸に上つて兵學を研究するに當りては、一所懸命に西洋兵學に志した。それだから、江戸に滞在中は主に佐久間象山の塾に通つた。而してその研究の仕方かたもすこぶる徹底的のもので、西洋の翻譯書により研究する兵學者を排して、原書兵學者たらんとしたのである。故に或る時は、返すくも洋學專要に存じ奉り候。書生兵家・和兵家は書生の空論、無定策に非ざれば、和兵舊套墨守、今日の用に適せざるなり。但し西洋目今實用の所深く研窮の上、地に隨ひ人に隨ひ、變じて之れに通ずるは、其の人に存するなり……(舊全八ノ四七九)と云つて居る。

然しこの間、山鹿流兵學の研究を廢したのではない。當時江戸で有名であつた山鹿素水塾に入門したり、熊本の人宮部鼎藏や美濃の人長原武等と山鹿流兵學研究會を催したりした。ただこの時の山鹿流兵學は、餘程西洋式を加味したものであつたらしく、例へばこの研究會の結果できた練兵説略といふ著述を見ればわかる。この著者は山鹿素水著であるが、實は以上の三人が主として作つたものらしいことが確實である。また此の時(嘉永四年)恰

も素行の命日九月二十六日に當り、素水塾で素行祭をやつたことが松陰の日記に見える。尙ほ松陰は既に十八歳の時に萩にあつて、人から牛込宗三寺(正しくは宗參寺)の素行墓碑文寫しを借りて書き取つたほどの熱心であつたら、江戸に出たからには、眞先に宗參寺に參詣し、また度々參詣したであらう。かくの如く松陰は山鹿流兵學研究を中止したわけではなく、やつては居たが、専心研究したのは西洋兵學であつた。それが廿二歳から二十五歳に至る約四年間程で、その結果はつひに、西洋事情偵察の爲に海外渡航を企て下田事件となつたのである。

五、山鹿流兵學に歸る

下田事件に失敗した松陰は、獄中にありて如何ともする事ができない。西洋兵學の研究を門人又は知人に委ねて、再び山鹿流に歸つて來た。と云ふのは、元來松陰は十歳の時から山鹿流兵學を講義して約十年間これを繼續してゐた。それから西洋兵學研究のため約四年間は教授をやめてゐたが、安政二年萩の獄中に在りて再び山鹿流兵學を講義したのである。これは獄吏の懇請によるものであつたが、よし懇請がなくとも、松陰の頭は既にまた山鹿流兵學に歸つてゐたやうである。故に明くれば安政三年の春、獄を免されて實家杉氏に歸りて謹慎中、先づ素行の自叙傳である配所殘筆を読み、これをその夏頃から集り來る門人達に講義し、そしてその八月には武教全書を講義した。武教全書は松陰が會つて「僕も武教全書を研究すること數十年、全書の意味少しは會得仕り居り候(普全九ノ七五)」と云つてゐる位、餘程得意のものであつたらしく、この時の講義録は有名な武教全書講義録である。この書の講義としては古今獨歩のもの云つてよい。ただ残念な事には講義録に載つてゐるのは始めの方の武教小學だけである。

さてこの講義録を見れば、松陰がいかに素行を崇拜してゐたか、またどう云ふ點に感服し信仰してゐたかがよくわかる。例へばその開講主意の部を掲げて見よう。

(前略)されば道(武士)を知らんとならば、能々先師の教誡を服膺し給へ。書物も古今に多き者なるに、何故余が殊更に先師の書を信仰するかなれば、吾が先師の教は此の書を見れば其さに知らるる事なれども、其の一端を云はば、先師曾て北條安房守の宅へ召し出され、赤穂謫居の命を承けられたる時の事を見ても、先師平日の覺悟筋を知るべし。又赤穂の遺臣亡君の仇を復したる始末の處置を見ても、大石良雄が先師に學び得たる所知るべし。國恩の事に至りては、先師、滿世の俗儒外國を貴み我が邦を賤しむる中に生れ、獨り卓然として異説を排し、上古神聖の道を窮め、中朝事實を選ばれたる深意を考へて知るべし。此の二事は、先日諸君と先師の配所殘筆を會讀したるとき、口舌の焦爛する丈繰り返し巻き返し説き續けたることなれば、諸君固より已に胸中に存し居らるべし。余は罪囚の餘にて他人に接すべき身に非されども、其の獨り自ら志す所は、皇國の大恩に報い、武門武士の職分を勤むるにあり。此の志は死すと雖も吾れ敢へて變ぜず。今諸君、親戚の緣故を以て惠然として來り會す。吾れ願はくは閩族相謀り、志を勵まし、先師の行實に負くことなからんことを欲す(普全四ノ二〇八)。

と、要するに松陰は自ら素行の繼承者を以て任じたもので、一意専心素行に倣はんとしたものである。さうして又實際松陰は立派にその精神を繼承して、先師の名を辱かしめず、まさに素行の再生であると云つてよいと思ふ。

元來武教全書は、山鹿流兵學の最も大切な教科書である。故に當時山鹿流と云へば必ずこの全書を中心に研究したものである。然し兵學と云ふのに、始めに武教小學を置いてある。これは山鹿流兵學は所謂武器の使用法の

みを研究するの學ではない事を示すものである。素行は當時の學問を文と武とに区分し、文は平時に於ける人間生活の研究をする學であり、武學は非常時の研究をする學問であるとしてゐる。さうして非常時の研究は、單に一般に云ふ兵法即ち兵器使用法のみではなく、武學に於いて最も重要なものは、武器を使用する人間の研究である。人間の研究は結局精神の研究であると見てゐる。又非常時に處するの基礎は平時にある。故に武の研究は必然に文の研究に赴かねばならぬ。斯様なわけで、山鹿流兵學の範圍は、實は武學でありながら、また同時に文學をも含んでゐる。されば松陰はこの意味を

「武教は、修身齊家治國平天下より始め、戰勝攻守の術に至る迄包ねざるなし」とか、「武教の外に更に儒道も經術もあることなし。儒道經術は皆武教中の事なり」(普全四ノ、二六六)。

とか云つてゐる。これは武學即學問、學問即武學で、武學の外に別に學問はないといふ意味である。斯くの如き學問を實行するのが武士道である。換言すれば、武士道はこの變轉極まりなき人間生活に於いて、常に非常時の覺悟を以て平常時の生活をなす方法なのである。さればこの方法はいつの時代でも最も信頼し得べき道と云つてよい。而してその非常時の覺悟とは、終極のところ君の爲に身命を惜まぬ事である。

次に素行は、その學問の深さに於いては、所謂戰爭哲學の域を超越して、自然哲學・人世哲學の最高峰に迄達して居る。故にその範圍と深さに於いて古今東西に會てない大兵學者・大武學者、否大哲人となつたのである。松陰はこの流を學び、その大精神を繼承して門人を指導し、多數の有爲なる人物を養成し、遂に明治維新の大業に参加せしめたのである。この點から考へれば、かの有名な松下村塾は實は素行塾つまり積徳堂の繼承又は再生

であつたと言つてよいと思ふ。ただ松陰は何と云つても三十で逝いたのであるから、六十餘にして世を去つた先師素行程の學者的業績は残さなかつた。

六、晩年の山鹿流兵學

松陰は二十二歳以後山鹿流兵學師範をやめてから、二十九歳迄は公職にゐなかつたが、引續き門人を教へて免許なども與へてゐた、實は内證にやつてゐたのである。ところが二十九歳の時、松下村塾の全盛時代になると、内證ではすまなくなつたので、願出の上公然山鹿流師範として門弟を教授してもよいといふ藩の許可を得た。それから大々的に公然と教授した。その教授は傳來の兵書を講義する許りではなく、力めて實地の操練をやつた。或時は數十人の壯士を訓練した事もある。この頃の操練は山鹿流を西洋式に改良したか、或は西洋式を山鹿流に改良したものであつた。

それから理論の方では、有名な孫子評註を書いた。これは始めは二十八歳の時書き、後度々訂正加除して三十歳の時に完成したものである。その序文に、

「先師云はく、始計と用間とは、已れを知り彼れを知り、地を知り天を知るの綱領なり。軍旅の事、件々此れに外ならず。作戰と謀攻とは通讀すべく、形勢と虚實とは一申し、争變と行軍とは一申し、地形と九地とは一意、火攻は一意、始計と用間とは首尾率然の勢あり……」(普全六ノ、三一三)。

と、或は又「孫子曰はく、兵は國の大事、死生の地、存亡の道なり。察せざるべからず」の註には、
「開口の一語、十三篇を冒ひて餘りあり。先師會て千載不易の格言を以て之れを評せり、旨い哉……」(普全六ノ、三一四)。

と、素行の孫子諺義或は武教全書の句を引用し、その他にも所々引用の箇所がある。これを以て見れば、松陰のこの名著孫子評註が、いかに先師素行に負ふところ多かつたかが了解できる。

終りに、松陰はこれ程長い間熱心に山鹿流兵學を研究してゐるから、素行の著述は全部読み得たかと云ふに、中々さうではなく、全著の半分もどうかと思ふ。確に讀んだと思はれるのは、

武教全書・兵法神武雄備集・同自得專義・兵法或問・武教要録・山鹿語類・聖教要録・中朝事實・孫子諺義・配所殘筆等

で、

修身受用抄・式目家訓・東海道日記・修教要録・治教要録・四書句讀大全・謫居童問・謫居隨筆・武家事紀・七書諺義(孫子以外)・本朝古今戰略考・原源發機・同諺解・治平要録・正誠舊事・齊修舊事・家譜年譜

の類は、まだ讀んで居なかつたらしい。讀む暇がなかつたと言ふよりも、容易に見る事ができなかつたのである。況やこれを手に入れて保存するに於いてをや。故に安政三年(二十)の七月に、當時江戸に在つた従弟の久保清太郎に手紙を送つて、先師の著述を探索させてゐる。買へないものは借りて寫させた。それでも吉田家に残つてゐた書籍は僅かに數十冊に過ぎなかつた。これを素行の全著述約數百卷(約三百四十餘冊)に比すればいくらでもないのである。然し松陰はこれが蒐集保存には大いに盡力したもので、現存のこれ等の本の最後には、

祖宗典籍守孫子

安政丙辰 矩方誌 圖

と奥書してある。察するに安政三年に手入をした記念であらう。

若し松陰をして假りに尙ほ十數年を以てし、素行の著述全部を讀破せしめたならば、或は素行以上の大學者となつたかもしれぬ。少くとも素行學が一段と發展して、萬世指導の燈明臺がいやが上に八紘に光被したであらうのに。

七、所感

前にも述べた通り、素行は單なる兵學者ではないが、また同時に單なる文學者や哲學者でもないのである。然らば本職は何であるかと云ふに、武學者又は武教學者と云ふ方が當つて居ると思ふ。尙ほ分りよく云ふならば、武士道學者である。しかもその武士道學の元祖でもある。素行はこの武士道の爲に長い間研究し、又長い間門弟を教へ、著述と言行によつて萬世を指導して居るのである。その流を汲むものに、古くは大石良雄等四十七士があり、下りては吉田松陰がある。更に下れば乃木將軍がある。その内で一番有名な人は、何と云つても松陰であらうと思ふ。山鹿流の兵學即ち武教の精神を松陰程よく理解し實際に活用した人はないのである。

第十五章 松陰と素行との比較

素行と松陰との關係は、前章既に述べた通りである。近頃松陰のものと、素行のものとを交互に讀んで見ると色々のことが思ひ出される。別に比較研究といふ程のことではないが、思ひ出すままに書きつけて見る。

一、日記

松陰はよく日記を書いたし、又門弟にも奨励した。武教全書講録の中にも、一日の行事を回顧し反省するには、日記に如くものがないから、今後は皆日記を書くやうにと勸めて居る。そしてその日記の表紙には、孝經の文句を記して血判を捺さしめた。松陰が自ら率先して實行したのが、あの丙辰日記(普全第 十一卷)として今猶ほ残つて居る。實に貴重な至寶である。門弟も多分實行したであらうが、現に残つて居るものが一つもない。誠に残念なことだと思ふ。それに就いて近頃素行の年譜(原名年譜なれども 實は日記である)を讀んで見ると、二十九歳頃迄は所謂年譜又は月譜で、年々にか或は月々に記してあるが、三十歳頃からは殆ど隔日か毎日位に、身邊の大小事から天下國家の大事件は残らず記してある。さうしてその歿年六十四歳の五月九日に終つて居る。それから素行は不起の病氣に罹り、九月二十六日に歿したのである。素行の筆蹟は五月二十五日迄残つて居るから、なほ日記の控はあつたかも知れぬ。要するに素行は三十歳以後六十四歳迄は連続日記を書いた。その根氣は誠に驚くべきものである。若しこの日記を松陰が見ることが出来たら、どんなにか喜び且つ感激したことであらう。願ればこの日記は平戸の山鹿家にあつたもので、松陰が平戸に赴いた時に見れば見られたのである。然し見せてくれたかどうか。昔は兵學は祕密主義であつて、殊にこの山鹿家では、容易には傳來の圖書を見せてくれなかつた。餘程親しい、又免許の高弟でなければ、大切なものは見られないのである。例へば安政年間に山鹿家の門人で圖書係りをして居た長島元長といふ人がある。この人は掛りをして居る位であるから、本の手入れをし乍ら書き寫したものが澤山ある。中々上手な筆で寫本として珍らしいものである。その大部分は中山久四郎博士が買取つて所藏して居る。然るにこの長島のような人でも、あの有名な自筆の中朝事實などは知らなかつたらしいのである。これで見れば、それ程

山鹿家に接近した人にも見せないものが可なりあつた證據である。これはあの頃の當主山鹿萬介巖泉の時代ばかりでなく、遡つて素行が容易に本を見せなかつたことが、甥の山鹿清吉の記録に残つて居る。これは素行の謙遜からでもあらうが、例の聖教要録事件以來特に著述の公開を嫌つたやうである。それ故に、又世間では素行の名を借りて色々の本を偽造した形跡もあり、それで素行が大いに迷惑をしてゐる書付けもある。又由井正雪か丸橋忠彌かが門人をして兵法の祕書(本朝古今 戦略考)を盗ませたとかいふ話も、この祕密主義から起つてゐるのである。

積徳堂書籍目録によれば、素行の書齋には、自著他著自筆他筆合せて千數百卷の書籍があつた。その内素行の自筆が二百冊もある。その殆ど大部分が今なほ山鹿家に保存されて居る。それが安政年間にも勿論あつたのであるから、許されれば見ることが出来たのである。あの時は松陰は五十日餘も滞在したのであるから、どうにか出来さうなものであつた。もしそれが出来たであらうならば、松陰の山鹿學はもつと發展したであらうのに、惜しいことであつたと思ふ。

二、夢

松陰の夢はなか／＼面白いものがある。まづ西遊日記の夢(十月二十五日)は望郷の夢で、杉家の家庭生活の再現らしく、さもありませんと思はせる。次には東北遊日記の夢、一月二十二日磯原の夢は頗る豪壯なもので、あの「海樓酒を把つて長風に對し云々」は、松陰の詩中尤なるものとして記されてある。それから例の二十一回猛士の號(幽囚錄附卷)の起原となる神人の夢である。その外にも夢は度々見たであらうが、記録にある主なものはこんなものである。而して何れも面白いものだ。

翻つて素行を見ると、これは又夢が多い、といふよりも記録されたものが多い。尤も松陰より三十年も長生きしたのであるから多い筈でもあるが、よく記録したものだと思ふ。日記にある夢の回数少くとも六十二回以上はある。但し始めの記録は四十六歳からであるから、それ迄のものは記されてゐない。第一回の記録は赤穂に流された翌年の二月九日である。夢に神人あらはれてかう云つた。

「梅は百日の香を保つて名木たり。冕冠は正しき物と雖も、終日冠り難く、聖道は正しと雖も、人知り難し。故に汝今この憂に罹る。」

故に夢の間にいたくこれを信じた。その神々は、伊勢の大神・住吉明神・八幡太菩薩の様であつたと。いかにも學者の夢、哲人の夢らしい。而もこれは正しく素行自身への訓戒として、大きな意味のあるものであり、又一般人に對しても千載の遺訓である。素行は夢に事よせて教訓を残したのではないかと云ふ風にも見えるが、決して假設ではないらしい。

その他種々雑多な夢があるが、その内一二取り出して見よう。五十九歳の九月一日に、

「よろこびも知識もありやこの家に」

かういふ夢を見た。よつて翌朝これを書付けて一子萬介に與へ、且つ我が家に知識なくして慶あれば喜ぶべきでない、却つて家の歎きである。知識ありて慶あれば祝すべきであると訓戒したと。

次は中々大きな夢である。これは六十一歳の十二月二十三日の夜、

「太閤秀吉が現はれ、天下を素行に譲るによりこれを汝の父に告げよ」

と。よつて謂ふに自分はそんな大器ではない。つまり分不相應の夢であるから、甚だ恐るべきものだとして警戒して居る。

最後に六十三歳四月二十三日の夜、

「刀師の本阿彌がやつて來たから、自分がかねてつもらぬものとして放棄して置いた短刀を持出して見せた。

銘は正宗とあるが、長さは極く短く古錆びて居る。本阿彌がこれを見て、これは大したものだ、何千兩でも買へない代物だと云ふので驚いてしまった。」

よつて夢覺めて謂ふに、自分は近頃周禮といふ本を讀んでゐるが、禮即ち法律が政治の根本であるといふこの書の眞の意味が、容易に分らなかつた。然し今この夢を見て始めてわかつた。つまり自分にこの書を見るの明がなかつたから、價值が分らぬのである。自分に明があればこの周禮こそ政治學の根本で千萬兩でも代へ難きものだ。

以上三つの夢皆學者らしい。又これの解釋も學者らしい、立派なものだ。夢の種類は必ずしもこんな教訓的なもの許りではないけれども、その解釋は殆ど自己の訓戒に引きつけて居る。つまり夢の種類は兎に角として、その取扱ひ方は、松陰も素行も、自己の修養にした點に於いて相似たるものがある。

三、楠公・秀吉・家康

楠公に對しては兩者共に絶讃を傾けてゐる。松陰の楠公墓下の詩(東遊日記)や、「世に楠判官かたがひ微りせば、君臣の義あ蕪あれなんとす」(集)でよくわかる。素行は四十一歳の正月元旦に、太平記卷三、楠木正成の一段を讀んで、一正成

忠義の志、唯だ大なる哉、世上の嘲を顧みず、計を帷幄に運らすなり」と歎稱し、又六十歳頃書いたものの中に、楠公を評して「元弘・建武の朝に立ちて、世道譚瀟の中に屹として能く義利を辨じて惑はず、永訣せんとしてその子を誡むるも亦絶ら勤王に在り、正成これただその人か」と云つてゐることも分る。特に素行の時代はまだ楠公崇拜熱の起らざりし時代で、實に義公が湊川の碑を建つるに先つこと三十乃至は十年前である。以て素行の眼識の如何に非凡なりしかが分るであらう。

松陰が嘗て大阪を過ぎて、「世に豊太閤微りせば孰れか華夷をして殊らしめん」(普全七ノ)と吟じたことがある。又「太閤の韓を征せしは、不世出の才を以て未曾有の擧を爲せるものと謂ふべし……」(丙辰圖)と。大體に於いて秀吉崇拜であるが、講孟餘話の内に、王道霸道を論じて、秀吉を賞し、「獨り秀吉に至りては至性純忠、誠心を以て天朝を尊奉し皇恩を感佩す。豈に後世霸者の能く及ぶところならんや。惜しい哉學問足らず、制度文爲、古朝廷に復することを知らず、又その世を早うせしは實に皇國の大不幸、嘆きても餘りあることなり……」と。これに對し、素行の秀吉論は斯うである。

「兵を弄し朝鮮を征伐せしめ」(童門)とか、「秀吉兵を四方に用ひて人命を失ふを輕んず。子孫の亡命殆ど戸を枯らす」(山鹿隨筆)とか、或は「武を黷し寇を玩ぶものは茶毒の慘を免かれず」とか、「秀吉何の正しき處ありて高麗の不正を正さんや」(同上)とか云つてゐる。

家康に就いては、松陰は一般武家政治家としての悪評を下す以上に、特にひどくけなしもしないが賞めもしない。素行は家康最負で神君々々と敬意を表してゐる。例へばその一節に「大權現天下をしろしめすより、朝家

を尊敬すること他に異にして、かしこくも公家の政道 天子の御作法古にかへらんことを欲したまうて……」とあるが如きである。

以上三人に對する評により、兩者の性格の相違が見出される。尤も秀吉・家康に對する批評は、素行の時代即ち徳川の初期と、松陰の時代即ち徳川の末期とでは格段の差あるべきは考慮に入れて見ねばならぬ。

四、人情

素行と云へば學者ことに倫理學者で、理窟以外に持ち物がなく、謹嚴そのもののやうに思つてゐる人が多からうと思ふ。或る人などはそれだから好かないと迄云つたことがある。不肖もつひ近年まで大體さう思つてゐたが、それは大變な間違らしいのである。もしそんな冷たい人であつたら、上は大名より下は町人に至るまで、門人の多き交際の廣き、驚くべき數で、試みに手近に計算しても、大名の門人は二十數名以上、その他の門下は數百人或は數千人とさへ云はれるやうなことはある筈はない。特に下々のものに對しては細々と行届いた人らしく、下僕の身體を休養させる爲に、その部屋は主人の室と離して置くべきであると、山鹿語類にも記されてゐる。これを松陰は、武教全書講録に引用して「先師の事に心を用ふるの親切、斯くの如し……」(普全四ノ)と云つてゐる。

なほ一二の例を擧ぐれば、素行が赤穂に流された時に、磯谷平介(後十介と云つた)といふ當時十歳の門弟が、是非お伴をして先生と終始したいと云つて掛りの人に申し出た。始めは誰れも肯じなかつたが、餘り熱心なので幕府に上申して許して貰つた。この平介は約十年間素行の側に在りて仕へ、又江戸に歸つてからも一生仕へて、その死

後は山鹿家で實際三年の喪に服した感すべき人であるが、これなどは素行の親切が人を感じしめたものに相違ない。又この時江戸の門人某が素行を慕つて赤穂に赴き、その藩士となつて十年の歳月を費し、又江戸に戻つたであらう人がある。次の詩はその人の作である。

遠く謫仙の迹を慕ひ、
今宵先づ春を賞す。

仄かに孟軻の事を聞く、
頃歳已に隣に遷る。

なほ素行の年譜を見ると、人々の交際が實に圓滿であつて、知人門人の病氣の時などは、遠路を厭はず見舞つてやつた。あの四十七士で有名な大石良雄の叔父頼母が病氣の時などは、度々見舞つて花などを送つて慰めてゐる。又死者に對しては幾年も忘れず墓参りをした。

松陰は元より人情の人、全身これ人情は申すまでもなく、遂に人情哲學とも云ふべき信念を披瀝してゐる。「凡百の事みな情の至極を行へば、仁用ふるに勝ふべからず」(普全三ノ一四二)がそれだ。

五、明朗な進歩主義

松陰は尊皇攘夷論者として知られてゐる。従つて大の排外主義者かのやうに思ふ人があるかも知れぬ。然し松陰は開國攘夷論者なのである。即ち國際的に親善關係を結んで、世界人類の理想を向上し、大義を四海に布き、八紘爲宇を以て日本の使命と考へてゐる、大の進歩主義者である。然し日本を侮辱し日本を侵略せんとする、當時の西洋夷に對しては、飽く迄抵抗し絶對に排斥する。排斥といふよりも寧ろこれを膺懲し改善せしめなければ措かぬといふのである。されば松陰の開國主義・膺懲主義は、當然外國文化の輸入を最も先決問題とする。故に

松陰は率先して外國文化の研究に着手したのであつて、佐久間象山に師事したのは全くそれが爲である。命を賭して海外に渡航せんとしたのも全くその爲である。その後萩に蟄居中門下生に對しても、極力外國研究を奨励した。故にかれの門下から木戸・高杉・伊藤・山縣その他皆外國研究者が多い。これ一面に於いて松陰は所謂開國進取の急先鋒として仰がるる所以である。

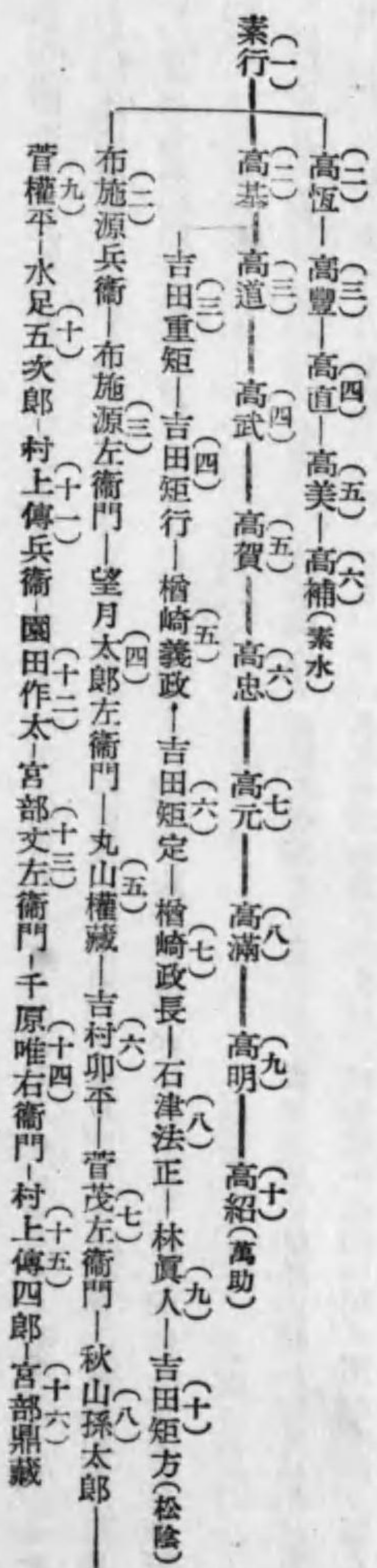
素行はどうか、日本精神の親玉、國體論の大黒柱と仰がれる素行は、頑迷固陋な排外主義かの様に思はれ易い。然し事實は全くさうではないのである。その名著中朝事實の序文に、「自分は今迄長い間外國の本許り讀んでゐたために、何でも外國がよいと思つて居たが、今始めて自國の事を知つて誠に慚愧に堪へぬ。外國の實情を知れば知る程、日本を顧れば見る程こんな尊い國はないことがわかつた。どんなところが尊いのか、今試みに書きつけて見る。……」といふ意味のことが書いてある。時に年四十八歳である。四十八歳迄も専ら外國文化を研究したのである。尤も外國文化と云つても主に支那であり、印度である。又支那の文字を通じての南洋又は西洋の事情や文化であつた。兎に角あの天才的な頭腦を以て、四十年間もあちらの文化を研究した事を思へば、外國文化の理解に於いては、相當手に入つたものであらう。その眼が一旦日本に歸つて來た時に、日本に寄與するもの如何に大きなものであるかは略了解し得るところである。その第一着の著述が古今唯一の中朝事實である。その後これを出發點として續々と名著が出た。斯ういふ素行が大の開國主義進歩主義者である事は當然である。故に右の中朝事實の内にも、

凡そ天下の間、詳に知り並び蓄へて、短を校べ長を考へ、用を待ちて遺す事なく、事に従つてこれ適ふは量

の大なるものなり。内外相持して人物以て成る。短を護りて外を拒むが若きは、君子の爲す所に非ず、と云ひ、外來文化の研究は大いに、「王化を輔くる」所以であると喝破してゐる。茲に素行が只だの國粹主義でもなく、況や頑迷固陋な排外主義でもない事が分る。然しかればこの最も純粹な國體主義者なるが故に、またわが國體を傷け、或はわが國の使命即ち王化を妨ぐるものは、斷々乎として討伐するに躊躇しないのである。所謂眞の攘夷論者である。故に要するに兩者は結局開國尊皇攘夷論に於いて一致するものと云つてよい。これが山鹿流武教の根本信念であらう。

六、山鹿流の系統

松陰に最も關係の深い山鹿流の人々は平戸の山鹿萬助、江戸の山鹿素水、熊本の宮部鼎藏である。今その系統を示せば、



第十六章 記録傳説の誤謬

今日の出來事を目撃して記した新聞記事でさへ、誤謬の多いのを知つて居る我れ等は、昔の記録、それも開傳への記録などは、他に餘程確かな證據がなければ遽かに信すべからざるものである。我れ等はこの研究に於いて既に幾多の記録傳説等の誤を指摘し訂正して來た。「松陰の寫眞及び肖像」「松陰處刑の場所」「松陰の臨終」「松陰と女性」等は既述の通りである。尙ほこんな例はこの外にも殆ど無限にあると云つてよい位である。今試みに二三の例を擧げて見よう。

一、懷舊記事 これは山縣公の口述を、秋月新太郎氏が筆記したと云ふ頗る眞面目なものである。その内に

「文久二年壬戌二月日は忘れたる松浦松洞來訪し、松下塾生が十六日を以て觀梅會を催すことを通知して臨會を促したり。蓋し是の時、島津泉州將に三月五日を期し上京あるべしとの報に接し、有志の輩は之れに會同せん事を企てたれども、當時政府の議論前年の如くならず、随つて塾生の舉動も漸く政府の爲に注目せらるる所となりたるが故に、此回の事の如きも公然の集會を催す能はざるを以て、名を觀梅に假托したるなり。時に予は感冒に罹りて病瘵に在るを以て、此の會に莅むことを得ざりしと雖も、其の事情は報告に由りて之れを詳にせり。觀梅會に於いては論議已に一決し、長藩有志の士は、愈々尊攘の事を決行せんが爲に、島津泉州に京師に會合し、以て大いに成すことあらんと締結したり。」(舊全一〇) (六四九)

とある。これを公爵山縣有朋傳には

「二月十六日、觀梅會は、金谷菅公廟に於いて開かれた。來會者は公を除き久坂・高杉・杉山・伊藤・松浦等の青年志士であつたが、彼れ等は、慶親公の態度慎重なることは頗る敬服すべきであるが、大事を擧ぐるには自ら其の機がある。其の機を逸すれば大事を誤るの虞無きを保證することは出来ない。故に一時假令へ吾公の忌諱に觸るとも、尊攘の宿志と慶親公の誠忠とは自ら一致するが故に、宜しく至誠天地に愧ぢざる精神を以て、斷然其の旗幟を鮮明にせねばならぬ。今や幸に島津和泉の上京せんとするに會す。天下同志の士と共に之れを擁して大事を擧ぐるは、今日の機會に投ずるに在るのみであると云ひ、議は忽ち之に決した。」

となつて居る。これが世に「金谷菅公廟の觀梅會」として有名な事件の一つに數へらる。然るに事實は斯うである。當時松門の中心人物たる久坂は萩に居つてこの事件を指導した人である。この人の自筆日記を現に神戸の福本義亮氏が所藏して居る。「江月齋日乗」が即ちそれである。内容は實に詳細を極めたもので流石は周密なる彼の一面が見える。その二月十六日の部には斯う記してある(漢文風のところ)。

「十六日、晴、小助(白) 松洞(浦) 利助(伊) 父(品川彌二郎か) 來る。去朔日江戸大火とかのよし町便申來し由。午後玉木・佐々木・東光寺・兒玉・小田村・松岡などへ行く。暮時久七の宿屋を訪ふ。歸路蕭海(土)を訪ひ談合の處 土州吉村虎太郎來訪。實は余を尋ねに來候ものにて武市の書簡を持參にて之れあり候。談數刻夜四ツ時歸家。是の日蕭海の家にて高橋藤一郎の豊後に遊ぶに會す。豊後の帆足門下米良倉二郎とか方に參るとの事 米良嘗て夷匪犯境録を注せしよし。文章は鹽谷宿陰と韻頗するよし。佐伯に御預けに相成居り候結澤伊太夫氏も厚く遇せられ候由 併し我れ等大望之れある處相果し候へば 乃ち絶命するなど申され候事故 上巳の

義學(櫻田門) 其外の事なども絶えて相通じ申さず候よし。久七の談に此の節夷人麻黄など澤山持渡り候事故、自然と下直に相成り候。是れは竹島(鶴岡)に夥敷く生じ候を取來り候ものかも相知れずとの事考ふべし。二三日前丙辰・庚申二船歸着と申す事に之れあり候。是日吉田先生の墓に謁す(舊全一〇)。

とあるも 一向に金谷菅公廟とか、觀梅會らしい記事はない。それ故にその附近から一月二月三月と隅なく搜索すると、二月廿五日の條に次のやうな記事がある(文章處々)。

「二月廿五日、晴、早く起き飯を喫し、松洞(浦)を訪ふ。……余夫れより直様前田(孫右衛門)相訪ね論じ候は……既にして家に歸る。松洞(浦) 佐世(八十)など逐々來訪、徳民(野)も宮市より歸る。櫻園(岡)・子遠(江)などの様子を聞く。中谷も追付け出萩との事なり。是れより三人同伴、且つ敏三郎(松陰)の弟・杉の小供ども相携へ、先師(松陰)の墓に謁し、夫れより團子岩とて萩城を見渡し候小高き處あるに登りて、放吟高嘯何も嫌疑もなく相談して歸る。某一瓢酒を携ふ、肴は饌節なり。佐世戯れいへらく、饌節は勝男武士ならずや、同社爲に咲然。……松洞は久保(清太)を相訪ひ、白石(正一)の様子を報ず。久保大いに決心何共感涙にたへぬ事なり。夜中中谷萩に出で、余が家に來宿せり。……(同六九)。

これらしいのである。この外に別に催しがあれば、記して居ない筈はない。これならば、懷舊録はやや當つて居るが、山縣有朋傳などは随分違つて居る。第一、月日が相違して居るし、人名が相違し、場所が相違し、事柄があまり大袈裟に記されてある。本當のものは久坂外三人の松門の人々が一緒に松陰先生の墓詣りをして、その裏山の團子巖(松陰の實家、杉家の舊宅附近)に登つて、酒を酌んで放吟高嘯し、その間に天下國家を談じて歸つたといふのである。

二、始めて佐久間象山に面會す。
徳富蘇峯氏の吉田松陰に

「彼れ等の相見るや、實に嘉永四年江戸に於いてす。松陰惟へらく、象山畢竟洋學を嚮いで自から給する實儒ならんと。乃ち平服のままにて其の門に入る。象山儼然として曰はく「貴公は學問する積りか、言葉を習ふ積りか、若し學問する積りならば、弟子の禮をとり來れ」と、松陰乃ち歸りて衣服を改め、上下を著し、其の門に入れり。後人に語て曰はく、象山と云ふ奴は、並の奴ではないぞと」

一見如何にもありさうで面白さうに見える。これが又方々に傳はり遂に信じられて居る。この傳説の出所はどこか。毛利家に次のやうな史料がある。これは明治三十六年頃時の古老の傳説を速記したものである。その中に、

日野宗春(恕助)雜談(舊全一〇)
(ノ六六〇)

吉田松陰が佐久間象山の許へ行つたのは私が紹介したやうなものだ。斯う云ふことがあつた。西洋書は醫者より外に讀まぬものだと思つて居つたのが、吉田の家は兵學家で蘭書を讀まうとするが、どうも譯書には迂詐が多いと云ふ。これは無理はない、私の朋友に東條英菴と云ふ高島四郎大夫に頼まれて蘭書を翻譯した男だが、東條に就いて原書をやつたら宜からうと云ふと、夫れでは行かうと云ふので、東條の所へ行くと、私が知つただけは致へてやらうと云うて、ガランマチカルを致へた。所が亞米利加からベルリが來た年(嘉永六年)から天下騒擾私等も國へ行かなければならぬ。東條も忙がしいので能く致へても呉れぬが、どう爲ようかと云ふので、私其の話東條にすると、それは宜い者がある。眞田信濃守の御家に佐久間象山と云ふ者が居る。一奇人だか

ら君公の御意に適はぬで御使ひなさらぬ。それが呉服町で塾を開いて居るから、それが宜からうと云ふ。それから吉田先生の所へ行つて、東條が斯う云ふ人があると云ふから行つて御覽なさい。呉服町と御聞きになれば、直きに分りますと云ふので、それで行つたのだ。

(中原邦平氏)問 其の時に上下を着けて行つたと云ふことですね。

(日野氏)答 吉田が歸つて來て云ふに、成る程お前の言ふ通り奇人だ。私が羽織袴で行つたら、お前は何の爲に原書を讀むか、(吉田)私の家は兵學家で箕裘を襲ぐ爲に蘭學をやりたいと云ふと、(象山)それでは略服では困るぢやあないかと、一本やられた。それから杉民治翁の上下を借りて着て行つたと云ふ話さ。それで成程是れでは(象山が)君公の御意に入らぬのは尤もだと思つたと云ふ話をした。

この傳説は大變間違が多い。

第一、時と場所 松陰が始めて象山に面會したのは嘉永四年五月廿四日で、象山が深川の眞田侯邸に居た時である。このことは象山の年譜を調べればわかるが、松陰の書き物では「象山先生感懷の作に追和す」の詩の前書に「辛亥(嘉永四年)の歲、予始めて先生に深川の邸舎に謁し……」(普全七)によりて分る 又入門は同年七月廿日、象山が木挽町に塾を開いて居た時である。以上の話は年代も場所も誤である。松陰の自筆日記「辛亥日記」に、五月廿四日 齋、朝、山鹿素水、佐久間修理、宮部彌藏を訪ふ 云々。又同費用録五月廿四日の條に

一 貳百文 佐久間修理へ扇子

一、青歩 山鹿素水へ東脩

第二、紹介者 面會の紹介をしたのは、日野にあらず田上宇平太である。このことは嘉永四年五月廿七日、即ち廿四日の訪問より三日後に書いた、松陰より玉木文之進宛の手紙に、

佐久間修理、眞田信濃守様藩人、田上宇平太が紹介にて逢ひ申し候

とあるにより確定的である。この田上宇平太と云ふのは、長州人で蘭學者である。萩にあつては西洋學御用掛りとして蘭學師範を勤めた人であるから、象山とは兼てからの知音であつたらしい。この人は松陰を象山に紹介して間もなく萩に歸つたことが、これも松陰の手紙に見える。

第三、服装 前述の日記や費用録にもある通り、當日は山鹿素水へ入門の歸途象山を訪うたのである。故に入門時には禮服を調へる位のこと、永年兵學師範をして居つた松陰には百も承知で、これを略するやうな人ではない。のみならず松陰の江戸遊學は公命の遊學で禮服はちゃんと持参して居つた。當時の携帶用品中に「御紋御上下」「自紋上下」の名も列記されて居る(辛亥日)。故に他人の上下を借りる必要はないし、兄の杉民治(當時の梅太郎)はこの頃江戸には居ないのである。

尙ほこのことは明治三十四年の横山健堂の「吉田松陰と松下村塾」中にも出て居る。年代より云へばこの方が先きであるが、出處は矢張り日野翁かもしれない。即ち

「象山は風貌堂々たる偉丈夫にして、平生好んで威嚴を持す。劈頭松陰に向つて言ふ。このごろ洋學を修むる者に二種あり。一は則ち専心學問の爲にする者、一は則ち奇を好んで橫行文字を弄する者なり。知らず吾子は

何れをかなさん。松陰答へけるは、勿論學問の爲なり。象山、然らば娯樂の爲にするにあらずば、何故に禮服を着けて弟子の禮を執らざるやと、松陰は書生にして禮服なし、即ち兄杉梅太郎の家紋打ちたる麻上下を借りて入門の禮を行へり。……」

杉民治翁、自ら筆を執りてこれを訂正して曰はく、

「(松陰は當時)公駕に陪し東行す。麻上下履斗目迄持ち行く、士分一と通りの禮服に支^さなし、このこと誰れかの書きたるものにも見る、何かの誤聞なり。」

と。凡そかくの如きの誤傳限りなく山口縣特に萩方面にその例甚だ多いやうに思ふ。舊全集第十卷關係雜纂に列舉したもので特に甚だしいものは訂正して置いた。最近發行の「渡邊翁を語る」中には色々かうした訂正が出て居る。かくして誤傳を改めて行くのは誠に結構なことであると思ふ。その一二を掲げて見る。

今地延一氏談

それに就て(村塾の)先生(渡邊)から聞いたのでございますが、これは重大な問題に觸れるのでございますが、松陰先生の例の短刀でございますね、あれを左に持つて、ちつとそのきつ先きを見詰めて居られたと云ふことを申される方がございます、さうしてその所で、弟子を呼び上げられて曾子三省の句を復誦させられたと云ふことでございますので、私が丁度松陰先生の御一代を現はす繪本を作らうと思つて、その計劃を進めてゐます時でございますから、それを繪本にどう現はすかと云ふ事を考へて居ましたので、渡邊先生にお尋ね致しましたところが、先生は、きつ先きを見詰めて居られたと云ふやうな事は知らん、そして曾子三省の句云々も僕は

知らんと云はれました。

同氏

それから最後に江戸にお立ちになるときは、門生達を塾に集めて、一緒に曾子三省の書を讀まれたと云ふ事がございませうとお聞き致しましたら、そんな事は無い、眞直に行かれたと云はれました。

右の短刀の事と曾子三省の事といふのは、香川政一氏の「松陰先生逸話」に引いてある。

「先生の階上に於いての所作は、いつも端坐して、左の手を膝に突き、右手には例の肖像にも書いてある、あの短刀の鞘を拂つて、右手に之れを捧げ、双を上にして目八分にため眺めて居られたさうであります」或時先生が二階から伊藤俊介即ち後の伊藤公と呼ばれました。公が二階へのぞかると、先生は、あれを言つて見よと言はれます。公は馬鹿々々しく思はれたが、正直に、曾子曰 吾日三省吾身を暗誦しられますと、先生はよし／＼と言はれました。公が梯子を下りられると、他の門人たちが、伊藤どうか先生の御用は何だつたかと言ひます。又あれよ、例の曾子曰はくよ、そんなことがあるものか、わざ／＼貴様と呼ばれたのに、それでもあれだ、別に何の御用もないのだ。といふやうなこともあつたさうです。」

「偕て安政六年五月二十五日の朝先生は、江戸に橙送せらるるといふ悲しき別れの時であります。年長の門人は皆杉家の御座敷の方に居つて、年少のものが村塾に集まつて居つたさうであります。さうすると先生は村塾に来て窓にのぞいて、皆のものよく集まつて呉られた、松陰は今から江戸へ行つて、もう歸らぬかも知れぬが、いつものことは忘れはすまいの、と言はれます。忘れは致しません。そんなら言つて見よ。ハイ曾子曰は

くと、一同が例の句を暗誦しますと、先生は悦んで、よし／＼松陰がたとひ死んでも、皆がその句のことを忘れねば、松下村塾は繁昌する、決してそれを忘れるなよ、といつて間もなく出發せられましたから、これが村塾への永久の遺言といふものでありませう。」

このことであつて、何れも後人の偽作に相違ないことが證據立てられたものである。こんなことは誠に面白くまた先生の徳を汚すことでもないやうに思はれるが、豈に計らんや。眞實を修飾すればそれだけ、本當の人格を歪めるものであつて、偉大なる人格は決して修飾すべきものでない。のみならず、先生は修飾を喜ぶやうな人ではないのである。

第十七章 松陰の崇拜者

松陰の崇拜者は世に澤山あるであらう事は想像に難くない。先づ東京及び萩の松陰神社に参拜する人は一年に十萬とは下るまい。而してこの傾向は益々盛大になつて行くやうである。然しここに掲ぐるものはそれとは又別の統計である。

一 少壯教育家の崇拜人物調査

昭和八年三月全國師範卒業生一萬四千名に紙票を配布し、一萬餘の回答によつたものである。
主なる崇拜人物順位

男子部

(1)吉田松陰 (2)西郷隆盛 (3)ペスタロッチ (4)乃木將軍 (5)楠木正成 (6)ナポレオン (7)リンカーン (8)二宮尊徳 (9)中江藤樹 (10)教師 (11)豊臣秀吉 (12)日蓮 (13)孔子 (14)荒木陸相 (15)濱口雄幸 (16)東郷元帥 (17)キリスト……以下略す。
女子部

(1)ペスタロッチ (2)吉田松陰 (3)乃木大將 (4)西郷隆盛 (5)乃木夫人 (6)九條武子 (7)中江藤樹 (8)楠木正成 (9)孔子 (10)校長 (11)キリスト (12)親鸞 (13)税所教子 (14)松岡洋右 (15)菅公 (16)釋迦 (17)ペーターベン…… 23)二宮尊徳

これで見ると、男子部に於いては松陰の人望はたいしたものである。女子部に於いては第二位にあるは、教育の神吉田松陰」をまだよく知らぬ人があるからかもしれない。それにしても斯くの如き教育者の幼き國民に與へる影響は蓋し大きなものがあるであらう。尙ほこの調べは支那事變勃發以前であるから、その後日本精神の高揚を叫ぶる現代に於いては一層盛なものであらうと思ふ。

更にこの調査に就いて地方別に見れば次の如くである。

(1)中國三一四 (2)關東三〇六 (3)九州二九九 (4)近畿二八七 (5)中部二四九 (6)北陸一七二 (7)四國一五七 (8)東北一一一 (9)北海道二七 (10)臺灣一八

この傾向は東京は各國人の集りであるから別として、地方的に考ふれば西南に多く、東北に少ないと云ひ得る。これは如何なることを示すか、よく考へて見ねばなるまい。

二 吉田松陰全集の讀者

全集の發行は莫大なもので爲に洛陽の低價を高からしめたものである。新舊版共に讀者の地方別の順序は概ね次のやうに想像せらるる。

(1)東京 (2)大阪 (3)山口 (4)兵庫 (5)廣島 (6)愛知 (7)長野 (8)福岡 (9)朝鮮 (10)京都 (11)神奈川 (12)愛媛 (13)静岡 (14)岡山 (15)滿洲 (16)新潟 (17)北海道 (18)茨城 (19)千葉 (20)埼玉……東北地方。

これを第一の場合と比べて見れば、松陰の思想に就いての凡そ地方的色彩を想像せらるるところであり、それが何の原因であるか、就中西南地方に多く、東北地方が特に少いと云ふことは、單に人口や經濟上や知識階級の數ばかりではないやうである。」

第四編 史料探訪

一 余の松陰關係史料探訪は、昭和三年から始めて居たが、愈々眞剣になつたのは昭和七年に吉田松陰全集編纂委員を引受けてからである。この全集は、既刊文獻の誤を正し、且つ極力未刊文獻を發見するといふ立場から、總ての史料は皆委員の實地調査を経るべきものと規定したため、史料の探訪は最も重要な仕事の一つであつた。而してその史料探訪程面白いことはない。從來見たことのない珍らしいものを發見した時などは云ふに云はれない愉快さで、これを原稿に書取る時の嬉しさは、又とても譬ふるにもなき有様である。だからいざ探訪を終つて歸宅の後も餘韻縷々で、早速各委員に通告してその喜びを分つこともあり、尙ほ昂奮してその晩は遂に眠られぬ夜もあつた。

然し又楽しみあれば苦ありで、悲痛至極のこともないでもない。折角百數十里を遠しとせずして訪問し、恭しく拜見すると、何ぞ計らん眞赤な偽物なることを發見した時の如き、驚きと悲しさと、氣の毒さ、氣まづさ、これ亦とても筆紙に盡し難いものである。けれども斯う云ふ場合、自分は強ひて偽物の宣告を下す必要もないので、大抵は「結構でございます」と答へて歸るのが常である。只だ人によりては多少怪しいから正直の鑑定をして貰ひ度いと云ふ人がある。さういふ場合には特別に自分の所信を告げ、その理由を述べることもあつた。

もとより不肖はまだ未熟で、萬一間違がないとも限らない。併しこの十數年來始終松陰の眞蹟に接し、その數

殆ど數百點に達して居るので、多少の自信を持つて居る積りである。それでも中々判斷に苦しむものもある。さう云ふのは寫眞に取つたり。同年代同書法の眞蹟と比較したり、紙質や落款やを詳しく研究して決定するのである。就中鑑定上重要なことは其の書の來歴である。萩の松陰神社とか、吉田家・杉家その他吉田の一門、例へば兒玉家・小田村家・榊取家・玉木家・森田家・久保家などは間違はない。只だ是れ等と雖も、門弟の筆で非常に松陰に似て居るもの、例へば入江杉藏や、野村和作・岡部富太郎・馬島甫仙などになると、殆ど松陰と區別のつかぬものがある。若しこれ等の家から出たものになると、大抵はその當主の添書がついて居る筈で、特に家兄杉民治翁や榊取素彦翁が、晩年人に遺はしたものは、必ずそれらの跋文が添へてあつて、讓與の來歴が明かになつて居る筈である。

門弟や知己の家の者も大抵は確實である。特に毛利家や益田家や、木戸・高杉其の他門弟諸氏の家に古くから残存するものは見事なのが多い。一番問題は寶物品である。どんな大家が箱書をして、それは松陰の専門家でない限りは俄に信用はできない。或時は門弟の保證したものにも偽物のあつたことがある。それはかういふ場合である。或門弟が後年松陰の手紙を引寫して持つて居たもので、その門弟の歿後賣物となつて眞蹟と認められるやうになり、これを又他の門弟に示した處、確に先生の筆蹟と折紙をつけたのである。然るにその後一方に門弟の寫した時の眞蹟が現はれて來た。眞筆は來歴からも又筆力からも寫し物とは比べものにならないものである。こんな場合もあるから門弟でも大家でも、澤山眞筆を見なければ駄目である。假令門弟でもさう長く師事して居た者はないし、一々先生の書くのを見て居た譯でもない。而も五十年も昔の幼時に見たからとて、そんな記憶は

當になるものではない。却つて松陰の幼時からの眞蹟を殘らず系統的に研究し、眞筆を澤山見るのが一番重要なことである。鑑定の方はその研究心とその眞蹟を見た數の問題である。しかも今現に始終見て居つて、その印象の新たる時でなければならぬ。如何に大家でも僅かばかり見て、それが遠い昔のことであつては確實とは云はれない。又展覽會出品物と云ふ看板を以て眞筆の保證とするものがあるが、これもあてにはならぬ。堂々たる松陰關係遺墨展覽會にも偽物のあることもある。展覽會と云ふものの内情を聞いて見れば、當にない所以も分るわけである。

松陰の偽筆は中々多い。東京にもあるが一番多いのは關西である。次は九州邊で、要するに眞物の澤山ない處に偽筆が流行する。眞蹟が少い處では勢ひ比較する物が少いから偽筆し易いのである。又偽筆にも一つの系統があつて、或時代に同一人の偽筆が可なり横行して居る。故に一つの偽筆を見極めると他のものも分ることがある。特に偽筆は印章の違つたものが多い。印の來歴眞偽に就いて一應の知識がなくてはならない。尤も印章は眞物でも、書は偽書の場合もある。それは松陰の歿後、眞物の印章が濫用されたかもしれないからである。尙ほこのことに就いては別著「松陰先生の教育力 第二編第六章、筆蹟繪及び印章の研究を参照されたい。

探訪の苦味はもう一つある。それは家寶を見る迄の手續きの厄介なことである。今回は豫め山口縣教育會から照會があり、承諾を得、期日を打合せて出張したわけであるが、いざ參つて見ると、色々の事情で門前拂を喰つたこともある。斯ういふ時には實に悲觀もする、怒り度くもなる。然しこれも松陰の精神を世に傳ふる爲だと思つて我慢するのである。

然し右のやうな人はごく稀で、多くは極めて鄭重に、松陰の爲なら喜んで應接して、心温やかに轄らつて下さるのが普通である。これでこそ松陰の門弟子の子孫である、又先生の遺墨を所持して居る資格がある。斯う云ふ場合には、吾々と志を同じうするものといふ感じが、喜びと感謝となつて表はれるわけである。

二、全集の爲の史料探訪は昭和七年八月から始まつたのであつて、その受持區域は、大體委員の住所を中心として、安藤委員は萩地方、玖村委員は萩以外の山口縣下及び中國・九州、私は京阪以東といふことであつた。然し私は職務がない爲に一番自由な身であつたから、或る時は山口縣下に、或る時は九州迄も赴いた。

三、史料の所在は、豫て各委員の出入して居た家は勿論、松陰の門人・關係者の子孫の家々、それに遺墨展覽會出品者名簿などを參考として、所謂松陰に縁ある家々をたどり、防長史に委しき人々を介して、聞くに従つて名簿を調製し、それからそれへと手筈を求めて參つたものである。

四、史料所藏者の數は大體萩地方三十軒、萩以外の山口縣下約二十軒、廣島・九州十餘軒、東京地方及びその附近約六十軒、京阪約二十軒、その他各府縣に散在するもの若干。

史料の分量から云へば、京阪以東と以西で大體半々位である。その内で最も多いのは萩松陰神社、次は東京の吉田家、次は同祥取家・野村家・益田家・久保家・毛利家・高杉家・久原家・入江家の順、京阪では京都の尊攘堂、神戸の福本家と云つた具合である。その他は多くも五點内外で、勿論一點の場合もある。私が受持の關係上、東京を中心に自分の探訪した處を所藏數量の多少順に述べて見よう。但し所藏者名住所は調査當時のものであるから、その後の移動に就いては不明である。

第一章 東京及び附近

一、吉田茂子氏 東京都渋谷區原宿町二丁目一七〇ノ六 昭和五年十二月

以來數十回訪問

當主吉田茂子氏は故吉田庫三氏の夫人である。庫三氏は松陰の妹兒玉千代子の二男で、二松學舎の出身、晩年は横須賀中學校の校長であつた。

吉田家は流石に松陰の後裔だけあつて、貴重な史料が多い。同家とは數年來御馴染の間柄ではあるが、今度と云ふ今度は、又改めて訪問數十回、前後殆ど八ヶ月に亙つて一愈の調査を終へた。然しその後も何かと不審が起り、再調査再々調査で、御邪魔を致して居る。先づ調査の大體を擧ぐれば、

(1) 吉田家に關するもの A—松陰の自筆二百三點、B—祖先の自筆廿七點、C—子孫の自筆四十點

(2) 松陰の父母兄弟及び親戚に關するもの D—實父母叔父廿七點、E—兄弟五十點、F—妹婿小田村十六點、

G—妹婿久坂卅四點

(3) 名士 H—師友門弟知己三百五十七點

(4) 家學關係文書 I—二十點

(5) 書畫 J—十點

(6) 書籍 K—百三十六部

(7) 履歷及び事蹟參考書 L—卅八點

以て如何に多數で又貴重なる史料であるかが分る。先づA類の松陰自筆から擧げて見よう。

天保十五年から弘化五年迄 十六通

この内で珍らしいものは、遺墨中で一番古いもの即ち松陰十五歳の時の上覽の作圖である。それは築城計畫圖で、極めて精巧な、今なれば烏口でも描いたかと思ふやうな立派なものである。松陰はこの年に山鹿流兵學師範の世嗣として、藩主の前で武教全書を講じ、又藩主の所望で孫子虛實篇を講じ、賞與として七書直解を下賜されて居る。この圖はその時に同時に上覽に供した圖であらう。その外には山鹿流兵學師範の墓碑を寫したもので、それは松下村塾北窓の下で書いたと記されて居る。これが玉木の松下村塾の存在を立證する材料となつて居る。

嘉永元年・二年・三年 十五通

特に珍らしいものとしては、陣羽織の紙型などがある。

嘉永四年・五年・六年 三十八通

これは江戸遊學中のもので、就中費用録・辛亥日記は特に珍らしいものである。

安政元年・二年 三十一通

主に野山獄時代のもので、色々のものがあるが、家兄宛の書簡が最も多く、和歌や俳句の原稿も多い。

安政三年・四年 三十六通

丙辰幽室文稿の原稿に類するものが多い。のみならず同文稿の初稿に黙霖が批評をしたものがある。又彼の有名な丙辰日記・丁巳日乗・吉日録・討賊始末等もこの時代のものである。その外には村塾記事が珍らしい。

丙辰日記は武教全書講録にある通り、松陰塾の門人は各自日記を作り、その表紙に孝經の「身體髮膚之れを父母に受く、敢へて毀傷せざるは孝の始めなり、身を立て道を行ひ、名を後世に揚げ、以て父母を顯はすは孝の終りなり」を記し記名血判する事にした。松陰は自らこれを作つて日記を書いた。署名の下には今尙ほ血判がはつきりに見える。蓋し松陰のこの血判は現在唯だ三つの中の一つである(他の二つは東京藤田家、平戸山鹿家参照)。

松下村塾記事と云ふのは、安政四年の冬、村塾内での塾生の勉學の模様を書き、松陰が喜んで塾生が皆偉くなれば已れ達はその踏臺になつても結構だと云つたといふ教育者の覺悟を示したもので、誠に貴重な名文である。今迄世に出なかつたのは不思議であつた。即ち

村塾記事 (原漢文)

天下の書、蓋し四大別あり、曰はく經・史・子・集。四者を通習し、各々其の精を究むる、是れを博學と謂ふ。博學にして要を失する、是れを雜學と謂ふ。雜學は以て學と爲さず。是に於いてか専門の學も亦廢すべからず、有隣(當水)已に村塾に入り、塾生大いに振ふ。十數歳の童にして傍訓を假らずして文字を讀む者、駭々として置出す。就中四生あり、二十二史及び資治通鑑を以て各々自ら課と爲し、専ら修めて功を見んと欲す。一浮屠あり、専ら諸樂を修む。夫れ經は則ち大なり、子は則ち難し、童子の治め易き所に非ざるなり。數年の後史

より經に入り、集より子に入るもの、未だ必ずしも人なしとせず。吾れの待つ所は是れなり。然りと雖も是れ皆漢學者流のみ。又二生あり、一は賀茂・本居二先の軌轍に従ひて、古學を講じ古書を讀まんと欲す。一は水藩及び頼氏の流派を派さかのぼり、國體を明かにし、皇道に通ぜんと欲す。是れ益々樂しむべきなり。有隣余に謂つて曰はく、「諸生斐然として徳を成し材を達す、三年七年にして、章を成すこと期すべし。吾れと子と將た何を以てか自ら居らん」と、余曰はく「諸生材を成し能を成す、皆果して彼れの如くんば、吾れ乃ち不材無能を以て自ら得るを得ん、是れ天下の大快なり」と。有隣之れを肯うけふ。余、乃ち此れを書して以て其の成るを待つ。」

(普全七ノ
三九七)

安政五年・六年 六十五通

この時代は松下村塾の最盛期と、松陰の再入獄時代及び江戸獄時代である。即ち最も激烈にして又最も複雑せる時代であるから、文書も中々多く、従つて珍らしいものも多いが、その中でも吉田氏略敘、これは安政五年一月の作で、翌六年四月に清書した。今ではこれが吉田家の神靈になつて居る。その他松下村塾食料月計や、食事人名扣などは、この時のものである。又戊午幽室文稿・己未文稿所載のもの原稿が可なり澤山にある。

この中で珍らしいものは松陰の書いた和蘭文字である。松陰は多少蘭語を學んだが、これが唯一の記念である。英語の Ought, Properly, Uncommon, Singular, First に相當する文字で、皆蘭語文典にある文法語である。これを色々と説明し牽強附會する人がある。地下の松陰はさぞ苦笑し迷惑がつて居るであらう。

B類は、吉田家の先祖重賢や、山鹿兵學の始祖吉田友之允重矩以下の古文書である。逐條列挙は省略する。
C類は、家兄杉梅太郎の長男で、松陰の後を嗣いだ吉田小太郎の文書と、吉田庫三の文書が多い。就中重要なものは吉田小太郎日誌である。これは小太郎が玉木文之進の下に勉強中の有様を詳記し、玉木流の教育がどんなものであつたか、又如何に玉木翁が第二の松陰を作るに苦心したかを物語るものである。

D類、父母及び玉木文之進のものが主である。その内で重要なものは、松陰宛の文書は勿論だが、最も珍らしいものは實父杉百合之助の日記である。これは天保十三年松陰が十三歳の時の記録である。六月十日の條に「晴天、大島、護摩津尾寄(ごま畑の手入の事)」畝揚げ、水肥掛け、小麦荒付け、朝わらち壹足大分」とある。これで見ても父百合之助がいかに勤勉であつたかがわかる。「朝わらち壹足大分」とは、朝飯前の仕事に大次郎(松陰の幼名)の草鞋一足を作つたことをいふのである。そして日中は畑の手入をして居る。なほまた玉木の意見書中には、松陰の教育に就いて自己の責任を明かにしたものがあつた。これ等は大體舊全集第十卷に收めてある。

E、主に家兄杉梅太郎の自筆文書である。松陰との往復文書は勿論、その他頗る重要なものが多く、一々列挙し難いが、松陰年譜案・玉木文之進概略・杉民治履歴などは頗る重要なものである。

F、久坂玄瑞の文書。重要なものは松陰との往復文書の外に九似日誌がある。これも舊全集第十卷に收めた。

G、外叔久保五郎左衛門、外弟久保清太郎、妹婿兒玉祐之、從弟高洲爲之進、從弟玉木彦介等の文書であるが略する。

H、殆ど一々挙げきれない程あるが、この内で珍らしい文書のある人名だけを挙ぐれば、

- (ア) 赤川淡水・阿座上孝徳・鮎澤伊太夫(水)・天野勇衛(平)・青木研藏等。
- (イ) 伊藤博文・伊藤静齋・池部啓太(熊)・生駒勝助(鳥)・諫早生二・飯田正伯・入江杉藏。
- (エ) 江幡五郎(中)
- (オ) 小國融藏・岡元太郎(岡)・萩野隼太・尾寺新之丞・奥田謙藏・岡部富太郎。
- (カ) 桂小五郎・樺山三圓(薩)・笠原半九郎。
- (キ) 木原慎齋・岸御園。
- (ク) 久坂玄機・口羽杷山・來原良藏・虞淵・草場佩川(佐)・國司仙吉。
- (ケ) 月性
- (コ) 小林民部(都)
- (サ) 佐世八十郎(前原)・作間昌昭・櫻任藏(水)・坂谷希八郎(備)。
- (シ) 清水清太郎
- (セ) 千住大之助(賀)
- (タ) 高杉晋作・大樂源太郎・高津平藏(津)・高原淳二郎(熊)。
- (ツ) 土屋蕭海・坪井九郎右衛門。
- (ト) 豊島權平(平)・十時善兵衛(柳)・徳富一義(熊)・轟木武兵衛(熊)・富永有隣・鳥山新三郎(房)。
- (ナ) 中谷正亮・永島三平(熊)・中村九郎(道太)。

- (ノ) 乃木希典・野村和作。
- (ハ) 橋本左内(前越)・長谷川宗右衛門(讀岐)・林道一(前筑)・葉山佐内(戸平)・同高銓(戸平)。
- (ヒ) 東久世通禧(都京)・廣澤兵助・廣井少吉。
- (フ) 福川犀之助・福羽美靜・福原清介・藤野義則。
- (マ) 前田孫右衛門・眞木保臣(前筑)・馬島甫仙・松浦松洞・松岡良藏・松崎武人(赤根武人)・松田謙三(小倉健作)。
- (ミ) 宮部鼎藏
- (ム) 村田清風
- (モ) 毛利元徳・毛利元昭・黙霖。
- (ヤ) 山鹿素水(戸江)・山縣半藏・山田顯義・山田宇右衛門・山田亦介。
- (ヨ) 横井小楠(後肥)・吉田榮太郎・吉村行昭。
- (レ) 冷泉雅二郎
- I、略す
- J、嘉永三年熊本で求めた清正公の像、嘉永四年神戸湊川で求めた楠公碑文、安政二年林藤橋の贈つた子路の像、安政四年夏松浦松洞の贈つた牡丹の繪等、何れも幽室文稿等に縁故のあるものである。尙ほ松洞筆自贊肖像は二幅ある。一は吉田家藏、二は久坂宛のもの。
- K、書籍、略す

L、略す。

二、榊取三郎氏 笠川區日暮里町九ノ一〇九五 昭和六年以來二十餘回訪問
榊取家は松陰の妹婿小田村伊之助(後の男爵榊取素彦)の後である。小田村は慶應三年に藩主の命によりて榊取姓になつたのである。尤も小田村家は、後に長男篤太郎氏をして繼がしめ、榊取家は次男道明氏をして繼がしめた。小田村は松陰より一つ年上で學力もあり、嘉永四・五年頃から親しかつた。後には妹婿としていつも松陰の相談相手であり、片腕となつて盡して呉れた人である。のみならず文書を大切にすると、特に松陰の文書を保存することを努めた。かかる關係上松陰關係の書類の多いのは勿論であるが、その他の志士の書類も亦夥しい。併し吾々は松陰關係の紹介だけに止めよう。尤も他の人々の書簡を見ようと思ふ人は、日本史籍協會から出た、榊取家文書(二冊)を参照せられ度い。この書には勿論松陰の書簡も出て居るが、全部ではない。又読み方や年月の考定などは、人各々意見を異にするから、必ずしも一致して居ないのは仕方がない。

松陰自筆

(1) 最も大きなものは「讀餘雜抄」九冊である。これは東行前日記にある通り、もと十冊であつたが、その後一冊紛失したのである。

(2) 其の次は「先憂後樂居叢書」(小田村のつけた名)中に、松陰の抄録が十數枚あるが、松陰の感想はないから、全集に入れることは止めた。その他寶螺の考、安政五年七月廿六日中谷より松陰宛の書寫し、同土屋蕭海筆月性僧に松陰の評あるもの、皆重要である。

(3) 父に送る書 これは安政五年十二月廿六日に、再び野山獄に入れられたその翌日父に宛てた手紙で、前日の入牢の模様を父に報じ、且つ父の病氣を見舞つて居る文である。

(4) 庸書檄 安政六年五月初旬頃、松陰は野山獄中にありて、何もせず生きて居つては相済まぬとて、筆耕でもしようかとその趣意書と規則とを作つたものである。

(5) 掛物軸一幅 跋文にある通り、安政六年五月東行に際して、記念の爲に小田村の子供に贈つたものである。

(6) 要駕策主意上下、(7) 大原三位に上る、(8) 小田村士毅に送る、(9) 小田村伊之助に與ふ、(10) 小田村岡部に與ふ、(11) 入江杉藏に與ふ、(12) 村塾同志に與ふ、(13) 中谷・久坂・高杉に與ふ、(14) 小田村に與ふ、

(15) 入江杉藏に與ふ、(16) 品川彌二郎に與ふ、(17) 小田村に與ふ、(18) 入江杉藏に與ふ、(19) 子遠に與ふ、

(20) 小田村・久保に與ふ、(21) 諸友に與ふ、(22) 小田村に與ふ、(23) 入江杉藏に與ふ、(24) 村塾來送諸君に與ふ

(25) 上書案、(26) 岡部・入江・松浦等に與ふ、漫言又一則、(27) 愚見書付、(28) 小田村士毅に與ふ、(29) 家伯敦

大兄に上る書、(30) 士毅村先生に與ふ、(31) 久保及び家兄宛、(32) 小田村文侯の相模に役するを送る序、(33) 松

陰より久坂宛、(34) 松陰詩藁、(35) 松陰より來島又兵衛に與ふ、(36) 松陰より口羽・久坂宛詩。

名士書簡

(1) 高杉より松陰宛二通、(2) 松浦松洞より松陰宛、(3) 土屋より松陰宛、(4) 中谷正亮より松陰宛、(5) 月

性より松陰宛、(6) 入江杉藏より宛名缺、(7) 飯田正伯より久坂宛、(8) 月性上人に贈る詩、(9) 入江杉藏より

松陰宛、(10) 宮部鼎藏筆吉田寅次郎略年譜、(11) 高杉督作より久坂玄瑞宛、(12) 大樂源太郎より小田村宛、(13)

吉田榮太郎より松陰宛、(14) 入江杉藏より小田村宛、(15) 中谷正亮より松陰宛、(16) 高杉督作より久坂宛、(17) 久坂より小田村宛、(18) 久坂より妻宛四通。

小田村筆

(1) 檜莊日記 小田村が嘉永三・四・五年頃江戸勤番中の日記である。その所々に松陰のことが見える。

(2) 日載 明治以後の小田村(楳取)の日誌である。内に沼崎の持参せる留魂録の件あり。

以上約六十通

再調

昭和十年十一月、楳取家より最後の調査として反故同様のもの一切を提供されたので、數日間を費して精細に調査した。ところが驚く勿れ總計二十二點の新史料を得た。松陰のものでは(1)井上小太郎を送る序、(2)理科或問序、(3)義卿の壽序を評す、(4)相州講堂記、以上は松陰が小田村の文を抄寫して、短評を加へたものである。その他十數點は、皆小田村の文で、而も松陰に關係あるものである。(5)嘉永四年十二月 熊本の宮部鼎藏に與ふ、(6)嘉永四年十二月、吉田義卿を送る序、(7)嘉永六年十一月、吉田寅次郎に與ふる書、(8)安政三年十一月、松陰に寄す等、何れも重要であるが、就中(5)は宮部と小田村との交際は、松陰の取持であつた事を物語り、(7)は松陰が長崎行の歸途熊本に於いて宮部と何を計畫したかを物語るものである。

三 野村益三氏 四谷區東信濃町十一、昭和七年十月訪問

益三氏の父君は、所謂愛弟子野村和作で後の子爵野村靖氏であつた。安政六年十八歳で、松陰の命により亡命

して京師に赴き、要駕策に奔走したが、謀破れ捕へられて藩獄(岩倉)に投せられた。その時の松陰の詩に「夜來の凶夢暗愁深し、云々」と。この詩も今は野村家に保存されて居る。その他五十二點、内十二點は未だ活版になつて世に出たことのないものであつた。内容は野村・入江宛の書簡が最も多く、又小田村のものもある。右の次第で珍らしいものが澤山あるが、その内只だ一つだけを掲げて置く。

入江宛

小田村の論是れにては中々折合はれ申さず候、さりながら子違も亦此の論に附和せば、手足無きの猛士、如何せん。唯だ願はくは絶交せよ。實(普全九ノ)。(二二八)

これは安政六年一二月頃、松陰が要駕策のことで小田村伊之助と議論して居るところで、若し入江杉藏(野村子違)が小田村に同意ならば、自分の手足を失つたも同然だから萬事休す、唯だ絶交せよと、一喝に及んだのである。僅かこれだけの文字を半紙一枚に大書したもので、猛烈なる怒氣が筆端に溢れて居る。

四、久保清一氏 牛込區天神町十一 昭和六年七月以來數回

久保家は松陰の養母の名義上の實家である。養母名は久満、實は萩郊外黒川村(今福川村)の農家(屋)森田頼寛の女であるが、松陰の養父大助賢良と婚姻する爲に、家格の關係から一旦久保五郎左衛門の養女となつたのである。尤も久保家と森田家は古い親戚關係がある。五郎左衛門は吉田家の近隣に住んで、大助とは親友であつた。それ故に松陰はいつも五郎左衛門を外叔と呼んで居た。その五郎左衛門久成の子に清太郎があり、これは松陰がいつも外弟と稱して親しかつた人で且つ又門人である。松陰研究には忘るることのできない人である。別著「松陰先

生の教育力」には相當詳しくこの久保清太郎のことを書いて置いた。清太郎は明治になつて斷三と改名、在官約十年、從五位に敘せられ、明治十一年に東京で歿した。子がなくて弟の幾次郎が後を嗣ぎ、當主はその長子である。以上の如き關係であるから、貴重な資料が多いのは勿論である。

(1)松陰の自筆物が約十三點ある。内一點が久保五郎左衛門宛、七點が久保清太郎宛の手紙で、他は書又は冊である。就中珍らしいものの第一は何と云つても竹の柱掛けで、安政三年の秋、松陰が久保翁の依頼によりて松下村塾の聯を書き、これを翁が自ら竹に彫刻したといふものである。長さ五尺六寸四分、幅五寸五分程である。原形の寫眞は舊全集第三卷普及版全集第七卷の口繪に出て居る。その次は例の孫子評註の原稿である。この説明は全集評註の解題並に凡例に記して置いた。次は久保清太郎の作文に松陰の添削批評を加へたものが半紙十六枚程ある。これは中々面白いもので、安政元年の末から二年春にかけての作業である。

あとは久保家の祖先久が壯烈なる殉死の際に用ひた短刀に松陰が箱書したものと、安政六年五月松陰東行の際に久保に與へた永訣書と、同じ頃の「東行感あり」の詩などがある。

(2)その他珍らしいものには、松陰の養父大助氏筆久保完久を祀るの詩と、安政五年作製の水戸齊昭卿壁書の木活刷がある。水戸烈公の壁書は、松陰が安政二年二月頃野山獄中にある時、家兄梅太郎が送つて呉れたものである。松陰は大變喜んで五六通寫して同囚に與へた。一通は獄卒の民吉といふものに與へたが、民吉はどこからか光圀卿の御簡條といふものを寫して來た。松陰はこれは感心と喜んでそれを寫し取つて家兄に送つた。その後烈公の壁書は時々引用してゐるが、「武教全書講録」中にも引用して感心して居る。それを又安政五年に門弟をして

木製活字を以て印刷せしめて、有志の士に頒布したのである。その跋文に理由が示されて居る。即ち

「安政四年の冬にアメリカの使節が江戸に入り込んで来て、翌五年になつても去らない。爲に天下の志士が皆憤つて居る。我々松本村の者が謂ふには、徒らに憤つたとて無益だ、のみならず天下のことは自分自身から始まるものだ、水戸の老公は流石に偉い、其の一言一言は皆我が黨の模範としようぢやないか、だから之れを木活刷にして同志に頒つのである。

といふ意味であつて、この跋文だけは戊午幽室文稿中にも掲げてある。

(3)村塾策問一道 これも木活刷にして門弟に與へた論文課題である。今から見れば中々進歩したもので、作文の課題を木活刷にしてある。村塾は松下村塾、策問は課題、一道は一通と同意味である。その文は

恭しく今茲三月二十日の 勅諭を捧讀するに、天情 皇神を畏れて 列聖を重んじたまふ。恨むらくは幕府墨夷と交通す。因つて更に幕府に命じ、三家諸大名をして心を竭し建言せしめたまふ。事已に行下す。思ふに幕命日ならずして吾が公に下らん。吾が公の奉答固より當に賢籌あるべし、何ぞ微臣の過憂を待たん。然れども事實に國家の安危隆替の界と爲す。凡そ臣子たる者、義宜しく毅然として傍觀すべからず。若し或は下問を辱くせば亦將に何を以て爲さんとするや。諸君、生平書を讀む、志固より 皇室に在り、情常に夷虜を慨く。其れ嘗みに見る所を疏ねて悉さざることあるなく、以て下問の日を待て。戊午四月十二日(普全九ノ三一)。

眞に簡單にして要領のよい問題の出し方である。而も時勢に適合せる生ける課題、村塾教育の活氣はここから出るのである。この木活刷は今現に山口縣の須佐にもある。又その眞筆は毛利公爵家にある。

(4)名士の書簡では、久坂十通・入江一通、杉梅太郎・僧月性・坂本龍馬・松浦松洞・黙霖・土屋蕭海・伊藤靜齋・野村靖等がある。なほ伊藤公を始め所謂維新の志士の書幅頗る多いが、松陰と關係がないから略する。

(5)最後に史料として最も重大なるものは久保の日記である。安政三年六月より四年の四月迄、同五年七月より萬延元年に至る。その拔萃は舊全集第十巻に出て居る。その後文久・元治・慶應に至る日誌があるが、維新史としては頗る貴重の史料であらう。

五、益田兼施氏 荏原區中延町一一二五 昭和七年十二月 同八年二月訪問

益田家は、嘉永・安政から元治にかけて、少壯有爲の名家老として縦横の手腕を揮つた益田彈正の後裔で、今はその功により男爵を授けられて居る。益田家はもと長州藩の水代家老の家柄である。彈正は幼少より慧敏果斷の名聲高く、松陰に對しては兵學の門弟であり、思想も相似たるものがあつた關係上、その間柄は餘程親しかつたので、松陰は遠慮なく通信が出来たから、藩府に關することはこの人によりて成し遂げようとしたことが多い。故に同家にはさうした公事關係の文書が多數保存され、而もこれ等は從來餘り世に出て居ないものである。

益田家の文書は、獨り松陰關係のみでない、家老として要路の人々と往復した極めて重要な文書が可なりあるが、吾々はそれ等を列擧する暇がない。直ちに松陰の自筆から擧げて見よう。

(1)松陰より益田宛書簡十六通、(2)松陰より前田孫右衛門宛、(3)松陰より周布政之助宛、(4)松陰より中村道太郎宛、(5)松陰より某宛二通、(6)兵庫海防を辭するを議す、(7)意見書、(8)京邸議、(9)大義を議す(10)松浦松洞外在京有志の報告書(松陰加筆)、(11)象山先生書簡、(12)來原良藏が周布公輔に與ふる書(松陰加評)。

他筆のものでは、(13)内藤萬里助より益田宛、(14)北條源藏浦賀日記、これは嘉永六年六月米糠浦賀入港の様子を視察に参つた時の報告書である。内に松陰等と道連れになつた事が記されてある。(15)久坂より松陰宛、京都報告書寫し、これは頗る重要なものであるが、この手紙が松陰の處に達すると、門弟達が手分けして各要部に配つたものらしい。久坂の原本はないが、その寫の一つが益田家にあるのである。(16)入江意見書、これは松陰が入江を益田に紹介する爲に添へたもので、入江の時勢に對する意見書である(文漢)。

以上約三十三通

六、毛利元昭氏 芝區高輪南町廿七 昭和六年九月

以來十數回

毛利公爵家は、勿論防長史料の總本山である。巨大なる書庫に充滿せる史料は、記録課員の奮勵によつてきちんと整理されて、思ふものが即座に見せて貰へる。だから防長史で分らぬものは大抵ここで見當がつく。従つて不肖も此處數年來始終御厄介になつて居る處である。然し今度は又改めて全集の仕事の爲に十數回調査に参つた。一毛利家には松陰のものが澤山あるかのやうに見えて案外少い。それはその筈、松陰には特別に藩主宛とか藩府宛とか云ふ書類は割合に少いからである。それでも松陰のものとしては現に約十八通ある。先づ「謹で言上仕候事」と云ふ意見書がある。これは益田家にある安政五年八月廿一日の書簡に附屬する筈のものである(舊全第四卷、第五卷見書類)。

次は常榮公傳及び村塾策問一道の眞筆で、皆立派なものである。その他は多く個人宛の書簡で、藩主や藩府宛のものではない。多分後年毛利家で手に入れたものであらう。水戸藩の人堀江や鮎澤宛のもの十數通も最近買取

つたものと聞いて居る。

此の度の東行は國難に代るの存念に御座候へば、兼ての狂悖には随分出かしたると存じ奉り候。尤も幕吏對訊の事も御座候はば、正義と至誠とを以て百折挫せず、機に隨ひ應接仕るより外之れなく、全く許直激烈を宗とする譯には之れなく候間、何も御放念遊ばされ、不孝の段は御海恕祈り奉り候なり。

五月十五日 賀

頑 兒 寅 二(舊全九ノ)

これは安政六年五月十五日、松陰より父宛のもので、東送の報至つて後、自己の決心を披瀝して父を慰むるの書で、情義兼ね至り、當時を想見する重要な書簡である。

吾れの國を出づるや友人扇面藍關深雪の圖を以て餞と爲す者あり。

因つて韓昌黎の韻に仍りて之れに答ふ。(原文漢)

敢へて望む昌黎の誠天を動かすを、權輿の暑路亦三千。

關を擁するの深雪今日に非ず、骨を收むるの療江乃ち昔年。

永訣原と期す膝下に違ふを、一封階前に達せざるなし。

故人我れに贈る扇頭の畫、風は落つ長安大道の邊。

東行前日記廿三日の條に、「東行別詩に跋す」といふ題がある。これは京都の畫家贈正五位藤井藍田が丁度萩に來て居つて、大いに松陰の主義に共鳴し、東送の餞に自筆の扇二本を贈つて呉れた。その一つが韓退之の藍關深雪の詩を描いたものであつた。その詩と同韻を用ひてこれに答へた詩を、後江戸に來て思出し、同囚堀江に見せた

のである。この詩は縛吾集にもあるが、多少異なつて居る。韓退之の詩と合せて讀めば感慨愈々切なるものがある。

その外松陰自筆で珍らしいものは、(1)嘉永四年九月廿九日在草津の松陰より某宛、(2)安政三年十月二十二日、中村道太郎宛、(3)安政六年八月十一日、堀江宛、(4)同六年八月二十五日、同上宛、(5)同六年九月六日、同上、(6)同六年九月九日、同上、(7)同六年九月二十二日、同上、(8)同六年十月八日、同上、(9)同六年十月十二日、小林宛、(10)同六年十月二十三日、同上、(11)同六年十月十二日、鮎澤宛、(12)同六年十月二十三日、同上、(13)同六年十月二十三日、日命宛、(14)同六年八月二十五日、長谷川より堀江宛書にある松陰の跋。

次に江戸獄の同囚堀江・長谷川・鮎澤其の他との往復文書が十三通ある。その内で「鮎澤の遺書」は最も重要なものである。第三編第九章に引用して置いた。

寫本類では松陰の文やまた松陰宛のものや、他の名士のものなど、可なり澤山に保存されて居る。

二公文書類では頗る重要なものが澤山ある。その内でも吉田寅次郎並に重之助一件吟味書急務策一冊、吉田寅次郎御吟味有之江戸御呼登一件二冊、吉田寅次郎一件書類一冊、吉田寅次郎江戸連出一件一冊等は皆其の顛末を明かにするもので、從來まだ公にされて居ないものである。誠に貴重な史料であるから、その大部分は全集に掲げた。尙ほ公文書の「原本綴込」と稱するものは、當年そのままのもので、分類はしてないが、その内から頗る重要なものが發見される。安政二年の松陰の免獄關係の文書や、安政五年の家學教授許可に關するものは、皆

この内より探出したものである。

又北浦巡廻の證據書類として、嘉永二年七月の當職日記・浦日記・高杉小忠太日記は重要である。系圖・分限帳・山縣半藏日記・風説書なども、見通してはならぬ。

再調査 昭和十年十二月 訪問
同十一年正月

毛利家のものは随分根氣よく調べたのであるが、どうも何か見落しがあるやうに思はれてならない。故に今度には心残りなく調べようと決心し、片端から調べて見た。すると前にはこんなものはあるまいと思つた部門に案外重要なものが澤山發見された。例へば來原良藏の履歷類の中から、松陰と來原の往復文書が二十通近くも發見された。これで始めて從來のものだけでは、來原との文通が甚だ稀であつたといふ不思議な謎が解けた。又土屋蕭海關係文書の中から、松陰關係のものが發見されたりしたことなど、實に案外なものがあつた。また古老の談話速記録などにも有益なものがあつた。その他一々ここに列挙することは出来ないが、結局六七十頁近くの史料が出たのである。

但しこの中で是非特筆しなければならぬものがある。それは來原が嘉永四年の冬江戸から萩の某友に與へたもので、その中には梁山泊の様子やら、その阿友の行動批評などが面白く赤裸々に記されてある(舊全集第十卷補遺)。而して松陰に就いて友人の評する處最も重要である。その一部は第三編第十一章にも掲げてある。

七、木戸幸一氏 赤坂區新町六二 昭和八年十一月、
同十年十二月訪問

木戸侯爵家は、松陰の門弟中第一流の人と呼ばれて居た桂小五郎、後の木戸孝允の子孫である。松陰の書中に

「桂は童年にして乃ち來りて吾れに見ゆ(嘉永二年、十七歳、十月一日兵學入門)。吾れ時に其の質厚なるを知りたるも、未だ其の志氣を知る能はざりき。其の志氣を知りしは癸丑(嘉永六年、六月に始まる)。日(己未文稿一月十七)と、癸丑六月は米繼來航當時のことである。この頃は、桂も松陰も共に江戸にありて、互に米繼に對する計策を練つて居た時代である。その時書いた桂の建言書草稿が今木戸家にあるが(舊全集第四、卷、詩文評)、松陰の加筆滿紙横溢の觀がある。以てその師弟間の關係が單に兵學のみでなかつた事がわかる。

松陰の眞筆では、桂宛の書簡や序文が十一通あり、外一通は松陰が吉田榮太郎に代りて、信州松代の櫻井幸三郎に宛てた手紙、その他は佐世・岡部・入江宛、及び岡部宛書で、即ち(1)送桂生序、(2)嘉永六年九月十六日、桂宛、(3)安政二年八月四日、桂宛、(4)安政三年十一月二十四日、同宛、(5)同、同、(6)安政四年八月二日、櫻井宛代筆、(7)安政四年九月二日、桂宛、(8)安政五年二月十九日、同、(9)同五年七月十一日、同、(10)同五年十二月十九日、同、(11)同五年十二月廿五日、同、(12)安政六年一月十一日、同、(13)同六年一月十日、佐世・岡部・入江宛(已未文稿)、(14)安政六年一月十九日、岡部宛である。

諸士書簡中重要なものは(1)安政四年三月廿五日、松田重助より松陰宛のもので、これには象山や雲濱などの噂を報じた内容があつて面白い。(2)安政五年十二月十一日、高杉外四名より松陰宛の血判勸告書である。(3)同十二月十三日尾寺より松陰宛で、高杉等の書と共に當時江戸にあつた門弟達が、松陰の猛氣沈靜の爲に努力しつつある光景を偲ばせる。

安政六年十一月廿七日、來島又兵衛より桂宛の書には、松陰の死刑に就いて哀悼の意を表し、又「此の上は別

に致方も之れなく、幕なりとも立派に築立て、赤穂義士に劣らず、後世に其の名朽ちざる様致度き事に御座候」とある。又文久三年五月十六日、小田村より桂宛の書には「思孟心傳松陰弟へ托し置き候。原本携來り申候。頓て高覽に備ふべく候」とあるも、その思孟心傳は今に残存して居ない。

八、高杉春太郎氏 麻布區霞町一 昭和八年四月及び八月訪問

高杉家は松門二大傑物の一なる故正四位高杉管作の後裔である。兼て久保清一氏昵近の由にて紹介の勞を取られ、甚だ好都合であつた。當主春太郎氏の母堂が主として遺墨の世話をして居られる。高杉家の文書は、松陰より高杉宛の文書合計十六通、悉く東行遺文に載つて居るが、原本と照合して見れば印刷の誤や考定の相違があつた。

(1)安政五年七月十八日、高杉暢夫を送る敍、(2)同六年五月十三日、松陰より高杉宛、(3)同六年七月九日、同、(4)同六年七月九日頃、同、(5)(6)同六年七月十九日、松陰より高杉・飯田宛二通、(7)同六年七月中旬、松陰より高杉宛、(8)同六年七月中旬、同、(9)同六年七月廿五日、松陰より高杉・飯田・尾寺宛、(10)同六年九月十二日、松陰より高杉宛、(11)同六年九月十五日、同、(12)同六年十月六日、同、(13)(14)同六年十月七日、同、二通、(15)(16)同六年一月八日、同、二通、

この外尙ほ入江杉藏寫の孫子評註がある。これは安政六年七月十九日の手紙に「賤著孫子評註玄瑞より貴兄へ贈候様頼み置き候。未だ参り申さず候や」と、これに當るものである。大體久坂が貰つたもの、即ち現に萩松陰神社にある久坂本と同じもので、あれを寫したものであらう。

その外には、高杉筆の松陰先生年譜草稿といふものがある。安政六年十二月三日に書いたもので、先生の著、廻浦紀略、四遊日記、上書、東遊日記、東北遊日記などを抄出して別に珍らしいこともない。併し高杉が年譜を作らうと努力したことは特筆すべきである。

なほ高杉の日記類中で、多少でも松陰のことが記されてあるものは、原本と校合して来た。それが舊全集第十巻に出て居る。又同第四巻詩文評中の高杉の作文は原本が今存して居ないから、已むなく東行遺文によつたのである。

九、入江貫一氏 澁橋區戸塚町四ノ七四二

昭和七年四月以
降、十數回訪問

入江家は、故贈正四位入江九一の後である。安政時代には杉藏と云つて、松陰の最愛の弟子であつた。松陰が再入獄の前後最も盡力した人で、當時松陰の過激なる態度に對しては殆ど總ての門弟知己が手を引いた時でも、師松陰を信じて唯だ命是れ従ひ、一身一家を犠牲に供して顧みなかつたものは、入江杉藏及びその弟の野村和作二人のみであつた。だから師の信賴親愛の度も亦大したもので、天下眞の勤皇は我等三人のみだと云つた程である。かかる間柄であれば、入江家と野村家はその往復文書が残つて居なければならぬ筈である。然し入江は元治禁門の變で境町御門鷹司邸にて戦歿した爲に、永く家名を斷つて居た關係で、多くは弟の野村家で保管して居たらしい。明治に至つて野村氏が次男貫一をして兄の入江家を復興せしめ、遺物なども復歸したとのことである。入江家に現存のものには、松陰筆は左程多くはないが、入江のものは中々澤山ある。不肖訪問して文書の調査に十數日を費した。

松陰自筆九點 その中で珍らしいものは、安政六年三月十一日、松陰より入江の母に宛てたもので、入江の母は生前誰れにも見せたことがなかつたが、死後手箱の中から發見されたと傳ふるものである(舊全集六ノ二四三)。

次には安政五年十二月廿二日、松陰筆、「獄に赴かんとして子遠に贈る」の大幅(室文稿)、松陰筆門弟詩抄(戊午室文稿附録)、安政六年五月某日、入江より松陰宛の同紙に松陰の返書等で、その外は入江の草稿を松陰の添削したものである。即ち「己未參府を論ずる表」「大原卿に上る書」「生田良佐に與ふ」「莊四來話記」陳情書「感懷詩稿」等がある。

松陰筆以外では入江の揚屋詩稿・國歌草・投獄日記等参考とすべきものは澤山にある。

十、久原房之助氏 芝區白金今里町一七

昭和八年
四月訪問

氏は山口縣出身であり、松陰の遺墨を澤山集めて居る。大部分はもと柴田家門氏所藏のものを譲受けたものと聞いて居る。松陰の自筆は總てで十一通ある。

(1)士荷得「正而斃」云々、これは己未文稿にある自警の詩である。長さ二尺幅一尺程の絹地に書いてある。松陰の書は減多に絹地を用ひて居ない。自贊肖像の外にはこれ位しかないのである。その點で珍らしい。

(2)安政元年八月八日、松陰より小倉健作宛書、(3)安政元年九月三日、松陰より土屋宛書、(4)安政六年五月十三日土屋宛書、これは未だ東送の報が至らない以前の書で、庸書檄を送附する時の書状である。尙ほその終りの方に「孫子評註近日脱稿、人に托し淨寫させ候。是れは叱正を乞ひ度く存じ候。是れは折角苦心せし故、少しく文字を解したる人の一鑑定を得たく相考へ居り候」とある。この孫子評註は恐らく後に出る妻木本であらう

と思ふ。

(5) 嘉永五年八月四日、山縣半藏宛書、(6) 安政三年三月十六日、同、(7) 安政三年三月十七日、山縣・妻木宛、(8) 安政三年三月廿一日、同、(9) 綠野堂記、全文丙辰幽室文稿にある。これはそれを清書して藤村氏に贈つたものであらう。高一尺二三寸で、横九尺許に大書した立派なものである。のみならず支那人某の書いた綠野堂の文字が面白い。實物は高さ一尺餘、幅三尺位である。(10) 俳諧集、これは萩の松陰神社にある宛魂慰草中の獄中俳句集の初稿であらう。(11) 安政六年五月十日松陰より入江宛の書。なほ此の外に嘉永五年五月十二日杉梅太郎より山縣半藏宛の書があるが、これは松陰が亡命して東北を旅行し、その歸邸一件で山縣の世話になつた御禮状であつて、中々貴重な史料である。

十一、兒玉秀雄氏 澁谷區原宿町二丁目一七〇

同氏は松陰の妹千代(後芳子)が嫁いだ兒玉初之進の後裔である(伯爵兒玉秀雄氏ではない)。吉田庫三氏はその初之進の次男で、後吉田家を繼いだ人である。丁度同家は吉田家とお隣で、吉田家訪問の序でに所藏品一切を拜見することができた。

松陰の自筆は十點ある。何れも貴重なものである。今年代順に列挙すれば、(1) 嘉永四年五月五日頃、叔父兒玉太兵衛に贈る書、(2) 嘉永五年一月十八日、兒玉初之進に與ふ、(3) 安政元年十二月三日、妹千代に與ふ、(4) 安政二年一月一日、同、(5) 安政二年十一月六日、同、(6) 安政六年四月十三日、同、(7) 安政六年五月十四日、諸妹に與ふ、(8) 安政六年五月十九日、叔父玉木文之進に贈る、(9) 一近作を録して姪阿萬に與ふ一の詩

幅。この詩は安政六年一月七日に作つたもので、己未文稿に載せてある。

韻事多年冷やかなること灰の如し、用猛翻つて餘す十七回。

獄中今日人日に逢ひ、

自ら怪しむ餘情野梅に及ぶを。

跋文は五月十八日、即ち松陰の東送が分つてから、又此の詩を書いて姪の兒玉萬吉に與へた由來を述べたものである。この跋文に用猛何回と云ふのはどれ／＼であるかを説明してある。大切な史料である。(10) 小姪即ち兒玉壽子に與へた歌、

東におもむかんとする時一首を残して兒玉の小姪に與ふ

今さらに驚くべくもあらぬなりかねて待ち來しこの度の旅

この歌は東行前日記には佐々木叔母に呈すともなつて居る。右の内で妹に與へた手紙(3)(4)(5)(6)(7)等はよく女學校の教科書等に用ひられるので、舊全集では誤植を防ぐ爲に寫眞版にして出している。

十二、田中清次郎氏 澁谷區羽澤町九四 昭和十年二月十七日訪問

氏は前原一誠の甥に當る。今度前原一誠の傳記編纂の爲に、萩市前原家(當主彦八氏)所藏の書類一切を取り寄せて保管してある。但し野山獄讀書記は萩にあることである。前原一誠はもと佐世八十郎と云つて松陰門下の傑物である。大の松陰先生崇拜で、よく先生の書を集めて居る。又佐世自筆の日記は、安政五年十一月十二日頃、松陰の嚴囚投獄の様を寫し得て妙、誠に天下の珍寶である。

松陰自筆では、(1) 安政三年、黙霖と松陰との往復書簡、(2) 安政四年十一月十八日、佐世君八十の歸郷を送

る及び跋、(3)安政五年十一月十三日、佐世と松陰と往復、(4)同十一月六日、松陰より佐世宛、(5)安政五年十一月十二日、松陰より佐世宛、(8)同十二月十六日、松陰より佐世宛、(9)安政六年二月十二日、松陰より入江宛(カ)、(10)同二月九日、松陰より佐世宛、(11)同十三日、松陰より入江宛(カ)、(12)同廿四日、松陰より佐世宛、(13)同五月四日、野村和作と松陰と往復、(14)年代不明詩稿、(15)其の他、新年賞甫と平聲を分賦すの詩稿・清狂上人に贈る詩稿・狂夫の言・周布を論じ兼て兩府撰充を議す・諸同志に告ぐ・子遠に語ぐ・八十に與ふ、及びその他草稿の断片等、皆已に成稿の清書によつて全集に收めたものであるから説明は略する。

寫本では、(1)安政五年一月廿九日 松陰より佐世宛の書一通、(2)安政六年四月六日、松陰より北山安世宛、(3)同四月七日、同宛、(4)同四月十二日、同宛。

他筆では、安政六年一月廿六日、増野徳民より松陰宛のものは重要である。葉山佐内の松陰に關する詩の寫本も珍らしかつた。

十三、長原坦氏 本郷區動坂町三二七 昭和七年秋訪問

長原氏は美濃竹中藩の山鹿流兵學者で、松陰の江戸遊學中の親友であつた長原武の後裔である。故に松陰の自筆を所藏せるは當然のことである。

松陰自筆六通

(1)扇面に

鬱々滄々色、不_レ同桃李春。 後、洞千歲樹、 相見永相親。

詠、松近製一篇錄、長原雅兄乞_レ郵正、 吉田生

これは癸丑遊歴日録、五月十四日に福寄氏の爲に詠じたものである。これをその後江戸に來てから長原氏に呈したものであらう。

(2)嘉永六年六月晦日、肥後人佐分利定之助を長原に紹介する書、(3)安政三年九月廿九日 松陰より久保清太郎宛の書、(4)安政四年九月二日、松陰より長原宛書、(5)安政五年二月廿八日、松陰より長原宛書、(6)安政五年八月廿六日、松陰より長原宛、尾寺新之丞紹介の書。

外に萬延元年閏三月十七日、土井有格より長原宛の書、この手紙は、松陰の留魂録を抄録して、松陰のことを語つて居るものである。

十四、有田寛治郎氏 澁谷區澁谷町神山四一 昭和七年十月及び十一月訪問

氏の所藏物はもと萩の人山根正次氏所藏のものを譲り受けたと聞いて居る。

松陰自筆三通

(1)安政二年五月廿五日、松陰より鳥山宛書簡、この書簡は處々方々に偽筆がある。否元來は門弟の某が寫して置いたものを後人が松陰自筆と誤り傳へるやうになつたのであらう。(2)安政四年閏五月十一日、家兄梅太郎の名を借りて、松陰が山縣半藏に送つた手紙、(3)安政四年九月十七日に、馬島甫仙や品川彌二郎と太宰春臺の産語を読み、同書の「糞水を掬せざれば善農と成る能はず、筋脈を断たずんば善工と成る能はず、肩背を傷らざんば善買と成る能はず、死地を踏ますんば善士と成る能はず」の語に感じて、書して二人に與へたものである。

その他土屋蕭海から松陰宛のもの一通、久坂玄瑞から入江宛のもの二通、榊取素彦から中尾根政太郎宛のもの一通は、松陰の事蹟に關係あるから全集に採録した。

十五、玉木正之氏 世田ヶ谷區世田ヶ谷一ノ九七八 昭和八年五月訪問

同家は松陰の叔父玉木文之進の後裔で、松陰のものは澤山あるべき筈の家柄である。最近は居を萩市に移されたこと云ふことである。

松陰自筆

(1)安政元年十二月立春日、松陰より玉木叔父宛書、(2)安政二年三月朔旦、弘、字は毅甫説、本文は野山獄文稿にあるが、それには月日は記してないが、この月日が頗る重要なもので、士規七則の作製年代の考定に参考となる大切な史料である。(3)安政二年、従弟毅甫相模に成せるに寄する詩(松陰詩稿にあり)、(4)従弟毅甫に留別す、詩(東行前日記にあり)、(5)徐公菜園三字經に擬す、及び跋、これは安政六年四月廿八日に松陰が書いて、玉木叔父に贈つたものである。跋だけが已未文稿にあるが、圖や説明はない。舊全集には同文稿に附載した。(6)玉木彦介日誌の添削、これは彦介が父に従つて相模成衛に行つて居た時に、毎日日誌を書いて、これを松陰の處に送り、直して貰つたものである。松陰は詳細に點檢して、添削し批評を加へて送り返したものである。

十六、高洲太助氏 杉並區上荻窪町二ノ四四五 昭和八年十一月訪問

氏は、松陰が野山獄中で知合になつた唯一の女性で、所謂高洲未亡人久子の後である。同女は和歌や俳句のよい友達で、又松陰崇拜者の門人とも云へる。後年迄松陰の筆蹟を大切に保存して、子孫教訓の資に供したと。

松陰自筆

(1)高須うしのせんべつとありて汗ふきを送られければ

箱根山越すとき汗の出でやせん君を思ひてふき清めてん

(2)未亡人の贈られし發句の脇とて、二首

(3)高須未亡人に數々のいさしをものがたりし跡にて

清らかな夏木のかげにやするへど人ぞいふらん花に迷ふと

(4)木々大人心ありとて佳節にも杜康の家に過られざれば、屈原の事など思ひつつけて

我ひとり醒めたる人の心しは昔も今も床しかりける

木々大人とは何人か、東行前日記にも載つて居るが不明である。

(5)東に召し下さるよしをききてとりあへず、とて東行前日記にある。かけまくも以下の歌三首を記して、その終りに、高須うしに申し上げるとして、

一聲をいかで忘れん郭公

十七、妻木栗造氏 小石川區春日町五〇 昭和十一年三月十日訪問

氏は松陰の古い親戚であり且つ親しい門人である妻木士保の孫で、妻木壽之進の子である。従つて珍らしいものが澤山所藏されて居る。松陰の自筆では、

(1)嘉永六年十一月廿三日、妻木士保に與ふる書 (2)安政四年八月十三日、妻木壽之進に與ふる書、(3)安

政五年正月九日、清水圖書に贈る書簡、(4)同六月廿八日、同宛、(5)安政六年五月、妻木士保に與ふる書、(6)その他妻木士保並に壽之進の作文添削數十枚、皆重要なもの許りである。就中(2)は「此の文毎朝神前に向つて三遍讀むべし。武運長久國家安全之れに過ぐべからざるものなり」と跋を書いて、孝經の文句を記してある。三七八頁參照

十八、松浦孫太氏 神田區五軒町十八 昭和八年三月訪問

氏は弘化以來、蝦夷・樺太探險家を以て有名な、故從五位松浦武四郎の孫である。松陰が江戸遊學中は親友として往復した。従つて往復文書も多かつたらうと思ふ。然るに今は只だ嘉永六年九月五日附にて松陰より坂本鼎齋宛の手紙一通残つて居るのみである。この手紙は、松浦が京阪に赴くために、松陰が松浦を大阪の砲術家坂本に紹介したものである。ところが當時坂本は江戸に來て居て留守であつたから、松浦はこの紹介状を持戻りしたのであつた。

その他は皆松浦の文書であるが、松陰のこの記されて居るのは、次の通りである。(1)下田巡廻の手帳(2)癸丑浪合日記、(3)甲寅のあらまし(日記)、(4)簡約松浦竹四郎(自敘傳)、(5)松浦より足代權大夫宛書。

十九、大谷清記氏 牛込區南横町六一 昭和七年十一月訪問

氏は長門國須佐の出身で、故大谷樸助の後である。樸助は即ち松陰の門人である。

(1)松陰自筆の士規七則、これは至寶中の至寶で實に見事なものである(舊全集第(二)卷口繪)。(2)安政六年二月十四日、松陰より久保宛の書、(3)安政六年四月九日、松陰より岡部宛書、(4)安政六年五月、佐久間佐兵衛より松陰宛の書、

これに久坂が朱書して居る。

(註) 大谷氏はその後、世田ヶ谷區下馬三ノ七四〇に轉居せられた。

廿、工藤壯平氏 淀橋區下落合町一ノ四一五 昭和八年一月訪問

氏は出身地の關係ではないが、故山縣公の秘書たりしことありて、山口縣とは若干の關係があり、且つ古くから松陰の書を受藏せらるるといふ。又當時宮内省に勤務せられ、松陰自筆の宮内省御物寫眞撮影手續等に就いて特に盡力せられた方である。所藏品

(1)安政六年二月廿三日に、入江杉藏が弟和作を送る文に、和作も書き込んで、又松陰がこれに跋を書いた。つまり三人合作の名幅がある。(2)安政三年十月廿一日、松陰より月性宛書簡 (3)安政四年、松陰より岸御園宛書簡、(4)品川彌二郎より松陰宛書簡。

廿一、徳富猪一郎氏 大森區山王一ノ二八三二 昭和十年三月七日訪問

(1)全集編纂の始めから、参考として外國文獻にあらはれたる松陰關係文書を掲載しようかと考へて居た。而してその主なるものは第一はホウクス氏のペリー日本遠征記、第二はステイヴンソンの吉田寅次郎、第三はスバルデング氏の日本遠征記である事は分つて居た。然し問題は、どうせ出すなら譯本では満足出來ないから、最も確かな原書に據り度いと念願であつた。この原書主義こそは我が全集の生命なのだ。かくて原書探索中、第一のホウクス氏のペリー日本遠征記は、上野の帝國圖書館にも、史料編纂所にもあり、又個人の所有も珍らしくはない。又ス氏の吉田寅次郎はス氏全集中にあるものが、最も確かであると思ふ。これは大きな圖書館には大抵あ

る。然るに最後のスバルデング氏の日本遠征記は容易に見付からない。探索の手は東京中の圖書館は勿論、京都、広島方面にも及び、はては本場のアメリカの方にも伸ばして見たが見當らないので、これでは到底絶望かと悲觀して居つた。處が一日この事を徳富氏に話すと、それは私が所有して居るとの事で、欣喜雀躍、早速山王草堂に飛んで参つた。成る程紛れもなき目的物であつた。そこで間違のない様に、皆寫眞に撮つて歸つた。これは誤植のないやうに寫眞印刷にして舊全集の第十巻に出した。

(2) 松陰自筆物は、安政六年二月十七日、松陰より久坂宛の書、(3) 同年四月十一日松陰より久坂宛書、(4) 丙辰丁巳幽室文稿原稿十四通。

他筆では (5) 徳富一義氏の東遊日録、一義氏は猪一郎氏の叔父にして、横井小楠の門弟である。嘉永四年師に従つて諸國遊歴の途、その八月萩に立寄り松陰を訪づれたが恰も不在であつた。この事がこの日記に記されてある(舊全、一〇) (6) 官部鼎藏より徳富一義宛書(嘉永六年) (7) 徳富氏著吉田松陰原稿及び初刷本、並に乃木將軍の批評がある。廿二、柴田正亮氏 小石川區高田老松町六〇 昭和八年十一月訪問

先代家門氏の時に集めたもので、大部分は久原家に譲り今現に残り居るものは、

(1) 自贊肖像(中谷宛) (2) 富永有隣の詩の後に書して秋良教之助に贈りたる詩(松陰詩稿丙、その有隣の詩とは、安政三年九月廿九日、松陰より久保宛(舊全八、五三六)の書中にある。 (3) 嘉永三年松陰の西遊に際して、山縣半藏が佐賀の草場佩川に紹介したる手紙があるが珍らしいものである。

廿三、藤田政輔氏 赤坂區丹後町七七 昭和七年十月訪問

(1) 自贊肖像半切幅、岡部富太郎に與へたもので、岡部家より譲り受けたものであると。

(2) 骨を粉にし身を碎きつつ大君に丹き心を捧げてしかな 半紙に粗末に書いたものである。これはいつ書たのか分らない。矢張り岡部家から出たものであらう。

(3) 弘化三年頃砲術家守永彌右衛門に宛てた兵學傳授起請文である。これには血判がある。松陰の血判はこれ唯だ三つである。

廿四、松林篤(桂月)氏 世田ヶ谷區深澤町四ノ一二二 昭和七年十月訪問

氏は山口縣出身の畫伯である。本職以外に郷土の先輩畫人傳を編まんと計畫中と聞いて居る。松陰のものは三點ある、その内で珍らしいものは、

(1) 松陰より松浦松洞に與へた手紙。松浦は松陰の門下中唯一人の畫人で、松陰の肖像を描いた人である。安政五年の春、時事に感じて東上し、始め京都に行き、後江戸に行つて、勤皇運動に奔走中であつた。この手紙は、松陰が近來幕府の横暴の根元は、紀伊の附家老水野土佐守であると睨み、之れを暗殺しようとするのでその策を授けて居るのである。先づ當時在江戸の同志尾寺新之丞・高杉晉作・半井春軒・入江杉藏・吉田榮太郎その他と謀り、越前藩より發動せしめ度いといふのである(第三編第十、三章參照)。

(2) 安政五年、松陰より中谷正亮宛の書(舊全六、四〇)これはよほど面白いもので、古來辛酉に當る年が日本の大發展する時機だ、今四年待てば其の時機が來ると豫言して居る。辛酉は文久元年で、それから四年を逆算すれば、此の手紙は安政四年に書いたものである。只だ松陰が正確に滿四年と計算したかどうかは問題である。

この手紙の中に「先日仰下され候。八八九九の説の感かく書付け申候」とあるが、この八八九九がどうも解し得ない。強ひて云へば安政五年三月に堀田正睦が、假條約の勅許を得ようとして上京中、殆ど目的を達せんとした時に、八十八卿（後九十五になつた）が連名して、朝廷に上疏した事がある。八八はこの事に關するものではないかと思はれる。然らば九九とは何か、或人、八十八人は後五人増して九十三人となつたのだ。それを救地方ではよく分らず、九十三人に又五人増したと誤聞し、それを略算で九九と云つたのではないかと、これも一説である。

(3) 安政六年九月廿九日、松陰より僧宥長宛の書(普全九ノ四五四)

廿五、小田村有芳氏 芝區白金三光町二六一ノ一 昭和七年秋訪問

楫取家の處で述べたやうに、小田村の舊姓を繼いだのがこの家である。遺墨はいづれ祖父素彦翁から分配されたものであらうが、現に残つて居るものは少い。

(1) 偶記(戊午圖室文稿)

(2) 小田村篤太郎に與ふる書(已未文稿)

(3) 小田村外姪阿篤初めて端午に値ひしを祝するの詩(同前参照)

廿六、渡邊世祐氏 小石川區林町九五 昭和七年六月訪問

氏は松陰の門弟中で唯一の生存者渡邊萬藏翁の養嗣子である。所蔵は

(1) 安政六年三月七日松陰より作間・増野・品川宛書(普全九ノ二六六)

(2) 同年三月十四日松陰より作間・増野・品川宛書(普全九ノ二七四)

廿七、松岡冬子氏 本郷區本郷五丁目二〇 昭和八年四月十二日訪問

氏は松岡良哉の後である。良哉は漢醫であつて、松陰の實家杉家とは年來懇意にして居つた。従つて松陰とも親しかつたが、年齢はこの人が約三十許り上で、吉日録等にはよく出て来る老人である。慷慨家で又歌人でもあつた。明治十九年八十七歳で歿した。

此處にも元來は松陰のものが澤山あつた筈であるが、今は二つだけ残つて居る。一つは安政三四年頃、松陰より松岡に宛てた手紙で、家兄梅太郎の病氣につき來診を頼むと云ふのである。もう一つは嘉永頃の筆で、長崎在住の幕吏が、支那の役人と交換した公文書を寫したものである。

廿八、山田英夫氏 麻布區舞町三一 昭和六年十月一日訪問

山田伯爵家は松陰の門弟山田市之允(後顯義と改む)の後裔である。相當に松陰のものがある筈と思つたが、左の三點の外には、史料となるべきものがない。

(1) ことば趣ありて東へ向はせらるるにつきていかなる志ぞと人の問はれければ答へて

かけまくも……

五月雨の……

の二首。

別にいふべき事はなきやと問ひければまた

今更に……

の一首、以上皆全集東行前日記にある。

(2)扇面、山田生に與ふる詩。松陰詩稿戊午稿の部にある。

(3)兵學小識寫本がある。これは松陰の讀んだ本であるが、今は世に稀なるものである。只だ遺憾な事には缺本がある。内閣文庫の端本とつき合せれば、殆ど完全になるであらう(鈴木春山全集、集上巻参照)。

廿九、久保來復氏 芝區琴平町三 昭和七年九月訪問

氏は信州出身の人で、松陰の眞蹟佐久間象山に宛たもの二點を所藏して居る。當主來復氏の養父久保平甫(成)氏は松代藩の兵學者であり、象山の弟子であつた。元治元年春三月、象山が京都に赴かんとするに當り、師の象山から貰つたものであると。

松陰自筆

(1)平象山先生感懷作に追和す(松陰詩稿)

(2)象山先生に與ふる書、これは安政六年四月廿五日、松陰が野山獄の作で、當時江戸に居た高杉晋作が、象山を信州を訪ねるといふので、それに託して象山に送つたものである。要は天下の處置に就いて象山の意見を求めたものである。(己未文稿参照)

卅、武岡博三氏 豊島區長崎町一ノ一八八〇 昭和八年四月訪問

氏は神戸の紳商にして志士遺墨蒐集家たる故武岡豐太翁の次男にして、先代の蒐集せるものは、多くは後嗣武

未氏が所藏して居る。博三氏の所藏はその二三に止まると。

(1)東行前日記にある作間子大に答ふ、四海みな王土、云々の詩

(2)松陰が嘉永六年大和の雙儒谷三山に會して筆談した時のものらしい文(舊全五ノ一四、谷三山と筆談)。

卅一、横山達三(健堂)氏 澁谷區糠田町一ノ一アパート 昭和八年十一月訪問

氏は松陰の門弟從六位横山重五郎氏(後、幾多)の長子にして、文筆を以て世に知られて居る。

松陰の筆蹟としては重五郎氏の作文に、松陰の添削したもの(舊全第四、卷詩文評)が、これは面白いものでかういふものは本當の先生としての松陰の姿や思想がよく見える。外にもこの種のものがあるが(久保家の如き)、さう澤山はない。

次に鷗磻釣餘鈔と云つて、重五郎氏後年の回想録がある。全部で二百枚程ある。これ亦中々珍らしい。後年の作ではあるが、その出所は古い記録を整理したものらしい。その内で松下村塾に入塾の事、通學中のことの中に、先生松陰の面影が躍如として居る。その抜萃は全集の關係雜纂に收めてある。

卅二、妻木忠太氏 芝區高輪南町二七 昭和八年十月訪問

氏は人も知る如く、木戸松菊公傳や周布政之助翁傳などの著者で、毛利家編纂所員として令名高い。山口縣人ではあるが、松陰の兵學門弟の妻木彌次郎士保の後ではない。妻木一門の本家に當るといふ事である。

氏の所藏は二點である。一は丁巳幽室文稿にある「晋三郎に贈る」の一文で、内容は幽室文稿と多少異なつて居る。次に最も珍らしいのは孫子評註である。

跋文の外は全部門弟某の筆で、處々松陰自ら訂正したものである。これが何故に珍らしいかと云へば、孫子評註の跋文には二種あるが、其の再跋の原文がこの妻木氏所藏本にのみあるからである。従つて又この本が最も後に出来た最も完璧に近いものである。安政六年五月十三日松陰より土屋蕭海宛の書に、「孫子評註近日脱棄人に託し淨寫させ候云々」(久原家)とあるのが正しくこの本であらう(全集孫子評註解題参照)。

卅三、青木梅三郎氏 澁谷區綠岡二 昭和八年十一月訪問

青木家は元青木研藏の兄周弼の後であるといふ。

(1)「耳食録」これは安政五年十二月十三日に書いたもので、當時周布政之助の態度を傳聞して憤慨したる論文である(全集詩文)。野半紙二枚許り、この論文は戊午幽室文稿にも出て居ない珍らしいものである。

(2)「鳴かずては誰れか知ら南」の歌(半井家の部に説明する)

卅四、小林芝香子氏 杉並區阿佐ヶ谷四ノ三四五 昭和八年十月訪問

氏は贈正四位小林良典の後である。松陰の筆蹟はないが、次の二點は珍らしいものである。

(1)安政六年十月八日、松陰から高杉宛の手紙に、高杉が歸國の途中京都に立寄つて、小林の知己鈴鹿氏を訪問してくれるやうにとある。その時小林が留守宅宛に書いた手紙を託したものと見え、その手紙がある。

(2)頼三樹三郎遺骨改葬記事 これは文久三年正月、小塚原の墓を若林に移した時の實見者の回想録である。多少従来の記録と異なるところもある。只だ實見者の當時の記録でないから全部正しいとは云はれない(舊全集葬祭圖(係文書参照))

卅五 西村啓一氏 麹町區下六番町二八 昭和八年七月訪問

(1)安政五年十一月七日、松陰より土屋蕭海宛の手紙、これは間部要撃策に就いて、土屋には金の工夫を頼んだもので、頗る珍重すべき資料である。

(2)嘯虎上人宛の詩、この詩は、安政六年九月十五日松陰より高杉宛の書中にある。

卅六、高松宮家 芝區高輪 昭和八年十月

嘉永四年十一月六日(カ)某に贈る。これは學問の仕方を説き、官途に仕ふるものの爲の心得を述べたものである。惜しい哉年代及び宛不明。

有栖川宮家時代から御所藏のもので、同宮家にてはこれを同大の寫眞版にして頒ち給うた事があるといふ。その寫眞版も所々で拜見した事がある(舊全集五ノ一〇〇)。

卅七、大原重明氏 牛込區市ヶ谷藥王寺七四 昭和七年十月勸務先臨時帝室編修局訪問

安政頃に最も活躍し、松陰等の最も信頼した大原三位重徳の後裔である。松陰は再三書を贈つたが、中々達しなかつたらしい。只だ安政六年二月十四日附の書狀(己未文)は、野村和作が持参して上京したものであるが、これが届いて居る。後年野村(靖と改名)がこの書狀を見て跋文を書いて居る。

其の外には、久坂玄瑞と中谷正亮が、安政五年九月七日に大原に贈つた漢文書簡(久坂筆)があつたが、全集には入れなかつた。

卅八、潮惠之助氏 荏原區中延町 昭和七年二月訪問

潮家は益田男爵家と姻戚關係ありて、松陰のものを譲り受けたのであると。

安政五年八月廿一日松陰より益田宛の手紙、これは現に毛利家にある言上書に附けた手紙である。書中「別封一通差出し申し候」とあるのはこの事である。察するに言上書が藩主の手許に行き、附け手紙だけ益田家に残つて居たのであらう。

卅九、今井一氏 品川區北品川町三ノ三一五 昭和八年九月訪問

松陰詩稿にある得一亭記がある。大きな幅物である。跋文に「丙辰八月 大野某、外叔久保先生を介して余の書を帯び。因つて録して之れを贈る。時に殘炭酷烈膏雨久しく絶え、筆を提りて字を作す、流汗漿の如し。二十一回猛士藤寅。」

今井氏の先代は、京都の書籍店古聖堂主人今井似保である。似保は頗る義侠の質であつて、京都の長藩邸の金座をして居つたと云ふ事である。その妻が元と徳山毛利家の家老大野直輔翁の妹である。即ち當主一氏の母が、大野翁からこの得一亭記を譲られたものであると。

四十、宗像迂藏氏 丸之内中十三號三陸水電 昭和八年九月訪問

安政六年三月の松陰より品川宛の書(前後缺)がある。宗像氏は山口縣出身、右の書は、先代六郎氏が太田の職後、品川彌二郎より譲られたものであると。

四十一、勝野正魚氏 淀橋區西大久保町三ノ二七 昭和八年六月訪問

氏は、安政年間幕府及び水戸へ勅諭降下事件に活躍した贈從四位勝野豊作の後である。戊午幽室文稿の「未定稿和作に附す」の後にある「新垣衍を卻けされば、東海の恥を洗ひ難し……」の詩があり、その後に品川彌二郎の

跋文がある。曰はく、

右松陰先師眞蹟、己未(安政六年)之春野山獄中作、やじ敬書

と、然しその年代は、前述の如く安政五年の戊午幽室文稿に入つて居るものである。一見品川の誤のやうに見える。ところが面白い事には品川の方が本當で、松陰が後の作を前のものに附けたらしいのである。といふのは己未文稿の二月十四日松陰より大原三位宛の書中「私近著墨夷申立辨駁三人に附し置き候、御一見願ひ奉り候」と、この墨夷申立辨駁が、内容上「未定稿和作に附す」に相違ない。尙ほ又その後の詩は内容から見て安政五年ではなし。どうしてもこれは安政六年二月十四日頃のものである。三生は佐世・松浦・入江である。この頃はまだ和作が行く事になつて居なかつたのだから、未定稿和作に附すといふのも誤である。三生が和作にきまつたのは二月廿三日だから、この題名はあとで附けたものに相違ない。この邊は拙著「松陰先生の教育力」中、入江杉藏の部を参照されたい。

四十二、増野花子氏 赤坂區青山南町六ノ三一 昭和八年九月訪問

氏は故陸軍工兵大佐増野祐三氏(山口縣人)の夫人である。増野氏は杉民治翁に師事し、同家に寄宿せしことありと。松陰の書は民治翁より譲與されたものである。安政四年八月十二日松陰より吉田榮太郎宛の書がある。

四十三、上山滿之進氏 芝區高輪南町二八 昭和八年十二月訪問

清狂上人に贈る詩がある、即ち

月性四十清且つ狂、鏡觀三百冰霜よりも凜たり。攘夷殉國日精の魄、彼れには月空有り吾れには月坊。

四十四、田中龍夫氏 澁橋區柏木町一ノ二二四 昭和八年十二月三日訪問

安政三年八月松陰と僧黙霖との筆論の大部分で、前後が缺けて居る。その終りに家兄杉民治の跋がある。「是れ我が亡弟松陰が、安政丙辰丁巳の際、浮屠黙霖に贈る手書にして、其の朱書は則ち師の答辭なり。今茲曝書のとき之れを古紙中に得たり。今を距ること三十二三年なり。其の言ふところ皆尊王の義にして、二人は皆隔世の人なり。死者今日の隆盛あるを知るか、抑も知らざるか。一讀して滄然の感なき能はざるなり。今擧げて四十八卷中村賢兄に贈る(中村正路氏なりと)。其の由を記すと云ふ。

明治二十年丁亥八月十二日 杉修道誌一

四十五、村田英彦氏 澁橋區西大久保町四九五 昭和七年十二月二十日訪問

氏は越前藩の家老村田巳三郎の子孫である。松陰の手紙が一通残つて居る。村田巳三郎の名は松陰の文書には稀に出て来るが、この手紙によりて餘程親しかつた事が分る。只だこの手紙は年號はない、多分安政元年(二月四日)であらう。

四十六、中島松太郎氏 四谷區西黒門町二二 昭和八年六月訪問

嘉永六年四月二日、松陰より父・叔父・兄宛の書で、頗る長いものがある。

四十七、半井顯雄氏 杉並區馬橋二九八 昭和七年九月訪問

氏は松陰の友人半井春軒の後である。春軒は松陰の師林百非翁の親戚で、後その娘婿になつた人である。幼少の頃は林家に居住してゐて、松陰も同居して居つた時代もあるらしい。斯う云ふ關係の家には松陰の物が澤山あ

つてよいやうに思ふが、實際は只だ一つだけある。即ち東行の際或人に答へて

なかずては誰れかきか南郭公さみだれくらくふりつづくよは

の幅で、唐紙半切である。これと同じ歌が他に三つある。萩松陰神社・萩市林安次郎氏・東京市青木梅三郎氏。又東行前日記十八日の條にあるものは、字句が多少異なるも意味は同じである。

四十八、佐伯義人氏 四谷區左門町五 昭和八年五月訪問

志の詩幅(舊全八ノ) 唐紙半切大、箱に山根正次所藏と書いてあり、もと山根氏のものであつたが、佐伯氏は醫師にして、故山根氏と親交あり、一幅を譲與されたものであると云ふ。

四十九、土肥敏氏 都外東調布町字千鳥窪六四二

安政元年十二月廿日、松陰より家兄宛の手紙で、同氏所藏のものを、吉田家に於いて拜見したのである。

五十 赤池濃氏 澁谷區原宿二ノ二二一 昭和十年九月訪問

安政元年四月廿七日、佐久間象山より山寺常山・三村晴山に贈つた書簡は、松陰の下田事件の経緯を詳述してある。徳富蘇峯の吉田松陰に寫眞まで入れて引用してある。舊全集第五卷はこれを掲げた。然るに、その後これは寫本であつて、眞筆のものが赤池氏にあることを知り訪うて見せて貰つた。成る程これが本物に相違なく、前者は誤脱が多い。故に舊全集第六卷には補遺として眞筆全文を掲げた。

五十一、原保雄氏 東京都大森區

昭和十年十二月、同氏自ら岩波書店を訪はれ、佐久間象山の書簡草稿を示された。これは安政元年九月以後、

象山より松代藩の某に宛てたもので、松陰の下田事件の経緯を述ぶること、前述安政元年四月廿七日のものより一層詳細である。舊全集第十卷補遺に收めた。

五十二、小橋一太氏 品川區大崎町二ノ五三八 昭和十年四月訪問

宮部鼎藏の房相沿岸防備圖、これは嘉永四年六月、松陰と共に房相旅行をした時に出来たもので、旅行日記の附圖に相當するものである。松陰の日記が紛失した今日は、この圖は宮部の日記と共に重要な史料である。舊全集第十卷に收めてある。

五十三、望月茂氏 豊島區東鴨町三ノ一 昭和十年十一月訪問

氏は首斬り淺右衛門の研究で有名な人である。著述も發表されて居る。何か松陰に關するものと訪問したところ、同氏の淺右衛門研究は、實は松陰を斬つた人はどんな人であるかと云ふことから始まつたのだと云ふ。淺右衛門と松陰の直接の話はなかつたが、依田學海は當時安政六年十一月に江戸に在つて、松陰を斬つた時に傳馬町獄に關係して居つた與方の話を、日記に書きとめてあることを發見した。これは松陰の最後を知る爲にまことに貴重な史料である(舊全集第十卷)。

又東京名所圖會を拜借して、江戸獄の見取圖その他の記事中肝要な部分を抄出し、舊全集の第十卷の關係雜纂に收めた。

五十四、高嶺俊夫氏 小石川區大塚窪町四三 昭和九年夏訪問

氏は旅行中で、親戚の豊島區雜司ヶ谷町一ノ一、土田誠一氏方にて拜見した。

高嶺俊夫氏は、高嶺秀夫の子で、その母はもと會津藩士井深茂松の妹である。井深は松陰の東北旅行中、會津で面會した人である。松陰自筆の「書畫眞に玩具、詩歌亦閑事……」(東北遊)の詩がある。この幅に添うた南摩綱紀の跋文がある。後年その詩の來歴を記したものである。

五十五、河野省三氏 澁谷國學院大學 昭和十年九月訪問

時は昭和十年の九月、神國由來發見の経緯に就いては第三編第七章に述べた通りである。尙ほ同時に玉田の著「日本籠のしる邊」をも見せて貰つた。これも神國由來と殆ど同内容のものである。故に當時は異名同體のものが澤山あつて、神國由來もその一つであつたことを知つた。

五十六、上野帝國圖書館 昭和六年七月八月 昭和十年十二月七日

(1)庸醫譚・庸醫餘譚、本書の偽書なること前述の如し。(2)梧樓日記、松陰の友人江幡五郎の日記である。この内に松陰に關するものがある(舊全集編、南部叢書中に收む)。

五十七、代田冬蛙 芝區三田四國町一五 昭和十年三月二十日來訪

清狂上人才千里の詩一通(松陰詩稿)。

五十八、和田國男氏 澁谷區青葉町 昭和八年五月十一日訪問

氏の夫人は松陰の妹の婚家兒玉家と親戚である。松陰の自筆は、(1)嘉永元年頃の情報書留(舊全集三三一)。(2)松陰詩稿反古。

五十九、深澤友彦氏 牛込區市ヶ谷谷町九五 昭和十一年四月三日訪問

宮部鼎藏自筆山鹿流兵法秘傳惣一紙目録、淵上勝彦宛。これによりて宮部家傳來の秘傳には、吉田家傳來の大星・三重の外に六物・八規傳あるを知る事ができた。

六十、末松直次 世田谷區下代田八八 昭昭十年十一月二十二日訪問

氏は松陰の友人、熊本の末松孫太郎の孫に當る。宮部・村田清風・來原良藏・末松の文書があるが、松陰關係のものは、嘉永四年七月十五日、宮部より末松・國友・永島宛の手紙一通である。

六十一、白山心光寺 小石川區白山

松本純郎氏は岡山の人、東大國史料出身、在京教職に在つたが出征の期迫る昭和十四年二月、小石川白山の心光寺境内に石本龜齡君の碑があり、碑文は松陰の作なることを見、寫して贈らる。後同寺を訪うて見るに果して寫本の通りである。石本龜齡は石本男爵家の祖先にして、大孝の人、安政二年の大震災に母を救はんが爲に自ら火に入りて死んだ。當時萩に居た松陰は東都の友人からこれを聞き、且つ頼まれて文を撰んだものであらう。この文普及版全案第十二巻補遺中に收めた。

六十二、渡部求氏 世田谷區世田谷町二ノ一六二

昭和十三年七月廿日、松陰の自筆幅を持參して示された。「獄中志を書す」といふ題の詩幅で、己未文稿三月十七日、無咎示さるる詞に次す、或は同日増野徳民宛書簡のものと同文である。

六十三、阿部宗孝氏 淀橋府立六中 昭和九年訪問

安政五年十二月八日、松陰より小田村・久保宛の「眞勤王偽勤王」の書簡の草稿がある。清書したものは今輯

取家にある。

六十四、伊藤博通氏 勤務先 昭和十四年一月訪問

松陰自筆、安政五年十二月廿八日、桂小五郎宛書簡

六十五、佐々木信綱氏 本郷區西片町一〇 昭昭八年十二月二十一日訪問

松陰自筆、「足代權大夫の書に跋す」これは丁巳幽室文稿に出て居るものの草稿である。

六十六、賀集亮二氏 麻布區弁町一八二 昭昭十年十一月二十七日訪問

松陰自筆のもの(1)嘉永六年十二月七日、松陰より森田節齋宛の書、この書に奉拜風關の詩の初稿があり、頗る貴重なものである。(2)安政五年二月十九日、松陰より森田宛書簡、(3)泉州途上、吉田義卿に似すの詩。

六十七、傳馬町獄趾 日本橋區小傳馬町

松陰終焉の地として此處を確定する爲に屢々この地を訪ひ、古老に尋ね或は區役所にも參つたが、始めこの地の人は、罪人の刑場なれば不淨の地として、抹殺せんとしたもので、大震災後は全くその跡方もなく、これを知るものも少く、知るとも知らざる眞似をしたものである。昭和十一年一月遂にここを確定し、昭和十四年六月廿四日、日本橋區十思國民學校々庭に記念碑を建てた。

六十八、小塚原回向院 荒川區南千住町

松陰の死骸埋葬地であること、屢々述べたところである。今はその靈骨は世田ヶ谷に移され、ここには萬延元年に久坂が建てた墓碑が残つて居る。この墓碑は始めは橋本左内の墓の左に葬つたとあるが、今は離れて頼三樹

三郎の墓の隣になつて居る。この寺に何か文書が残つて居さうなものと探索すれば、たつた一つ過去帳に、
麗殿信士安政六年十月二十七日死
二十九日弔

松平大膳大夫家來 弔施主同家中 飯田正伯 尾寺新之允

(註) 小塚原に關する史料はもう一つ吉田家にある、永代祠堂金の受取である。

永世祠堂銀證狀之事
一金五兩也

右は今般吉田寅次郎君永代祠堂銀の爲御納め下され儘に收納仕り候。然る上は、後年に至り何様の儀之れあるとも、
右御墓所決して毀廢改さざる様取計申すべく、後證の爲差上げ置候證狀依て作の如し。

安政六年十一月

同向院下屋敷
常行庵

飯田 正伯様

尾寺新之丞様

右の松陰の法名は珍らしいものである。多分當時の住職川口巖師のつけたものに相違ない。

六十九、松陰神社及び勝國寺

松陰神社には松陰の墓碑の外に澤山の墓が並んで居る。小林民部(松陰の知人)・頼三樹三郎・來原良藏(松陰の友人)・福原乙之進・綿貫治郎助、元治年間殉難者等は同区域内に、その外には中谷正亮(松陰の門人)・來原良藏の妻・野村靖(松陰の門人)・同夫人等で、松陰と關係がない人も多く。

松陰以下福原迄の五墳は文久三年に小塚原又は芝青松寺より移したものであるが、その後幕府の破壊するところとなり、明治元年に再建したものである。故に墓碑の如き、松陰の遺命と相違し(小塚原のものは遺命通り)、且つ小林民部や頼三樹三郎の歿月日が違つて居る。

尙ほ神社より一丁餘のところにある勝國寺には、松陰の親友にして文章に於いては始終この人を推して居た贈正五位土屋蕭海の墓がある。その又西方の豪徳寺には井伊大老の墓もある。

第二章 横濱・鎌倉・熱海・下田方面

一、山口八十八氏 横濱市中區太田町三ノ三七 昭和七年十二月訪問
氏は目下志士の遺墨を蒐集中である。松陰のものは

(1)嘉永六年二月十一日附、松陰より家兄宛の長文の手紙

(2)藍田畫史に贈る詩幅、文は東行前日記にある。この書眞偽再考を要す。

(3)三四樓記 その後買入れし由、未だ實見して居ない。

二、瑞泉寺 鎌倉二階堂 昭和六年八月、同十年十二月 同十一年正月訪問

鎌倉驛より鎌倉宮へ行き、此處から東方へ三四丁、錦屏山上に瑞泉寺がある。ここは松陰の母の兄即ち叔父の竹院上人が居つた處で、松陰は江戸に遊學中四回ここを尋ね、又屢々文通もあつた筈である。松陰の筆蹟の残つて居るものは僅かに三通に過ぎない。

(1)は詩稿で松柳の詩・櫻を伐つて人に贈る・病中懷を書す(松陰)、(2)は「籍を削られ祿を奪はる。此れを賦して諸友に示す」で、東北遊日記の末尾にあるものである。(3)は安政五年三月三日頃、松浦松洞を竹院上人に紹介した書状である。

竹院上人關係の文書は

(1)瑞泉寺・圓覺寺・南禪寺の住職任命の辭令書、(2)上人自筆の詩五首、(3)竹院より日頼宛の書、(4)道廓より竹院宛書、(5)淡海和尚より黃梅院主宛書、(6)大雲より蘭畦宛書、(7)楫取素彦より瑞泉寺宛書、(8)南禪寺より竹院宛書。なほ竹院上人の墓碑は寺の後山にある。

三、醫王寺 熱海 昭和十一年 正月訪問

熱海の驛から程近い、町に行く途中の右側に小さな寺がある。その後方に數箇の墓石があつて、その内に竹院上人の茶毘の碑がある。小さいものだが、大切な史料である。碑文は弟子の梵誌が書いたもので、これによつて竹院上人の履歴の大體を知ることができる。

四、下田 昭和十年 五月訪問

下田と云へば松陰を思ひ出させる位關係が深い處であるから、前から狙ひはつけて居たのであるが、斥候を放つて見ると、史料は何もないので、今迄延び〜になつて居た。然し矢張り自ら探らねば駄目だと決心して漸く出かけたのである。一筆でも一物でも何かありさうなものと、隈なく搜索するつもりで、出發前に蓮臺寺村の村山庄兵衛氏に照會して極力搜索を頼み、地方の郷土史に興味を有する人や、書畫好などを紹介して貰ふこ

とにしてあつた。ところが實際行つて見ると、文書はほんとうに何もない。勿論松陰が下田に参つた時のものはないにしても、この位因縁があれば何か一筆位買ひ集めても悪くはない筈である。この土地の人はそんなことには興味はないらしい。然し私共にはどこを見ても松陰の紀念碑のやうに見えてなつかしい氣がした。山答へす海も亦黙して語らないが、當時のことはこの山この海が一番よく知つて居る筈である。

(1)村山庄兵衛氏宅 松陰が蓮臺寺に来て宿泊したところである。この家今尚ほ昔の如く保存されて居るのは當地に於ける唯一最大の紀念物である。然し遺物は僅かに當時使用したと稱するところの机と硯とがあるのみ。その他小さな行李一つあつたさうであるが、後難を恐れて隠匿しそれきり亡失したと云ひ傳へられて居る。惜しいことをしたものだ。詳細は松陰遺蹟保存會發行の「松陰先生と我家」を参照され度い。門前の石柱には「吉田松陰寓之趾、大正三年二月靜岡縣賀茂郡教育會」と刻んである。

(2)柿崎辨天島 同島北側に丈餘の紀念碑が建つて居る。明治四十一年頃土地の有志家が建てたものである。碑面には松陰の七生説が筆蹟鮮かに刻まれてあるので、全く眞筆を刻んだのかと思つて段々聞いて見れば、例の吉田家にある眞筆草稿を寫眞で擴大して彫りつけたものと分つた。それにしても大した手數のかかつたものである。

(3)下田「吉田松陰拘禁之蹟」これは回顧録三月二十八日の條に「夜四ツ時、下田町、柿崎村の役人に預け、是れを長命寺に置く」と、その跡である。今は下田警察署の左側に上記の石柱が建つて居る。これも大正三年三月靜岡縣賀茂郡教育會の建つところである。

後松陰はここから平滑獄に移されたのであるが、その獄趾はここより西へ約二丁許りの地で、今は何も建つて

居なし。

(4)金子重之助記念碑 下田の八幡神社境内にある。高さ約九尺の自然石に松陰作の金子重輔行状(附因縁)全文が彫られてある。明治二十八年土地の有志によつて建てられたものである。

(5)岡村屋 松陰が宿つた下田の旅館は、下田屋或は岡村屋と云つて、現今の廣岡町の下田屋がそれであると云ふ(福本氏下田に於ける吉田松陰)。

第三章 水戸・安房方面

松陰と水戸とは縁深きものがある。嘉永四年の暮から翌五年の一月迄、かれこれ一ヶ月も滞在して居り、又知人も多いのだから、書いたものなど澤山あるやうに思ふが、實は案外少く、只だ僅かに三點あるのみであつた。

一、常陽明治記念館 水戸郊外大洗東光臺 昭和八年七月訪問

松陰から入江に與へた大幅で有名な「臣が罪山の如し」(東行前日記)の詩幅がある。田中光顯伯の寄贈にかかると云ふ。

二、坂本左狂氏 水戸市上市北三ノ丸 昭和八年七月訪問

(1)丁巳幽室文稿にある「三子に贈る」と (2)安政四年四月六日、松陰より小田村宛の手紙を所蔵して居る。

三、安房先賢偉人顯彰會 千葉縣館山北條町 昭和十年十月十七日訪問

鳥山新三郎以下十餘名の顯彰會で、その遺墨展覽會があると云ふので、豫め照會した處が、鳥山のものゝ松陰

のものが若干あることを知り、出かけて行つたのである。松陰のは只だ一品で、孫吳副詮書入れであつた。これは嘉永五年十二月に松陰が佐藤一齋の著書に、山陽其の他の評を書き込み、尙ほ自分の意見をも書き加へたもので、頗る重要なものである。後の孫子評註などもこれが源かもしれぬ。松陰の意見だけは舊全集第十卷補遺に收めてある。

鳥山のものでは、孫子の書入れが面白い。鳥山の兵學を研究するには重要なものである。その他列子の書入もある。或は又鳥山筆和蘭辭典の寫本など珍らしくもあり甚だ尊い。鳥山はこれで見ても蘭學は相當やつた人である。その他江幡のものが若干あつた。

(附)子生記念碑、茨城縣鹿島郡の海岸に子生といふ處がある。嘉永五年正月四日、松陰がここに宿つたところである。今はこの巖島神社域内に記念碑が建つて居る。碑文には來歴と松陰の日記の一部が彫つてある(羽生氏調査)。

第四章 東北方面

東北方面は、松陰が嘉永四年の暮から五年の四月迄約半歳の間旅行をしたところで、詳しい日記があり、随分面白い紀念すべき場所も少くない。文書なども残つて居つたに相違ないが、今は殆ど存在しないらしい。自分は一度松陰の日記を辿つて旅行して見度いと思ふけれども、残念ながら餘裕がない。只だ昭和十五年の六月から七月にかけて、山鹿素行の史料調査のため會津より北海岸に出で北上し、弘前に參つたことがある。この時も松陰

の史料には心掛けて居たけれども、大きな收穫はなかつた。

(1)然し弘前で松陰の訪問した伊東廣之進の舊宅が今なほ保存されて居る。元長町養生館がそれである。記念日には集會して古人を偲ぶと云ふ。(2)弘前市武田順七氏所蔵の鳥山新三郎より藤吉甫宛の書を見る。これは松陰が頼まれて來たものらしい。文中詳細は「此の度罷出候處の兩士に御尋ね之れ有らば、遂一相分り申すべく候」とある。兩士の一人は即ち松陰である。

(附)(1)佐渡の眞野御陵側に松陰・宮部の詩碑が建つて居る。寫眞により承知せるのみにて未だ拜せず。(2)先年秋田縣北秋田郡矢立村白澤の人、山内儀兵衛の子孫邸内に松陰記念碑を建てんと計畫中なりしも、成功せしや否や、音信不通。(3)近頃福島縣石城郡植田町に遊歴記念碑建設の計畫ありと云ふ。

第五章 京阪・奈良方面

一、尊攘堂 京都帝大内 昭和五年十一月
同八年七月訪問

尊攘堂は、松陰が尊皇攘夷思想の源泉を養ふべき殿堂を建設せんとし果さずして逝き、門人入江杉藏に遺言したものであるが、入江も亦その時機を得ずして斃れ、遂に門弟品川彌二郎によつて建設せられ、もと京都市高倉通錦小路にあつた。後今の帝大構内に移したのである。維新前後の勤皇志士の靈を祀り、その事蹟に關する史料を蒐め、毎年十月廿七日の紀念日に祭典及び講演を行ひ、史料を公開して勤皇思想を鼓吹するに努めて居る。

以上の如き由來に基づきて設立されたものであるから、松陰及びその關係の人々の遺墨の多かるべきは寧ろ當

然である。品川子爵が所藏せる松陰の眞筆は、勿論残らず寄贈されたに相違なく、又及ぶ限り他からも寄贈を受けたであらう。その所藏品目録は同所發行の尊攘堂遺品假目録に出て居り、その遺品の主なるものは、尊攘堂遺墨集・尊攘遺芳に出て居る。その内で松陰關係のものは、

(1)松陰自筆廿六點、これは大抵一旦活版になつたものであるが、中には今迄世に知られて居ないものがある。例へば第三編第十三章大原下向策の内容中に引用した「覺悟」「處置」と題したるものの如き、これによりてその計畫の詳細を知る事ができた。

(2)久坂・入江・野村・月性・松浦・鳥山等の書十五點、この内で一番珍らしいものは、吉田一件始末書で、鳥山新三郎が松陰の下田一件を詳細に記して、これを水戸の櫻任藏に送つたものである。從來知られて居ない事柄が記されて居る。鳥山の宅は松陰の定宿であつた位に、鳥山は松陰に最も接近して居た人であるから、この記事は頗る重要なものである。

(3)正田雪洲作木彫の松陰肖像は古來門人間に傳へられる風骨をよく顯はすものとして有名である。

二、齋藤恆藏氏 京都市上京區出雲路俵町五二ノ一 昭和八年七月
十六日訪問

氏は松陰の門人齋藤貞甫の子孫である。

(1)安政二年松陰より齋藤宛書簡、(2)安政六年三月十七日、品川に與へたる書(已未文稿) (3)出獄歸國の間雜感五十
七解、(4)短歌行。

(附)松陰詩碑

奉拜鳳閣の詩を彫りたるもの、左京區岡崎公園内圖書館前にある。

三、渡邊得次郎氏 大坂市北區新川崎町一丁目御料地三號 昭和八年七月二十八日訪問

氏は水戸出身と聞く、維新志士の書簡を蒐集し、寫眞版に解説を附し、名家尺牘と稱し、昭和十三年迄に四冊を版行して同好の士に頒つた。その後氏歿して繼がす惜しいことをした。

松陰自筆十點、他筆四點、(1)嘉永六年七月廿二日、永井宛書(2)安政四年二月一日、丹下宛書(3)安政五年以前、土屋宛書(4)安政五年一月六日、秋良宛書(5)同年四月、須佐兩忠士宛、(6)同年節齋宛鄙稿三篇、(7)安政六年二月廿三日、某宛、(8)同年四月九日、岡部宛、(9)乘人之車(者)〔全集〕、これには吉田虎謹書としてある。虎の字を用ひた唯一のものかもしれぬ。一般には寅である。次は他筆、(10)安政四年十月十七日、武田耕雲齋より秋良教之助宛の短刀贈呈の添手紙である。この短刀は後に秋良が松陰に頼んで短刀記を書いて貰つたものである(戊午陶室文稿)。以上の内には昭和八年訪問以後蒐集のものも含まれて居る。同氏より郵送して借して貰つたものである。尙ほ同氏は昭和十一年九月廿三日、來訪せられ、次の史料を示された。(11)安政五年十一月三日葉山佐内より伊藤靜齋宛、(12)安政五年十一月廿八日伊藤靜齋より松陰宛書(13)安政六年一月一日入江宛書(已未文稿)、(14)嘉永五年九月四日土屋より來原宛書。但しこれ等は舊全集には間に合はず、普及版全集にはその性質上入れなかつた。(本書附録參照)

四、田中宗一氏 大坂市北區旅籠町 昭和八年八月訪問

松陰自筆和歌一首

此行予もとより生(き)て歸る心にあらずされど

郭公今をかぎりと鳴出とも君より見れば未にやあらん

藤原矩方拜草

木々大人座右 眞情の一句奉願上候也

この句は東行前日記に載つて居る。この宛名の人が何人であるか不明であること、東京高洲家のところで述べた。この歌を見れば餘程悟つた人であるらしい。なほ一句を所望して居るから、餘程氣の合つた人に相違ない。

五、森繁夫氏 大坂市住吉町 昭和八年七月訪問

清國咸豐亂記 一冊

これは表紙の外は他筆で、松陰が加筆訂正したものである。表紙に、「饑清狂師東上」と書いてあるやうに、安政三年八月月性上人が東上する時に贈つたものである。だから今度全集に用ひた初稿よりも新しいもので、内容は多少變つて居るかもしれぬ。他日の研究に待つ。

六、山田克介氏 大坂市北河内郡枚方町 昭和八年七月訪問

氏は前原一誠の甥に當る。所藏品は前原家からの譲與であらう。安政五年十二月、佐世に贈る詩の大幅がある

(松陰詩稿)

七、成田軍平氏 西宮市川東町四〇 昭和八年七月訪問

安政五年七月廿六日、松陰より福原清介・中村道太郎宛の手紙がある。

八、福本義亮氏 神戸市灘区友田町三ノ五六 昭和六年五月八年八月訪問

福本氏は神戸商工會議所の理事を本職として居るが、松陰と同村出身にして郷土の先輩を顯彰するを以て一生の事業として居る人である。従つて遺墨の蒐集に著述に、最も熱心なる一人である。余は昭和五年冬以來始終拜顔もし、文通もし、所藏品を借用もして居つたが、福本家を訪問したるは昭和六年の夏で、昭和八年八月が二回目である。

松陰自筆十四點、(1)松陰詩稿(2)江風山月書樓記安政三年九月十二日土屋宛書を添ふ(3)安政五年一月十一日、月性宛、(4)同年四月十七日、久坂玄機宛詩に手紙を添ふ、(5)尾寺新之允を送る叙戊午稿(6)同添書八月三日附(7)安政五年某、言上書(8)同年十一月四日、増野宛書(9)感傷之言安政六年三月頃(10)安政六年春頃、増野宛書(11)同年五月廿二日、某宛書(12)同年三月十三日、増野宛書(13)大高平島二君に寄する詩(已未文稿)(14)安政六年四月廿六日、久坂筆「廿一回田先生に與ふ」に書入れて返書せるもの。

他筆(1)安政六年五月二日、入江より松陰宛書、(2)萬延元年三月廿九日、小田村より尾寺宛書(3)安政六年正月、久坂筆吉田寅次郎の宛を訴ふ、(4)文久元年十二月一日、久坂筆、一燈鏡申合、初稿らしい。成稿は尊攘堂にある。(5)明治十五年頃、諫早より尾寺宛書(6)時山直八筆、奇兵隊血盟書(全集には別に連名署名のものを採用す)(7)江月齋遺稿中、寫本安政五年四月十二日「彌次郎に與ふ」(8)松陰添削の江月齋詩稿。

尚ほ入江杉藏筆の久坂玄機著譯文演砲法律と云ふものがある。和紙七十枚程の一冊で、その筆蹟松陰と酷似せるため、福本氏も余も未だ決定し兼ねたところ、神戸藏田精祐氏藏の久坂より入江宛の書によりて、入江の寫

したものであることがわかつた。若しこの手紙がなかつたならば、或は善意に解して松陰筆としたかもしれぬ。

九、藏田精祐氏 神戸市下山手通八ノ一五六 昭和八年八月訪問

(1)「村塾、琴堂先生(小田村)あり、何ぞ吾が言を待たん、塾政の大眼目は唯だ先生を尊奉するにあるのみ。」の一片がある。これは横二寸五分長さ六寸位の小紙片であるが、頗る貴重なるものである。安政六年五月十八日、松下村塾の連中が、塾政の大眼目を遺言され度いと請うた時の返答である。この前文は東京吉田家にある。これは元來は同封であつたらうが散逸したものであらう。(2)安政六年九月廿一日久坂より入江宛の書、この内に「演砲法律是れは亡兄の譯述にて僕家藏に之れなく、一本謄寫致置き度く、老兄を煩はさんと欲するなり」とある。

十、田村市郎氏 神戸市湊區平野天王谷 昭和八年七月訪問

弘化三年松陰十七歳の時に書いた兵學講義案、半紙三枚で、頗る珍らしいものである。この時代のこの種のもの外にはない。

十一、永井市郎氏 神戸市林田區西山三ノ二二 昭和八年七月訪問

氏は水戸人で、松陰の親友永井芳之介順成の後である。(1)東北遊日記一月廿日の條にある、「四海皆兄弟」の詩がある。これは實際贈つたもので、日記とは多少違つて居る。(2)松陰詩稿にある安政二年頃の作、長井順正を憶ふありの詩がある、永井順成が正し。

十二、岡新造氏 神戸市住吉久原邸内 昭和八年七月訪問

安政三年以後七月廿一日、某氏に宋元明鑑紀奉使抄を贈る時の添書がある。

十三、安元年彦氏 奈良縣郡山町 昭和八年七月訪問

氏は松陰の知友、安元杜預藏の子孫である。

(1)嘉永六年五月十一日、松陰より森田節齋に宛てた手紙の寫、これは原本が見當らず、已むなく岡村閑翁(即ちが只だ一回面會した藤川於菟馬)の寫本に據つた。(2)東征集寫本、これは松陰が江幡五郎の行跡を書いたものであるが、その原本が見當らない。此處にあるものは岡村閑翁の筆寫であつて、序文は杜預藏の弟魯三郎が書いて居る。これも原本の見えない今日は非常に貴重なものである。(3)嘉永六年五月九日、安元杜預藏より森田節齋宛書、この内に松陰に面會したことが記されて居る。

十四、谷信藏氏 奈良縣八木町 昭和八年七月訪問

氏は松陰が推服措かなかつた谷三山の後である。

(1)嘉永六年五月八日、松陰より三山宛の書、残念ながら後關、(2)三山との筆談書がある。

十五、紙谷重良氏 奈良縣五條町 昭和八年七月訪問

嘉永四年四月廿一日、松陰より小島權三郎宛漢文書簡一通。大和五條と云へば森田節齋居住の地である。松陰は廿日以上もこの地に滞在して居たのであるから、澤山の資料があるかと考へて参つたのであつたが、案外得る所が少なかつた。

十六、田村吉永氏 奈良縣郡山町御町 昭和八年七月訪問

森田節齋と谷三山と河岳樓詩鈔序に就いての往復書、この内に松陰の下田事件のことを記したものがあつた。

第六章 山口・九州方面

山口縣及び九州方面は元來僕の受持ではない。然し山口縣は全集事業以前に幾度も参つて探訪した経験もあり致村委員と共同でやつた處もあり、安藤委員の行かれぬ所にも参つて居る。又九州は私の都合で旅行することとなつたので、この方面を序に調査することとした。

一、松陰神社寶物庫 萩市 昭和六年四月、同七年八月、同八年八月訪問

全集のための寶物庫の調査は、安藤委員の受持であるが、私が以前數回調査した時の模様を述べる。

規定によれば、庫内の寶物は、松陰神社維持會の總代二名立會の上取出して拜觀を許されることになつて居る。然しながら二名の御歴々に立會つて頂いては、幾日も／＼は氣の毒で頼むことはできないので、いかな熱心家も大抵は極く短時間拜觀するのが例になつて居る。私も出來得る限り拜觀時間を短縮せんと力めた。その一方法として先づ萩の町立(今は市立)圖書館にある寫本を見ることにした。この寫本は寶物庫のもの破損を恐れ又見るに不便なるを以て、重なるものを筆寫せしめたものである。此處で見えたものは、(1)李氏續藏書抄、(2)睡餘事錄、(3)辛亥筆記、(4)辛亥歲雜抄、(5)幽窓隨錄、(6)叢棘隨筆、(7)舊鈔、(8)評語、(9)二十一回叢書七冊、(10)二十一回叢書七冊ノ外六冊、(11)幽窓隨筆、(12)幽室日抄、(13)屏居讀書抄、(14)未忍焚稿抄・未焚稿抄、(15)業餘漫錄、(16)瀟城鑑八冊、(17)春風雜錄、(18)讀升庵十四卷、(19)獄舍問答附通鑑抄、(20)吉田語略、(21)辨駁書、(22)泰平年表抄、(23)項羽本紀(松陰寫跋)、(24)四遊日記、(25)此度私儀、(26)外寇議・邊備摘案

(27) 擬明史列傳抄、(28) 外蕃通略・國王稱號論、(29) 哈喇呼吐略誌(松陰手寫)、(30) 崎港新聞紙、(31) 鴻鶴志等である。

尙ほ當圖書館には、この外に、廻浦紀略・東遊日記・賞月雅草・野山文稿・縛吾集・涙松集 丙辰幽室文稿・丁巳幽室文稿・爰書附急務策等全部で三十七種を所蔵して居る。

寶物庫所蔵のものは、大體は松陰自筆のものと、手澤本と、門弟及び名士の書とに分けてある。その主なるものを掲ぐれば、

自著自筆本 未忍焚稿・未焚稿・上書合本・西遊日記・廻浦紀略・東遊日記・東北遊日記・長崎紀行・幽囚錄・回顧錄附將及私言並に急務條議等・孫子評註・武教全書講錄・講孟餘話・野山獄文稿・清國咸豐亂記・野山雜著賞月雅草・丙辰幽室文稿・丁巳幽室文稿・己未文稿・松陰詩稿・留魂錄・討賊始末・吉田語略・外蕃通略附國王稱號論書・東下雜集・睡餘事錄・上書・獄舍問答附通鑑抄・急務四條・讀綱鑑錄・爰書附急務策・業餘漫錄・幽窓隨筆・冤魂慰草・此度私儀・辛亥筆記・舊鈔・鴻鶴志・辛亥歲雜抄・屏居讀書抄・李氏續藏書抄・擬明史列傳抄・叢棘隨筆・外史彙材・外寇議・邊備摘案・二十一回叢書・七冊ノ外二十一回叢書・七種ノ外二十一回叢書・號外二十一回叢書・二十一回叢書拾遺・叢書抄錄抄・泰平年表抄・評語・自筆雜集・雜集・草稿類・雜等。其の外門生の和歌抄錄に松陰の加筆せる拙抄、及び門人天野清三郎筆寫東坡策に松陰の批評せるもの、松陰筆寫項羽本紀に跋を附して桂小五郎に送りしもの、松陰と家兄と共同筆寫の配所殘筆等がある。

自筆書軸物 自贊肖像・家大人玉丈人家大兄宛十月廿日の書・與小太郎詩・私著目錄・自警詩・語諸友書・

松下村塾規則・獄中書感の詩・與小田村次甥の詩・奉別家大人の詩・與阿豐の歌・示諸妹・示宗族・奉別家大兄の詩・至誠而不動者云々・野山獄中より書翰・東北遊日記初稿・前田公像贊・扇面・屏風、この六枚屏風の字は五十七短古の内五つを書いたもので、松陰の書として最大なるもの一つである。

書籍類凡そ九十餘種、多くは松陰讀破の手澤本である。内に珍らしいものは、四書集註松陰加筆本・七書直解・兵要錄・紀効新書・練兵實紀・海國圖誌・讀書作文譜・欽定康濟錄等である。

他筆書軸物 大原三位の七生滅賊・松桂老人の三餘讀書七生滅賊・寺島忠三郎手翰・伊藤公の詩・山縣公の歌・野村子爵の詩等。

以上これだけのものを、一覽するだけでも短時日にはできない。故に從來活版になつて居るものは一覽し、或は不審の箇所を確める程度に止め、出版されて居ない史料は寫し取ることにし、助手一名と共に大體十二三四日間で終つた。その後二回又數日を費し漸く満足することができた。尤もその後安藤委員は殆ど毎日書庫に出動して全集の原稿を作製し、約三年を費して必要なるもの全部を寫し終つた爲に、我々の調査は自然必要がなくなつたのである。

二、杉相次郎氏 萩市大字椿東椎原區 昭和八年 八月訪問

實は從來幾度も訪問して話を聞いたものであるが、いつも杉家の所蔵品は一切寶物庫に寄贈したので一物も残つて居ないとのことで、例の家宅搜索式の御願は控へて居たのであつたが、今度は神國由來の搜索のため、強ひて御願して調査することにして貰つた。ところが今の居宅には矢張り一物もないが、舊宅に本柵があるとのこと

で、これを全部引出して調べて見た。発見したるもの次の通りである。

- (1) 鶏肋 杉梅太郎著の雜策であるが、これに松陰の序文及び加筆がある、(2) 清狂吟稿 松陰の加筆がある、(3) 杉民治履歷 (4) 杉梅太郎筆對策一道(嘉永二年)、(5) 詩會稿(弘化四年) 杉梅太郎編、松陰加筆あり、(6) 總計七首、詩歌集 杉梅太郎筆 (7) 文稿杉梅太郎筆、松陰添削、内に「弟義卿に復す」は嘉永四年五月廿八日附で舊全集に收めてある、(8) 講義案、杉梅太郎筆 (9) 詩文章稿、同、松陰添削、この内重要なものは、寶物庫に收藏することとなつた。
- 三 森田豊吉氏 阿武郡福川村黒川 昭和六年四月 同八年八月十四日訪問

福川は萩の東方一里餘の一小村である。昔松陰が演習をした羽賀の臺はその近くである。森田家は土地の豪農で、その先は郷士なりしも後農に歸したものである。代々庄屋を勤め苗字帯刀を許されて居た。松陰の養母久満の生家である。天保六年に夫吉田大助が歿してからは、松陰を杉家に預け、自分は生家に歸つて居たが、折々杉家を訪づれて松陰を愛撫して居た。松陰も亦時々黒川に養母を訪づれたことであらう。然し長じて他國修行に出てから後、或は罪を得て獄中にある間は、文通による外はなかつた。その文通の中數通は今尙ほ残つて居る。又出獄謹慎幽居中は夜間密かに黒川を訪づれたと云ひ傳へられる。勿論老母を慰めるためであらうが、その時の當主森田忠助は、松陰の叔父に當る人で、大の松陰最負であり、意氣相投じてよく談論夜を徹したさうである。松陰の吉日録に忠助の伴豊吉(後猶)のことが出て居る。或はこの人もよき話相手であつたかもしれぬ。年輩は松陰より八つ年下である。その忠助會談の一室が今なほ保存されて居り、松陰の談話筆記や松陰の書等多數あつたが、明治の初年に土藏火災のため殆ど全部烏有に歸してしまつた。現存のものは僅かに災を免れた一部で、(1) 安政二

年十一月七日、母様宛書簡、(2) 安政三年六月十四日附、おほか様宛書簡、(3) 和歌、「こたび東へ旅立するとて」と題し「かけまくも君の國だに安かれば身を捨つること賤がほ意なり」(4) 年代不明、月性より松陰宛書翰、(5) 安政二年三月十五日、玉木彦介より吉田おば様宛書、これは熊本の米原氏藏、玉木文之進より杉梅太郎宛書の別紙に當る、(6) 慶應元年四月十八日、杉百合之助より吉田久満宛書 (7) 安政五年十月六日、高杉より松陰宛書 (8) 安政五年十月十一日、中谷より松陰宛書(9) 安政五年十二月十六日、佐世より松陰宛書(10) 安政五年十二月六日、同 (11) 安政五年十二月中旬、同、(12) 文久元年十月廿六日小田村内より吉田叔母宛書等である。

尙ほ當家には、松陰が十一歳の頃玉木叔父と共に森田家を訪づれ、玉木叔父がこの屏風の書を読んで見よと命じ、松陰が苦もなく讀み且つ説明したと云ふ屏風がある。

藹々樹交岩澗 凝々月上亭臺 卷幔忽聞荷氣 開門客載花來 山下孤煙遠村 天邊獨樹高原 一瓢顏回陋巷
 五柳先生對門 酌酒會臨泉水 抱琴好倚長松 南園露葵朝折 西舍黃梁夜春 蒼嶂秋雲更白 青林霜葉偏紅
 江南八月九月 人在詩中畫中
 心事蘆莖白髮 生涯一片青山 空林有雪相待 古道無人獨還 危石纒通鳥道 空山更有人家 桃源定在深處
 澗水浮來落花 水流絕澗終日 草長深山暮春 犬吠鷄鳴幾處 條桑種杏何人 凄々芳草春綠 落々長松夏寒
 牛羊自歸郵巷 童稚不識衣冠 墨儂慎

右の詩は唐の王維と顧況の作であらうと云ふことである。墨儂は當時萩の書家山縣貞文、通稱慎平である。終りに森田家代々の墓碑を見る。松陰は吉田氏略敘に養母の父の名を間違へて居る。即ち養母の父は頼寛であ

つて、頼久は祖父である。父の頼寛は祖父に先立つて死んだから、間違へたのであらう。これ等のことを墓碑に
より確かめた。

四、渡邊萬藏氏 萩市古萩 昭和六年四月
同八年八月訪問

翁は昭和六年八十九歳松陰門下唯一の生存者である。尙ほ矍鑠として視力衰へず、能く談ず。

(1) 近來松陰の寫眞と云ふものあり、これを確むべく鑑定を乞ひたるに全然別人なりと。第三編第一章参照。そ
の他聽取りたる事項は全集關係雜纂に收めた。

(2) 松陰自筆、増野徳民の作文の評

(附) 翁は昭和十四年九月歿す、享年九十七。

五、吉田市右衛門氏 萩市大字椿東推原區 昭和八年
八月訪問

松陰の門弟中奇才を以て名ある吉田榮太郎(後の稔廣)の父裔である。松陰の筆蹟は書狀三通に過ぎないが、
榮太郎より松陰宛二通、松浦松洞より松陰宛、小田村より松陰宛、河野數馬より松陰宛二通、送無逸東行一序な
どの書簡及び文は全集史料として貴重なるものである。なほ榮太郎自身に關するものは無慮百餘點に上つて居る。
此れ等を史料として、余は松陰と吉田榮太郎との關係を書いた(松陰先生の(教育力参照)。(當主先年物故せらる)

六、明倫國民學校 萩市 昭和七年八月訪問

(1) 福川に送つた肖像自贊、但し肖像はなし。

(2) 松陰死刑申渡書扣

七、國重政亮氏 萩市大字椿東

昭和六年
四月訪問

松陰自筆、(1) 嘉永四年六月二日、家兄宛書(2) 下田事件前兄宛誓書、(3) 幽囚錄附錄兄宛漢文書簡、(4) 安政五年八
月十五日、山田七兵衛宛書がある。同氏昭和十八年歿せらる。

八、前原彦八氏 萩市土原 昭和六年
四月訪問

松陰自筆(1) 野山獄讀書記、(2) 八十に寄する詞、(3) 口羽徳祐の文、周布・麻田に與ふる書に松陰の評(舊全四ノ)、

(4) 佐世君の郷に歸るを送る詩(詩文)、(5) 八十、將に崎に往かんとし云々の詩等所藏。

九、安藤紀一氏 萩市古萩 昭和六年
四月訪問

翁は萩地方著名の松陰研究家であつた。從來萩中學に教鞭を執りしも、當時は退きて専ら松陰研究に没頭して
居た。昨今讀餘隨筆(松陰著と云ふも、實は馬島甫仙が松陰の)の註解を試みつつありとて既成の部を示さる。見れば
一々原本につき引用し、註解を下し、精細周到を極めたものである。出版の豫定を問へば、翁笑つて、不肖餘歲
幾何もなく、従つて完成を約し難し、又出版を思はず、完成せば圖書館に納めんのみ。或は特志の研究家ありて
見るに便ならんかと。翁の面目躍如として居る。後十月十八日卒業の報があつた。賀すべし欣ぶべし、尙ほ山縣
太華の今諸侯非王臣辨・同國學に關する建白書等を借覽した。

以上は全集計畫以前のことであつて、此の年の次年即ち昭和七年より翁は全集の編纂委員となりて盡力された
が、不幸病魔の冒すところとなり、全集の完成を見ずして昭和十年七月八日他界された。

十、瀧口吉良 萩市古萩 昭和八年
八月訪問

- 松陰自筆、(1)嘉永四年四月二十一日、松陰より兄宛書、(2)同六年六月廿一日、同上、(3)同六年十二月三日、同上、(4)安政元年閏七月十九日、同上、(5)肖像自贊
- 十一、田北信一氏 萩市雜賀下り筋 昭和十一年七月訪問
- (1)安政六年十一月二日、周布より福原宛書、(2)竹院上人より梵誌に贈る詩
- 十二、萩方面遺跡

松陰の文書に現はるる遺跡は殆ど皆標識ありて尋ねるに便である。松陰神社は勿論、松陰誕生の地、同墓地、東光寺、門弟名士の舊宅、野山獄趾、金子重之助墓、明倫館、城跡、浜松等、萩案内書に詳説してある。

(附)土地の松陰研究家、香川政一氏、居田泰輔氏を訪ひ、益するところ多かりしも、史料文書は得るところがなかつた

十三、大谷實繼氏 阿武郡須佐町 昭和七年八月訪問

この行政村委員と同道協同調査をしたのである。

(1)松陰自筆、安政五年十一月十七日、松陰より大谷茂樹(模)宛書、(2)木活刷村塾策問一道。これを見た時は驚きと喜びとで一座肅然たりと云ふ有様であつた。然しそれは後で東京の久保家からも発見された。(3)安政三年五月廿二日、黙霖より月性宛書、これは黙霖の行動と松陰の文書を見るに参考となるところが多い。

十四、山口圖書館 山口市 昭和七年八月訪問

(1)安政五年九月八日、松陰より須佐の品川某に與へた書簡、(2)入江杉藏の「午未傳信錄」に松陰の加筆したる

もの。

十五、三吉基雄 山口市 昭和八年八月訪問

(1)安政六年三月廿五日、高杉より久坂・中谷・半井宛書、(2)安政五年十二月末、佐世より岡部宛書。

十六、三浦顯藏氏 山口市湯田町 昭和七年八月訪問

(1)安政三年十一月廿日、松陰と小田村との往復書簡、これは頗る重要なもので、松下村塾がまだ松陰の主宰になつて居ない證據となるものである。その内に「何卒疾速歸國、松下の村學を起し給はばと待ち奉り候。僕近ごろ久保翁のために松下村塾記を作り、略ぼ志す所を言ふ。此の事老兄の歸を待つのみ。來春清太も歸るべし……」(普金八)とある。(2)安政元年十二月十六日、松陰より妹千代に與へたるもの、(3)安政五年四月十四日、松陰より土屋蕭海宛書、(4)同年十二月廿一日、入江より松陰宛書。

十七、白石權四郎氏 防府市宮市 昭和七年八月訪問

野村和作筆「浦國相閣下に上る書」に、松陰の加筆せるもの一通。

十八、羽村利刀氏 防府市宮市 昭和七年八月訪問

(1)柴野栗山の「岡子言、松岡に赴任するを送る序」の後に書し、玉木叔父に呈す、詩(己未文稿)。これには栗山文集卷二下、送岡子言赴任松岡一序を添へてある。(2)安政六年正月四日、小田村より松陰宛の書簡。

十九、森祐三郎氏 下關市岡田町梅ノ坊 昭和八年八月訪問

氏は松陰の知己で、又始終松陰を尊敬して居つた贈正四位來島又兵衛の後である。來島家は又兵衛の死後森と

改姓したのである。以て遺物の多いことも察せらるる。

松陰自筆(1)戊午幽室文稿の「周布氏の説甚だ以て一定ならず……」(2)同、周布公輔事二條、(3)同、己未御參府議、他筆に松陰加筆、(4)同、周布を論じ、兼ねて兩府の撰充を議す、他筆に松陰加筆、(5)兩府の分職を議す(十一月十五日詩文) (6)安政五年十二月十三日、松陰の覺書、(7)安政六年一月十日、飯田正伯より來島・桂宛書、(8)安政五年十月廿三日、入江杉藏より吉田榮太郎宛書。

十九 赤尾壽則氏 門司市清瀧町 昭和八年八月訪問

多少異なるが、大體己未文稿にある元旦の詩と歌と同じものがある。跋文に、正月三日に獄卒孫助の需に應じて書いたとの意味がある。唐紙全紙の大幅で、なほその上に横書した元旦の二字は頗る大書 松陰の書としては最大のものらしく、方五六寸位ある。この幅には孫助の來歴と右幅を得たる事情とを説明するものがある。約五十年前の昔話であるから、往々誤謬もあるが面白い。杉民治翁の跋もついて居る。

○熊本地方

熊本はその昔、松陰が三回も遊んだ地であり、又松陰は肥後人が好きだったと見え、可なり澤山の知己があつた。記録に残つて居る者だけでも四十餘名ある。就中宮部鼎藏・野口直之允・佐々淳二郎・永島三平・松田重助・今村乙五郎・丸山運介・池部啓太等最も親しかつた。斯様な土地柄であれば、定めし史料が多からうと思つて参つたのである。ところが案外少なかつたのに驚いた。然しそれでも流石は熊本で、貴重な史料ばかりであつた。

熊本は先年玖村委員が一度探訪されたのであるが、再調の必要を認め、不肖再び参つたのである。

廿一、鑄方徳次郎氏 熊本市寺原町 昭和八年八月訪問 先年故人となる

氏は佐々(後の高原)淳二郎の長女の婿に當るといふ。その故にこの種の遺墨がある。

(1)東北遊日記 これは殆ど全部松陰の自筆である。内一枚不足の分佐々の筆寫である。又中間にはさまれる反故紙にも佐々の筆がある。思ふにこの一冊は佐々が松陰から貰つたもので、不足の部分は自ら補つたものであらう。只だ卷末に筆蹟不明の詩歌集二枚綴込んであるが、これは後年散逸を防ぐために同綴にしたものか、不思議なるは、この詩歌集の終りに、土屋敬之の奥書がある。

「此れ寥寥たる舩牘と雖も、亦先師が自作自寫する所、則ち安ぞ愛惜せざらんや。宮部君先師の人と爲りを稱し、その手澤を得んことを求む。乃ち贈るに此の紙を以てす、亦君をして吾が愛惜を分たしむるなり。辱交長門土屋敬之識」(原文)

この文は色々疑問のある文である。筆蹟は土屋蕭海に甚だよく似て居る。然し蕭海が敬之と云つたことがあるか疑問である。或は蕭海の弟恭平かもしれぬ。恭平なれば兄蕭海の筆蹟に似て居るかもしれない。文中先師と云つて居る事も、蕭海ではない證據である。蕭海は松陰の親友で師事したことはない。恭平は松陰に師事したことがある。又詩歌集は詩歌そのものも筆蹟も、松陰ではない。何となれば、この詩歌の中には、松陰が東北旅行中行かなかつた地方、例へば相馬・平等の濱街道筋で詠じたものがある。然し土屋蕭海にせよ、恭平にせよ、松陰の筆蹟も詩歌もよく承知して居る筈、況や宮部をやである。

(2)宮部鼎藏東北遊日記 松陰と一緒に東北地方を遊行した時の日記である。これは大變貴重なもので、松陰の日記以外に松陰を知る事が出来る。惜しいかな完備して居ない(舊全集 第十卷)。

(3)鳥山新三郎が宮部の肥後に歸るを送る序。その内に松陰に關する記事がある(舊全集 關係)。

廿二、佐々亮雄氏 熊本市出水町 昭和八年 八月訪問

氏は松陰の友人佐々淳二郎の後裔である。松陰の自筆は二つ。(1)野山獄文稿の宮部鼎藏に與ふる書(六月廿七日附)、(2)幽囚録附録にある、佐々淳二郎の前田公の肖像を贈れるを謝するの詩並に序と同意のものであるが、文章は所々異なつて居る(舊全集詩 文拾遺)。

廿三、紫藤章氏 熊本市北千反畑町二三 昭和八年 八月訪問

(1)安政五年三月廿四日、松陰より横井・宮部・丸山・佐々・今村宛書簡一通

廿四、武藤彦雄氏 熊本市大江町大江 昭和八年 八月訪問

松陰詩稿の四征殘稿中、「鳥原に宿して舟を待つ」の詩がある。全集のものと一字相違し、終りに次の跋がある。「嶋原港にて風に阻まれ、奥日熊府の諸友を思ふ 吉田矩方草」と。

廿五、米原鶴太氏 熊本市池田町 昭和八年 八月訪問

安政二年三月十五日、玉木文之進より杉梅太郎宛の書簡、これは松陰に關係ある許りでなく、森田家にある玉木彦介より吉田久滿に宛てた別紙の本文がこの手紙で、中々貴重な史料である。

廿六、生田鐵石氏 熊本市三軒町二九〇 昭和八年 八月訪問

氏は松陰門人の生田良佐の後裔である。松陰の自筆はないが、良佐の作文中に松陰に關するもの二つあり、參考史料として貴いものである。

廿七、宮部増信氏 熊本市新屋敷町 昭和八年 八月訪問

無二の親友だつた宮部鼎藏の後裔である。然し當家には今は松陰の自筆は一つもない。只だ杉梅太郎より宮部宛の書が中々貴重なものである。これは嘉永五年閏二月十八日附にて、松陰の亡命旅行を中止させて呉れる様といふ依頼状である。松陰が宮部の笈の背板に書いたと云ふその背板や、松陰と交換した大刀等は今は當家にはなかつた。

廿八、吉田益喜氏 熊本市出水町 昭和八年 八月訪問

氏は宮部鼎藏の房相漫遊日記の寫本を所有して居る。編者は曾て維新志士遺芳帖で、この日記の一部の寫眞を見て、その實物を求めたが見當らず、已むなくこの寫本と、遺芳帖及び維新志士正氣集の寫眞及び活字本によつた。この日記は松陰と同行した時のもので、而も松陰の日記は紛失した事になつて居るから、今では松陰の日記に代るべき大切な史料である。

廿九、山鹿よし子氏 長崎縣北松浦郡平戸町 昭和十一年 八月訪問

嘉永三年に松陰が滞在して學んだ家である。松陰關係の文書は、(1)松陰の入門請願書、(2)同起請文(血判あり)、(3)嘉永四年二月九日、松陰より葉山宛書、(4)同年二月十日、松陰より山鹿萬介宛書(寫)、(5)松陰持參土産の萩焼茶碗、(6)寶永三年四月十一日附にて山鹿高基より吉田友之允に與へた治平要録の一節扣。

其の他

一、渡邊忠男氏 鳥取縣 先年故人
となる

資物送附して見せられしもの、(1)安政六年二月十五日以前、某に與ふる書簡、(2)齋藤榮藏作文評

二、正木退藏未亡人 小石川區大塚町三三

氏は松陰の門人正木退藏氏の未亡人である。故人に關する談話を聴取して歸つた後、退藏の履歷書を外務省から貸して貰つて寫し取つた。松陰關係の史料は何にも残つて居ない。

三、肝付兼英氏 豊島區堀之内一〇〇一 昭和十一年三月訪問

松陰の知人薩摩の入肝付七之丞の後裔である。松陰關係の史料はないが、七之丞の來歴を語るものは多い。余はこれを集めて肝付兼武傳を書いた(雜誌傳記、昭和十二年六月一日)。

附 録

全集以後發見資料

- 一、宮部鼎藏より末松孫太郎等宛
- 二、土屋蕭海より來原良藏宛
- 三、吉田義卿を送る序(妻木士保)
- 四、黙霖より
- 五、同
- 六、安川叔父に與ふる書(妻木壽之進)
- 七、大義を論ず(妻木壽之進)
- 八、葉山佐内より伊藤靜齋宛
- 九、伊藤靜齋より松陰宛
- 一〇、入江杉藏宛
- 一一、土屋蕭海より杉梅太郎宛

舊吉田松陰全集以後、昭和十五年四月迄發見の分は、新全集第十二卷補遺の部に掲げてある。然し新全集の性質として松陰の文を主とし、他人より松陰宛のもの、又他人の文中にある松陰関係のものは特別のもの外採用しなかつたから、篤志の研究者には遺憾であつたと思ふ。今これ等に合せて新全集以後の資料を掲げ、参考に供することとする。尤もこれ等は全集改版の時に追補さるべきものであるが、今日の場合その見當もつきかねるので、取敢へず自分の處に集まつた昭和十七年迄の分だけを個人として掲げた次第である。尙ほこの外に門人の詩文評約二十八點四十二枚程あるが、餘り大量のため割愛した。但し文字假名遣等はすべて新全集に準じた。

一、宮部鼎藏より末松孫太郎等宛 嘉永四年七月十五日

宮部在江戸
末松等在熊本

別啓仕り候。出立仕り候御堅約仕り置き申し候諸君御遊學の儀は、船中已來兩三度も、如何の御座候に御座候哉と、宥（有吉市郎兵衛）大夫へ相伺ひ申し候處、折も之れあるべくとの事に御座候處、近日に至りいまだ御園許にての參談筋、申し來りはいたし申さず候得共、最早夫々落着もいたし居り申すべく、何様御役懸り夫々御聞き繕ひの上、御手數之れあり候様との趣に御座候。右の通りに之れあり、どうか時節到來の口氣とも聞取り申し候間、御元の御手段は如何様とぞ御運籌、一日もはやく御出府待ち奉り度存じ奉り候。尤も小生指出し候書附一通差上げ申し候間、御落握下さるべく候。御手數の仕法は外にも種々之れあるべく、何様此の上は一日も速に御致決之れあり度吳々待ち奉り候。三軍之災猶豫最大の二句にて足れり。多言する能はず候。以上。

（嘉永四年）七月十五日

宮部鼎藏増實（花押）

末松孫太郎様

國友 定雄様

永島 三平様 侍史

尙々孫太郎様へ願ひ奉り候。中尾平太への一封御入序の節御届けさせ下され候様宜しく頼み奉り候。又々已上。小生奥羽遊歴仕り候はば、吉田大次郎も打立ち居り、既に願濟もいたし居り申し候。是れよりも諸君御出と相待ち居り申し候。必ず〳〵御吉左右屈指待ち奉り候。

附錄 全集以後發見資料

（東京 末松直次氏藏）

二、土屋齋海より來原良藏宛 嘉永五年九月四日 土屋在江戸 來原在萩

六月七日の芳翰拜誦、別後路上の情況知悉、其の快想ふべきなり。其の最も快なるものは、老兄歸國後狂師（月性上人）出府の由、河原の遊企望に堪へず候。北條翁令弟より承り候へば、狂師權門へ集會大狂の由、權門は脱酒と雖も其の受用甚だ難かるべし。狂師は、章吉（濱野箕山）の文持參して稱譽言ならざる由、同社の評は如何。章吉は此に在りて僕と往來尤も密なり。其の近況皆々奔放自在、動もすれば數千言を累ぬ。唯だ其の奔放過大にして軌範に合はざる者亦多し。僕常に章吉に謂つて曰はく、蘇子が所謂、常に行くべき所に行き、止まらざるべからざるに止まると、思はざるべからず。子の文は往くべき所に往くことは或は之れあらん、而して其の止まらざるべからざるに止まるは、恐らくは之れ無からんと。章吉深く以て是と爲す。彼の年未だ三十に滿たずして奔放自在此くの如くに、又能く人言を受くる此くの如く、其の業期すべし。僕は人のために規るを務めて而も自ら得る所其の人の萬一を望まず、亦笑ふべきの甚だしきなり。頃者牛莊翁（中村）に呈するの書は、詞拙く筆澁く觀るに足るものなし。而して此くの如くなる所以のもの亦由來するところあり。書中略ぼ之れに及べり。老兄一覽せば必ず了然たらん。侯鳥山翁（雅齋）の許に寓する既に數月、近日將に下谷の羽倉翁（簡堂）の許に轉居せんとす。但し其の窮益、甚だしく、之れが爲に心を役するもの數なり、御推察下さるべく候。但し彼方切瑛に於いては章吉、師に於いては拙堂（齋藤）・土井（兼牙）及び羽倉翁在り。是れ或は大佳に似たり。弟恭平も亦既に羽倉に

在り。一居河炊彼れの飢を告ぐるや僕皆辨ぜざるべからず。一人にて二人の體を並す 骨肉宜しく然るべきの理なれども、今日に在りては極めて艱難と爲す。老兄憐みてこれを察せよ。扱て吉田、松陰の幽囚は如何。尙ほ閉戸なるや。果して然らば憐むべし亦喜ぶべし。古來英雄は綱墨に落つ、慨くべし慨くべし。然れども此の言慎みて人に對して言ふこと勿れ、同社中も温厚の先生方には秘すべし秘すべし。其の吉田（松陰）を賞し並に僕を貶すを以てなり。敝亭御枉駕成下されし由、此れのみ有がたく存じ奉り候。僕狂と雖も二親の垂白は日夜情に關る。遇々老兄慰藉の言定めて喜雀せしなるべし。多謝々々。兩中村（中村道太郎・中村百合藏カ）へも此の事宜しき様轉謝是れ祈る。云ふべきもの多し。但し明日小倉（尙藏）侍讀歸國故、匆卒心を悉す能はず、後便必ず之れを悉さん。罪すること勿くんば可也。不宣。

九月四日

土屋矢之介拜

來原詞契 平安御左右

（註）當時松陰は東北旅行の罪により萩に謹慎中なり。

（大阪市 渡邊得次郎氏藏）

三、吉田義卿を送るの序（原漢） 嘉永六年正月 妻木 土保 （本文三七五頁に出づるにより省略）

四、黙霖より 安政三年八月十八日夜 黙霖在萩 松陰在萩松本

能美氏（藩醫能美隆庵）席上にて御答書を得申し候。兩度拜見仕り候處、至歡一意なり。慘戚一意なり。奚疑園を

尤むる一意なり。佛澄を取り自比する亦一意なり。神呪眩術其の傍意なり。一人を筆誅する亦一意なり。二字を議論する亦一意なり。六意を以て立言するところの文ただ心腸云々に着落としたることに候なり。凡そ往復の書は言質といへる俗言の如くなるを厭ふ。その大旨に就いて答ふること古人の用意なり。何庚同志云々、前書已に及ぶ、又々今の書の起筆とすることはこれ註疏の體なり。僕毎に足下を尤めず。足下舊冬以來三書皆我が言を擧げて以て其の案と爲すなり。これ俗人の言質と云ふものなり。僕本争を好まざるなり。その争ふや必ず王事なり。王事は守死して斯の志を變ぜざるなり。今足下の億兆を感ぜしむると一人を誅するを擧げて、同否を論ずるは其の能を争ふなり。しかれども僕は争はざるなり。奚疑國(默霖の庭の名)は家大人命するところなれば、僕が足下に對してかれこれ辯をなすこと不孝なり。よし／＼それは凶事にて亡國のことなるとも、斯の心能く王家を奉ずるなれば足れり。又佛澄は自比たるにあらず。足下僕をして佛澄たらしめんとす、殊に嫌なきのみ。唯だ僕は然ること能はざるなり。これは大府(幕府)は石勒などよりは甚だしき人なり。しかれば其の時勢を感ずるとならば、佛子では佛澄などの如くならん。足下もし僕の大府に不滿なる意を抑する意ならば此くの如くなるべし。然れども我れは佛澄となること大嫌なりと云ふ意なり。故にこそ唯だ僕は然る能はずと書きたるなり。ただそれのみでは分らぬ故に前に論あり。足下如し今日の武臣は猶ほ古の武臣のごとしと言ふか。僕敢へて知らざるなり。足下亦勒・虎(石勒・石虎)も猶ほ堯舜の民のごとしと言ふか。亦僕の知る所に非ざるなりと書いておき申すことなり。これは眞綿のしめぎ(榊木)と云ふ手段なり。今の征夷古の征夷、今の國司古の國司、今の臣民古の臣民云々に大いに徹して反覆して之れを言ひたることなり。凡そ言質の如くにして註疏の體を爲ることを好まざる故

に、その言を擧げて難詰はせず。足下にては定めてをかきことを申し來ると思ひ玉ふなるべし。故に舊冬の書にも大いに不審なることあるべし、それゆゑにこそ來書に云はれたるなり。抑も一人を筆誅すとはその大將のことなり。それが乃ち比屋のところにかかる。文皆含蓄なり。平生文を爲るの用意太だ過ぎたり。毎文みな爾り。それゆゑに奔放不足(測)なり。屢々病むはこのことに御座候なり。足下已に争うて僕と優劣を競ふ念あり。何ぞや、前書には、其の心腸筆端に吐露するが若しといへり。後書には、心腸の同不同をいへり。みな争なり。前書には、夷・齊・魯仲連を擧げて僕を誣ふる。故にいふ、「僕が志す所と大いに異なり、僕廢すと雖も未だ西山に餓えず、未だ東海を踏まず」などといへり。これ果して志の異なることを示す本意なり。而してその實は能を争ふに出づる故に、後書には、淵明・佛澄を擧げて誣ふる。そこで上人の心一筆云々、吾れの心一誠云々、遂に同じうすべからずとなり。いづれより見ても争なり。僕は一頑夫というたるは、かやうなる争は出來申さず候。故に明かに教ふるの善言を賜へとなり。前後に頑夫を云ふは、前後の御答辭にかけて云ふなり。僕已に註疏の體を好まず、故に事々擧げて論は立(て)されども、一々それにしまるやうに綴文すること平生に御座候なり。足下之れを知るか知らざるか。これも僕が不徳にて、足下の我れに盈たざるゆゑなり。何ぞや、凡そ僕等が願ふところ一として成立することなきなり。死をもて誓ひても面は得ざるなり。他人は然らざるなり。僕足下を信じ足下の大義に感ずることは天よくしる。拙稿に評を乞へば一評をなさずと云ふ。僕が速(に)去ることは初より告ぐるなり。高山真苔の記をも乞はんとほつすなれども、拙稿の評を托せり。それに聞あるまじとてこれも止めてあり。扱て亦拙書を呈して明答を乞へば、反つて淵明にまれ佛澄にまれ、擧げて以て誣ふるなり。遂(に)明答になら

ぬ。つづまるところは同志と云ひたることを嫌ひて、その同不同を争ふ迄なり。大道に於いていがあるべき。友道に於いていがあるべき。大抵は僕の徳川氏を毀ることを嫌ふなり。この人と同志となれば罪の波及せんと必せり。しかるに僕は決して久しく王家を蔑ないがしろにしたる徳川を賛することなり申さず候。それに不満なれば一頭を獻ぜんのみ。僕も今迄毎度人に辱しめられ、一日も存命してある心はなけれども、何卒死すべき時に死する心にて、忍辱して今日迄は存命仕り申し候。只今一死して足下に誠を示しても、僕心には懺然(焉)たらず候。そへ(れ)に一事として誠なることなきもの、足下の僕に不満なる知るべきなり。足下尙ほ不満の足らざるところあらば、世の讒言などきき玉へ。それを信ずれば益々不満の意あらん。足下の僕を絶する可なり我れよりは絶せぬ。初めの心に誓ふところ今にして變ずることなし。ただ憾むらくは不徳の拙生にて、足下をして無益の言をなさしめたることを。拙稿も一覽なされしや。一向に抛なげつて笑ひたりや知るべからざるなり。一讀すれば評は出来申し候なり。五十篇百篇の文をみるに兩日は過ぎざるなり。一日一夜にも評せらるべし。僕が文陋劣齒牙に掛くるに足らず候なれども、僕他人には評は乞はぬ男なり。足下なればこそ乞ひたり。大抵何事も乞うて成立することなし。これ足下の不満にて言ふべきことあるべけれども言はざるべし。僕已(に)明日去る、稿を御返し下さるべく候。しかし乍ら時分冷氣増すにやと存じ奉り候。折角に御自重御保養專一祈り奉り候。勿々不乙
一夜ねられぬ不平なり。又胸中のままを云ひて送り申す。以上なり。

寅二郎様 几下

史 狂 白

(大阪市 渡邊得次郎氏藏)

五、黙霖より 安政三年九月一日以前

黙霖在萩
松陰在萩松本

(前同)あり、曰はく、遙に南山に對して短籬に泣く、黄花の感慨人の知る少なり。千秋都々天家の號、乃ち是れ淵明以上の技。これその志なり。泣の一字、義卿は解わかるまじ。佛澄自比するなどと誣まをひる意より淵明を甘んずると云ふならん。淵明を甘んずるか甘んぜざるか、この詩にてしれる。そのこれを奉ずるもの何ぞ淵明に黨せん。亡國の器とすれば六經はみな亡國の遺物なるべし。足下の比干自比する志あるも、亡國の徴といへば足下喜ぶか。しかれども僕等にかかる不通なることを云うて足下を尤よめず。十年を出でず云々の見も淺々の識見なり。されども僕はその言を擧げて責むることなし。ただ、王室に志あるをもて同志と云へり。しかるに上人の心と僕が心と別なり。志す所大いに異なると責めたるは僕に於いて何の益(か)ある。足下に於いて何の益(か)ある。且つ筆誅の外には王民たる手段はなきやと云ふこと、返すくも我が志を知らざるに似たり。僕等は將軍の肉を食ひても飽腹はせぬほどなり。刀誅は固よりなり。然るに左様には行かぬ勢あり。筆誅してもその人は存して舊の如しと思へるは足下の惑なり。足下往昔よりの忠臣は死にたと見るか、僕等はその死も生くるが如しと見るなり。奸雄は生猶ほ死のごときなり。其の人を筆誅しても功なしなど云ふことは淺見の人の言なり。大志を抱き遠謀する人の言ふべきことには非ず。亦その中心を一々吐き盡して同好の士に知らしめ度しと云ふことは、大志の人の心に非ず。僕等は國々に入る一番に政事の得失を觀る。これを心に收めて人に説かざるなり。尤も人物に至つても一見してその胸中を徹鑑するなり。人心の移るや否や迄は僕近年試むるところなり。同志々と云へばとて人々見ることあり、その同異を争うて居るは愚なることなり。扱亦大夫は大夫だけの心あるなり、小名は小

名だけの心あり。大名は大名だけの心あり、將軍は將軍だけの心あり、殿下は殿下だけの心あり。おそれ多きことなれども、天子には天子だけの御志おますぞかし。兵馬の權を執るは將軍のことなり。奉命して内を正し外を征するも、將軍に非ざれば誰れか之れを能くせんや。試に今の野分を見玉へ、士人にてすら外夷を惡まぬ人なし。亦その心を察し玉へ、天然に出でたる一片の誠心なり。扶桑の下折木の濱、此の一氣なかるべからざるなり。まして小名大名は外夷のことを甘んずる人は、藥にせんとて一人もなきことなり。もし左やうなる諸侯のありてんには、日月も地に隕ちたるほどに思はるるなり。扶桑の正氣をうけて生れたるほどの人に外夷を甘んずる國君なし。況やその上に立つ將軍に於いて萬々此の理なし。固より外夷のことを將軍の惡むところなり。互市を許すことも好まぬこと勿論なり。しかるに内におそるることあり、そのおそろしきところが一家を安んじたき望の外には出ぬ。奉命せざる罪も自ら知るならんれども、おそるるところあれば止むを得ずして互市を通せしなり。それを尤も／＼と思ひたる諸侯二十人には過ぎざるべし。諸國にても一國を擧げてなりとも外夷をば伐して、日本(の)武威を示し度しと思へる大名も六七人もあり。それ迄は行届いたなれども、やはれおそろしき心あるなり。そのおそろしきところは一家を安んずるの外に出でず。故に闕下に詣でて、天謀に萬福の聖代に生れて國難此くの如きことに遇ふ、天下萬世の爲に坐視するに忍びず、臣等願はくは命を奉じて外夷を征伐し御深煩の叙慮を安んじ奉り、皇國の恥を雪むるには、臣等が一死を以てせんとて乞ひ奉るときには、かの少將宰相四位の人の烏帽子は如何ばかり貴とかるべきや。天顏のうるはしきこと如何ばかりとおもへるや。公卿の猛省らせるることここに至つて如何ばかり盛事なると思へるや。天下の士民の望を起すこといかばかりと思へるや。

それも知らぬ大名は一人もなきなり。しかるにそれをなすこともならぬ勢となりしも、やはれ恐るるところあり。(默然) 榎溪はそのこと一々知るなり、こと長ければ略言するなり。之れは國々の政事と人心とに就いて知ることなり。人に説いても益なきことなり。士人の中に海防に心を留めて議論を起したるも、畫鳥の聲なく畫花の香なきが如し。然れども一向に花鳥に非ずと云ふは盲目の人のことなり。もし夫れ有眼の人は花鳥と見るなり、有心の人は香聲のなきを惜しむ。しかれども香聲なきを笑ひはせぬ。榎溪(は)今の議論を見て香聲のなきを惜しむなり。僕には海防の論はなし。なきのが却つてあるなり。あれどもなきが如きの言をば紙上に立てまじと思ふ故に、事々の同異を争ふこといやなり。さて又一千年來の兵は盡く佛法中の兵なり。中興の中には楠公贈正三位一たび神兵を用ひたり。同じ諸將にても佛法兵あり、況やその他をや。兵勢を審にして神兵に復するやうにせねば外夷を盡く却ける事おもひもよらぬことなり。意を得てきかねば偏見に墮す。我れ定論あれども一々言ふことながし。彼の外夷を惡むことばかりを知りて、之れを防ぐの術に至つては夢にも知らぬ人、唇をふる(つ)て議論するはをかしきことなり。されどもこれも榎溪の心にては尤めはせぬ。今の兵を言ふ者、甲に非ざれば越なり。二公によりて出入し、少々己が見を加へたる迄にして、些も神兵のこと心付かぬことなり。佛法兵にても能く待するならば、外夷此くの如くにあなどりはせまい。佛兵なほ起すことなし、況や神兵をや。義卿も定めてこの言を不審するならん。我れ毎に之れを言ふとも一人も悟る人なし。能く悟る人あらんには我れ盡く話して見たきなり。しかれども神兵に復するには内嚴密に威加はりすもおそるる氣ありてはその事を説き難し。將軍も諸侯も大夫も各々心におそるるところあり、それは皆一家を安んずるところにして、古の武士に比すれば腰拔とより

外に名づけやうなし。兵を講じても萬夫不當の勇氣識見なくては、佛兵と神兵との分辯すら出來かねる。それ等の人はなにとて國の爲に遠謀するやらん。しかれども一向にそれを知らぬと云ひて尤むるには非ず。義卿よくよく兵勢の變じたることを考へ玉へ。外國より我が邦にせめ來りしこと、一度や二度や三度四度ではない。しかれども之れを却けたり。又この方より往いて征したるにまけて退軍したることなきなり。外夷は古よりあり、天より落ちたるか地より湧いたやうに思ふ人多し。我が邦も古よりあり、外夷も變じたり、我が邦も變じたり。彼此をもしらは百戰百勝の功は思ひよらぬことなり。しかるに之れを復古して戰ふこと太だ六ヶ敷事なり。故にやはれ(り)佛法兵にてなりと外夷を退却して可なり。北條相州は佛法兵なり、しかれども一片の誠心あり、故に此くの如きの大功あり。只今の外夷はその時の夷とは異なれり。一夷を盡して又擧げ來ること眼前。しかれどもその之れを却くるの方は變化妙用あるべし。且つ世に勇士も多くあり、その時には天その人を下す。日本は外夷の爲に屈する國に非ず、八百萬神守護し玉ふ國なれば、神兵を用ひて北敗する意決してなし。且つ我が邦は武を以て立ちし國なり。自ら文あり、自ら武あり。置いて講ぜざることを久し。これが通弊となりしことなれば、今忽に改むること六ヶ敷きは勿論なり。佛兵神兵は大将の心次第にて出來る事なれども、勢に對して言ひ出す時に非ず。そのこと行はれざれば徒言なり。外夷のこと一朝一夕のことに非ざれば、誰れぞ後には伐する人あるべし。併しながら國民の窮したること此くの如くなれば、早く伐つことよろし。萬々歳我が邦に難題を申し來る源を開くやうに思はるる直(まこと)に大切なる時節なり。徳川氏には従前のことは兎まれ角まれ、此の度は是非々々奉命して萬鐘をも炮として速に戰ひて可なり。征夷の二字を辱しめること氣の毒千萬なり。今迄は寸(す)も王室に功あるに

はあらず。豊家の寡婦孤兒を欺いて今日迄を致したることは、王室に關係すること寸もなし。伯は五霸ともに同じことなり。ただその長く安んじたるは足利氏と徳川氏なり。二家皆徳を以てしたる天下に非ず、奸計僞詐の致すところ深ければなり。(頼朝)源右府三代にて亡びたるは武の拙きに非ず、謀の淺ければなり。北條も謀深ければ九代あり、遺憾なかるべし。足利氏は深謀詐術なればこそ十三代つづくなり。光秀や信長はその勢ありて謀は全く拙し。足利氏は天子に弓を引きて起るほどの無道なり。それが此くの如くなること決して徳を以て治めたるに非ず。光秀などは信長を弑したる人なれども將軍の號あればやはれ(り)武將の列なり。高氏の罪とは小なり。(よりは)何ぞや信長は天子に非ず、罪の小大知るべし。寡婦孤兒を欺きたると、信長父子を弑したる、いづれか重き。しかれどもその輕重は國家のことに關はるに非ず、ただあづかるは高氏なり。それが武將の列たらば、弑逆の光秀も武將の列になくは偏固のことなり。しかれども長きことなれば一言ひても今人の服せぬことなり。信長も大器なり、後には王室を奉ずるや否未だ知れぬところなり。弑逆の光秀なほ少々のことを王室の地に今の世迄も残しおきしことあり。僕はいづれの霧にも黨することはならぬ。

天子三人迄を□□したる家を三代の治に比するやうな末世のありさまなれば、弑逆の光秀をも稱する筈なり。我れは之れを稱する能はず。しかれども假(か)にも將軍の號あれば、ただ將軍と見てよし。天子を□□したるは北條の流罪を上(たてまつ)りに比すれば、陰惡の重きこと天淵なり。又高氏の罪に比すれば如何ばかり遠きか近きか。公然の論をなす人のしることなり。五伯の中にいづれにも黨することなし。傍觀して評するなり。それで豊公などの一件は甘心(感)してあり。一々正名の軍を用ひたり。これも久しく子孫に傳へて王室を蔑(あざむ)にするやらしれぬ。早く亡

ひたればそのことは定められぬ。(大鹽平八郎) 鹽子起などの器量は天家を重んずる意より出づることなれば、其の迹は笑ふべきことなれども、もし成就して 王室を貴びたらば、随分日本の人なるべし。未だそのところに行かぬことなれば價を定められぬ。正雪などは決して 王家を貴む人に非ず、殊に徳川の賊なり。しかれども彼れもし志を得たらば將軍となることなり、しかるときは權柄彼れに歸するならむ。そのときに 王室を貴まば可なり。(なぐさ) 蔑にすれば天下の賊なり。子起は正雪などと一混する人に非ず、その志はよくしれてあり。しかるに今時にては天下一致になりて外夷を却けたきものなり。たとひ伯者忽ち起りても 天子を重んぜねば模溪萬々服せぬ。故に一家を興したる迄にして 王室より見れば霸者は輕重はなきなり。しかし乍ら一家にて外夷をも却けて 天子の勅命も奉じて大功を立てたらん大名は、後世誰れかその人をそしらんや。今にても數家その心あり。しかれども殊に發せざるなり。その心いきはやは(b) 佛法の兵なり。無窮の説あれども之れを言ひ難し。願はくはも一段志を高くして奉 命して外夷を伐つて、一旦天下の權を執り、その後己が家は 天子の世臣と末世迄傳へ、萬事の會釋藤原の頃になし玉ふやうに定めて、天下を 王家へ上り、諸侯を盡く武士としたき志などある大名あれば、外夷はおろか内を正すのことは太だ易き勢なり。これは神兵の上でなければ論は立てられぬ。我れに一定論あれども、今言つて益なきことなり。外夷を伐し大功を立てて又伯者になる志ある人はあれども、 天家に復して萬世迄美事とする大忠臣は恐れ乍ら一人もなきなり。故に去年冬の書にその意あり。専ら悟らんことを欲す。足下それを擧げて僕が心志を疑ひて、筆誅の外に王民。(安政二年) (吉野浩三氏の調査によれば「王民」と「此くの如く」の間に、原文二枚紙と註あり。恐らくは然らん) 此くの如くなり行きしことなり。しかればこれより後に興れる伯者の時には、

前轍を履んで儒生の論は今時より盛に媚ぶるなり。これ勢なり。伯者三四入(か) 更れば必ず自ら 天子に比するやうになるぞ勢なり。これらのことは少々 王室に志を傾けたらむ人は明知することなり。しかれば筆誅せねば後には繼いで筆誅するものなきやうになる。武臣權を竊みてより一千年にならぬ。然るに此くの如くなり行きし世のありさま中々腸を斷つほどなり。今千年二千年せばいかなる儒生の論をなすやらん。いとく恐るしきことなり。それも 天子の位も三種の神璽も外にわたし、革命の國と見たらば、筆誅には功なきことなり。筆誅の本懐を明かに人に察せらるることは、我が本心に非ず。とてもそれに興(おこ) することはなぬ世なり。嘗(こころみ) に蒲生と林子平との争をみよ。又林子平が中山公(大誦言中山愛親) を詰りしことを見よ。子平が高山が顛末を惡(にく) んだることをみよ。その時には 皇家には御難題山々なり。中山卿中年時より惡(にく) まるる事なり。六十歳斗(ぶ) の時に一勇を振ふ。もしかの時に 君命を辱めたらば、蒲生・高山は諸同士を引き來て、正名の軍を張る心なり。勢は不可なれどもその志は感泣するほどなることなり。江戸には全く大貳(山縣) などにもこりてあり、故に蒲・高を益々好まず、その上に二子を感じて謁見を許せる諸侯多ければ、江戸には内をもおそれたる心もあり。且つは公卿の器量をもこれにて見定めんとなり。徳大寺のやうなる人あらば宜しかるまじとなり。もし五説(寛政四年幕府の朝廷に上りし五箇條の難題) に當るの器なくば、その後は江戸より自在に 王家を指揮せんと云ふ心なり。その危きこと累卵とやいはん。天子の御心を少々察して見てくれよ。徒らに昔のことを言ひて談話する心では高・蒲や中山の大忠の心いきはよもしれまじ。入木石に非ず、なにとて御 叡慮が察せられぬやらん。我れには血熱斗(はつ) にて誰れにか之れを吐かんや。平生快々たり。しかれども神明あり。廿一日斷食して 僕が議論もし公道を害し候はば、

速に命を斷ち玉へ、もしその論公案ならば守護してその志を助け玉へと誓ふ。そのこと誰れにもしられたき心なし。義卿にも云ひたくなし。他人に説くこと勿れ。さて此くの如くにして未だ此の命終らねば、神助ありや、神罰ありや、兩ながら臆断は出来ねども、命終らぬところよりみれば、少々たのもしき心なり。然れば人の狂といはんも妨なし。愚とせんとも妨なし。皆甘んじて受ける。故に大儒にて多讀して、皇道を誣ひる人は僕斥するところなり。それを世人のききて榊溪を抱負とするもの、比々としてあり。しかれども放狂自托の心なれば、之れを辨ずるは無益のことなり。故に家大人も僕が志は知り玉はぬなり。郷人はなほくしらぬく。しらでこそよけれ。東平(岩國藩士玉乃世履)をせめるは止むを得ざるなり。已來は人に與ふる書は作らぬやうにすべし。暢舌の一件、皇國の道を書すること重々あればこそ、一人なりとも止めてくれたき望なり。一言以て天下亂るべし、一言以て天下定まるべし。舌は妄りに徒勞するものに非ず。口を守ることを瓶の如く、意を防ぐこと城の如くせねばならぬことなり。多言多敗とは暢舌にもかけてよし。舌は言を定むるものなり。天下の人心移りて暢舌の俗となりしは邪教よりも甚だしきことなり。外夷は人心移るか移らざるかより事を起すの意と見ゆる。四方に色々申し行き蠶食したるも、始めは人心を移すこと專一と志すと見ゆ。今は人心の移りたること外夷の欲するやうになりてあり、之れ豈に見るに忍びんや。三十年間に暢舌の弊の極處にて捲舌のところを見玉へ、暢舌(の)人々一日三四動するか。天下の億萬人を積みて、一日一月一年三年と積んだる氣は、いづれのところに逼るか。六十州の内にあれども外へぬけるか。暢舌の後には又々流行のものあるべし。これみな人心を移すの謀なり。抑々アメリカの一母五兒を育する圖を見よ、母の乳を以て兒を育する心地に五大洲を懐ける意なり。今人はみなその計中に陥

りてあり、苟も國を憂ふる人あらんには、暢舌をすすめてもすることはならぬ筈なり。婦人の長舌は家の興ることではなし、勇氣なき人は外夷の間者入らぬためによしといへり。舌を以て却ける心なり。舌を以て干戈に代ふる心なり。人心のうつること此くの如くなれば、互市を通じたるはその計中に陥りたり。十年にして又一望あらん。二十年にして又望むところあらん。望を許(さ)ずんば合戦せんと言ふこと眼前なり。江戸にはただ、外夷の望のままにさすやうになる。これも將軍の心にはあらざれども、自然此くの如くなることなり。三十年後には江戸の城を渡せと望むならん。その時には渡しはすまい。そこで食言しては不面目なり。父に對して暢舌するは不孝なり。兄に對して暢舌するは不悌なり。君に對して暢舌するは不忠なり。己に忠孝に非ざるの暢舌なれば、世道を害することは固よりなり。大地震の時に人皆捲舌に似たる形あるゆゑに、僕曰はく、この節暢舌にして見よと云ひたれども、傍の人一人も暢舌せぬ。しかれば大事に臨んで暢舌はすまじ。地震位なことは愚なることなり。暢舌してもよかるべし、而るに却つて捲舌する、あまれ早し。捲舌の時がきのどくなり。文平(松崎)が暢舌して予に對したるは妙圓寺の門前の醫生のすすめなり。

皇道にも大功あるべし。しかれどもその人のことは暢舌の外には我れ未だ見ず、故にそのままに問に答へてあり。澁木生(金子重之助)に比するは我れ知らざるなり。憂國の魂あらんには何ぞ暢舌に違あらんや。これは皇國の道を書する初めなれば云(は)でかなはぬことなり。松崎文平曰はく、「暢舌は僕に在りて上人に在らず」と。これは足下の責(に)さすことあしし。僕が心事を知らば足下止むる筈なり。しかるに之れを擧げ來らせたるは義卿に似合はぬことなり。故に今一言す、幸に足下も力めて人の暢舌を止めよかし。元瑞(久坂)に答ふる書(舊全集卷三の三八、卷四

の六九) 毎々なり。醫生の血氣は知れたることなり、足下^{つく}之れに答ふ、何(の)意と云ふことを知らず。それ足下^{八參照}夷船に行く中に迎に船來らざるは、渠^{みち}は兵法を知りしなり。遠謀の人もありと見ゆ。此くの如くにしてもし謀つて夷使を斬る心あら(ん)には、中々義卿百人にてもいけぬ。かの夷船に乗りたる時に、小船を外へ流したるは兵法に長^たたるなり。その中に火起りて大船に移るや迄心がけたり。かくなくては萬里波濤を凌いで使には來らぬ。船中にて使の首を斬ること決してならぬ、網中の魚の如し。これらの事は小兒にても察するほどのことなり。夷使を斬るとは、幕下にいよ／＼^(マヤ)戦合と定まりたる時のことなり。幕下にその事定まらずとも、大名の中に二三手にても是非々々合戦と決したる時にこそ、使を斬りて功あり。左様に合戦と定まりたることならば、足下は夷船に頼んで外國に行く志は留まること必定なり。合戦にいよ／＼ならぬと見定めたる故に此くの如く近づきたることなれば、使を斬つても功は少し。況や船中にて渠等とりまきたるに、百義卿ありとてきることならぬ道理なり。元來夷船に近づきたる本意のところをも察せずして、その迹に就いて色々難詰をかまへ、あま(つ)さへ今のことを知り乍らそれを斬る斬らずの責をなすは、血氣の勇たること勿論なり。それに答へたるもあまれ^(り)明智に非ざるやと存し奉り候。識者は明かに知るなり。此くの如き應酬は止め玉へ。神氣を勞せず神氣を養ひ玉へ。神氣をあまれ^(り)害しては、大事に臨みし時に大いに振はぬ。十分に神氣を養ひて呉れんことを祈る。扱て又海防の事いか思ひても貴兄の意の如くにはならぬ。行はれざれば神氣を勞しては後の爲にあしし。能く／＼聞分けてくれ玉へ。足下^(は)の先づ／＼五六年も讀書して氣を養ひ玉へ。三年も後には就職の日あらんなれども兎角血氣に任せず、先づ／＼おり合つて居玉へ。

此の書一讀して中心を了すれば、則ち必ず之れを火中に投ぜよ。即ち造化に返すなり。
廿一回烈士足下

王民白

(大阪市 渡邊得次郎氏藏)

六、安川叔父に與ふる書 (原漢文) 安政三年 妻木壽之進 (本文三七七頁に出づ)

七、大義を講す (原漢文)

戊午の秋義卿及び友人兩三
と國事を討論す、云々。

安政五年秋 妻木壽之進 (本文三七九頁に出づ)

八、葉山佐内より 伊藤靜齋宛安政五年十一月三日

葉山在平戸
伊藤在馬關

(前缺) 馳々數月を送るの段御怒亮下され度候。今度は御勘定にて御細書(後缺)

第一、御近狀喜ぶべき義は、御禮禁も相弛み御外出等御悉縦御出來の由、久々に青天白日御本懐の至り賀し奉り候。就いては御遊歴既に此の邊へも御探訪の筈に候處、國內大喪御承知玉趾を回らされ候由憾むべし。去り乍ら僻境御出にては却つて殺風景、何の御興致も之れ無く候故、必々御再舉之れ無き方然るべく存じ奉り候。陶器五つ御惠贈、所謂「物は郷を離れて貴し」にて甚だ珍愛仕候。御至情萬々拜謝奉り候。扱兼て御相談申上候風説類の事も、爾後は飛脚船往來に御周旋下さるべき旨大慶奉り候。追々其の都合御申し付け相成候様申し談すべく候。吉田(松陰)氏の近狀も仰せ下され大慶の至に御座候。拙詩別録机邊に在合せ候間御一覽下され度候。萩府には別段拙書にて、當藩中小關與右衛門と申す方より差廻候筈に申し談じ居候得共、御序宜敷き節は、此の稿差

廻され下され候ても然るべきや。遠境届き方運速知るべからず候。情は詩中に在り候故之れを略す。尤も拙稿言ふ所の言々、二十一回(松陰)猛士の鐵肝は「方柄圓鑿」共存せられ候得共、鄙見は、彼れの人と爲りを掩ふ所なく詩中へ吐露いたし候所、何卒咀嚼相祈り候間、宜敷御致意被下度候。勘定相濟候節、尙縷々相盡すべく、先は此れ草略を要する此くの如くに御座候。萬後鴻に在り、不乙。

十一月三日

葉山佐内

伊藤奎之介様

尙以て、逐日寒返相増候條、隨分御自玉專要廻に祈る。扱本年は諸州暴病暴死流行、畏るべき事に御座候。貴地並に萩府の死亡仰知らされ驚入候。弊藩は僅々たる事にて相濟み申し候。洋夷は彗星出候へば流行いたし候旨申候由。彼理日本紀行翻譯もの密かに手に入れ、一覽を遂げ候處、本邦の事色々申し之れあり、定めて疾く御一見と相察し申し候。京師と東都の事、貴地如何の巷説に候やと、想像に勝へず候。何れ勘定済み、直便により萬縷相悉すべく、餘り貴答延引候末故、大略此くの如くに御座候。別稿を吳々宜しく御頼申し上げ候、以上。

(大阪市 渡邊得次郎氏藏)

九、伊藤靜齋より松陰宛

安政五年十一月二十八日

伊藤在馬關
松陰在萩

拜啓

靜齋

辰下益々御安適在らせらるべく遙賀奉り候。僕依然罷在候間御降念下さるべく候。過る廿日、來原(良藏)君御過訪にて粗ば御近況之れを承り申し候。同君も崎陽(長崎)に往來、府中に立寄られ候て、時勢說解、聊か士氣振起仕り候。委細は來君より御通達之れあるべきに付き草略仕り候。

一、別紙平戸鐙軒先生より到來に付き其の儘呈出仕り候。御一覽済ませられ候はば、又御返却願奉り候。

一、僕郷里(長門國船木)へ退居候義、粗は來君へも御談仕り候。ひと先づ村塾を開き庄屋已下農民等へ教導の唱にて送光仕り候。郷里近傍は給地多く、給主杯の氣がねも之れあり、因つて御蔵入りの地計りの村民相集め徐々と教誨仕り候はば、有事の時農兵の一助にも相成るべく存じ奉り候。右に付き來原公より竹内公へ其御話合之れありし由にて、此の節竹内公郷里へ御出候期に付き、郷里に於いて御相對之れあるべしとの事にて、既に此の節僕郷里迄罷り越すべきの處、生憎疾に罹り出づる能はず、遺憾の至りに存じ奉り候。郷里迄引取り居り候て萬一の時は竹内公の爲め犬馬の勞にも相代り申すべく候。兎も角も郷里迄引取居りて緩々御談申上げ、如何様共尊命に隨ひ申すべく候。何分此の地に疎々送光仕り候ては、更に目途之れ無く、意味深淵は望む所、筆頭にする能はず候。最早年内は竹内公へ相對相成間敷何卒尊兄より竹内公へ能々御示談下さるべく偏に希ひ奉り候。其の内來(來原)君手付理介子年内歸藩仕り候はば、此の子を以て存意委却申上ぐべく候。吳々も御周旋下さるべく願ひ奉り候。

○馬關風説、虚實は相詳かたらず、仙臺公土州公、右兩公登城御留の由申事に候。

○浪華米價騰貴諸國より登されたる米少き故也。

霜月廿八日

松陰先生執事

(大阪市 渡邊得次郎氏藏)

一〇、入江杉藏宛 安政六年五月十四日

松陰在野山獄
入江在岩倉獄

小生事愈々東武へ引かるることに候はば、先づ永訣と存じ候。知己の一言賜はり度候。

傳之輔(伊藤)・和作(野村)を連れ行き度く候得共、此の行は定めて網乗物の事なるべければ、兩人も裸縛の人故
捌け申す間敷候。榮太(吉田)・彌二(品川)は如何あらん、高案承り度く候。

東武到着の上、幕吏明白に糺明して呉れ候得ば、此の上なき難事有、平生講究せしこと共逐一申し述べ、貫高
施全の志を述べて罪に伏するか、痛哭流涕して感悟さするか二つなり。然れども恐らくは明白にはすまじ。然
れば一行樂の想をなすべし。皆未だ測るべからざるなり。

彌二の外作間(忠三郎)・徳民(曾野)皆愛すべし。足下時々余に代りて鼓舞せよ。

日下議論一變しかけて居る。福原(又四郎)も同じ。有吉(兼次郎)も亦愛すべし。岡部(富太郎)近日衰退の色あ
り。然れども棄つべからず。

口羽(徳輔)は自らはれ吾れ以上の人物、刻意勵行の人なり。詩稿一卷小生手寫の分贈り示すべし。

佐世(八十郎)は足下の知る通り遂に義に負かざるなり。

小田村(伊之助)は小生投獄以來の苦心、實は間然することなし……(以下缺)

(書目) 新全集第九卷五七五號はこの書翰の返事なり。

東京都 龜山幸三氏藏

一一、土屋翁海より杉梅太郎宛 (原漢文)

文久二年七月

杉在大阪
土屋在大阪

針を指頭に刺して顔ために變じ、剃刀を誤つて頂にすれば、頸を縮めて喉を發するは、婦女懦夫の常態なり。

然り而して蠱蛇吾が一支を蝨せば、凡そ以て療し得べきは切斷割截爲さざる所なし。他なし、其の毒の以て我れ
を死せしむるに足るを以てなり。今夫れ娼妓の人を毒する更に蠱蛇より甚だしき者あり。人々其の毒に中れば腦

を爛らし肝を腐らし、身破れ家亡ぶ。世の大徳と爲す者比々として皆是れなり。然り而して英雄豪傑の士亦陷

溺して其の禍を招く者あり、是れ亦已むべからざるか。甚だしい哉娼妓の人を毒するや。余性疎蕩にして狭斜
を喜び通邑の大都花柳の在る所を探討すること甚だ多し。然れども體亦健實、未だ曾て其の毒の爲に中てられ

ず、是れを以て頗る自負し、毫も厭忌するなし。亡友吉田(松陰)先生は廉介の士なり、其の江戸に在るや、來り

諒めて曰はく、飲食男女は人の大慾存す、我れ必ずしも之れを責めず、然れども花柳に耽るは現に三損あり。財
を他邦に糜すと、英名を墮すと、微邪に身を傷ふとなり。茲の三損あり、而も執迷改めず、安んぞ誠めざるを得

ん。予も亦功名に志ある者、豈に蕩子狎客の爲すに倣ふべけん。懇々反復且つ贈るに詩を以てして曰はく、「朱

絃綠竹半宵の歡、誤る莫れ英雄千載の名。」と。余其の言に服すと雖も、而も尙ほ其の慾を絶つ能はざるなり。其
の後余國に歸り塵務匆忙にして數年出でず、心志零落して昔游夢の如し。而して聞某名士微のために死し、某秀
才亦焉れに罹りて其の支體を傷ふを聞く。心竦然として悲惜し、而も苟に余が無異を喜べり。今茲壬戌(文久二

年)の春事を以て赤馬ヶ關に遊び、四方の諸彦と交、醉歌咆吼し故態復た生ず。私に謂へらく、酒妓は娼女の患なしと。狎戯數句自ら檢束せず。既にして余開帆東上す。舟中にて癡疾を得、浪華に及ぶ比、其の痛特に甚だし。急に醫を呼びて之れを示し、且つ之の由を告ぐ。醫云はく、酒妓亦猶ほ娼の如きなり、先生の見何ぞ太だ痴なる。但し其の毒は極めて淺くして憂ふるに足らざるなり。來(病)漸く降ると雖も、心は數日悶え、徒らに先生の言を追憶するのみ。余固より恐懼痼病を抱きて、熱を犯して遠く他郷に來り、風俗飲食異なる。宜に況や妓の汗疾に罹り、體の充たざるや。故に病從つて動き、臥靡數旬殆ど懷を爲す能はず。而して邸中に留る官者は貴賤新故となく、亦多く風流瘡を得るを見る。蓋し大阪は豪賈の家する所、天下の侯伯皆其の支給を仰ぐ。而も賄賂は狹斜を以て命と爲す。是を以て人士の來り是に官するの士も亦、柔舌兼服務めて其の風を追ひ、歌酒にて徹遂し、事あれば則ち妓院に相會し以て之れを謀る。昨日の捕熊暴狼の壯夫、矯つて婀娜窈窕の公子と爲る。自他ともに之れ沐猴の冠するに非ざれば虎質にして羊皮なるを觀る、醜も亦極まれり。嗚呼、坐するに山河屹然の封土あり、而も之れをして膝を無土無祿の賈豎に屈し、且つ彼の慘毒に罹るを免れざらしむる、豈に此れ以て其の社稷を保つに足らざるに非ずや。抑も沿習例と爲りて其の弊を改むること能はざるなり。理に達する者あらば、思うて圖らざるべけんや。然りと雖も是れ吾が事に非ざるなり。必ずしも之れを言はず。獨り恨む、前に余をして先生(松陰)の言を用ひしめば、則ち豈に今日の悔あらんや。今や先生逝けり。乃ち孰れか將に吾が過を誡めんとする者ぞ。因つて其の由を記して以て針砭に充つと云ふ。杉(民治)君伯教は先生の兄なり、人となり温遜にして物と許ふことなし。余と交はり甚だ篤し。先數月來邸舎に在り、亦口息に罹り余と同じく醫に就く。余乃ち向の自ら

悔ゆる所の者を擧げて之れを語り、筆して以て之れを贈る。願ふらくは、君の官は度支局に在り、乃ち二三年後又將に浪華に來役せんとす。則ち今日の患は他日の眞誠なり。聊か官暇に乗じて此の紙に對すれば、則ち失敗なきに庶幾からんか。文久二年歲次壬戌秋七月蕭海棖病を勉めて浪華の邸舎に書す。

(註) 土屋矢之助、名は棖、醫毒と號す、松陰の友人なり。

(森市 下田敬信氏藏寫本)

田文協承認 あ360055

昭和十八年十月二十日印刷
昭和十八年十月廿五日發行

第一刷 三〇〇〇部

吉田松陰の研究

◎定價 七圓五十錢
特別行爲稅 五十錢
相當額 五十錢
實價金 八圓

著者 東京都北多摩郡保谷町下保谷二三八
廣瀬 豊

發行者 前田 信

東京都小石川區高田豐川町四三

印刷者 山本 禎男

東京都牛込區山吹町一八九

配給元

日本出版配給株式會社
東京都神田區淡路町二丁目九

發行所

東京都小石川區高田豐川町
東京武藏野書院
日本出版會員二〇〇二五
振替東京六七一四六番
電話牛込五〇九番

K-3M-59

RECEIVED
F. L. ROYER
244 K...
MAY 11 1958

RECEIVED

RECEIVED
MAY 11 1958

RECEIVED	RECEIVED	RECEIVED	RECEIVED
MAY 11 1958	MAY 11 1958	MAY 11 1958	MAY 11 1958

終